



令和4年度事業評価の 取組状況

令和6年（2024年）3月

1. 事業評価とは

行政の限られた経営資源を最適化するとともに、時代の変化をとらえて適切な改善につなげることを目的に、各所属が自ら事業の点検・評価を行い、自律的な見直し・改善を図る仕組み

2. 目的・評価方法

(1) 評価の目的

- ① 財源・人材・施設などの行政の限られた経営資源の最適化
- ② 時代の変化をとらえて適切な改善につなげる

(2) 評価（検証）の方法

- ① 評価シートを活用し、事業の実施背景、実績、コスト、他市状況などを整理
- ② 実施背景の変化、初期の目的の達成状況、他市比較、持続可能性などを踏まえ、課題の有無を点検し、あるべき姿に向けた改善のアイデアに結び付ける

3. 事業評価の主な流れ

	項目	実施内容
(1)	対象事業の選定	事業評価の対象事業を選定【事務局】
(2)	一次評価	事業評価シートを活用し、事業の点検・評価を行い、改善のアイデアに結び付ける【各所属】
(3)	各所属との協議	事業評価シートを確認しながら、各所属へのヒアリングを実施し、二次評価（案）として整理【事務局】
(4)	二次評価	二次評価（改善の方向性）を決定
(5)	評価結果の公表	評価年度末に、評価結果を公表
(6)	改善の取組	二次評価を踏まえて、改善の取組に着手【各所属】
(7)	取組状況の公表	評価年度以降、3か年の年度末に取組状況を公表

※ 事務局…事業評価の事務局（企画財政部行政経営課）

令和4年度事業評価 対象事業一覧（46事業）

No.	所属名	事業名1	事業名2	取組状況	ページ
1	危機管理課	自主防災組織補助金	—	完了	5
2	市民の声を聞く課	市政モニター費	—	継続	9
3	市民の声を聞く課	市民意識調査費	—	継続	13
4	自治振興課	防犯施設設置費補助金	—	継続	17
5	市民協働課	市民公益活動公募型支援金	—	完了	21
6	市民安全推進課	交通安全推進費	各季節交通安全運動	継続	25
			老人クラブ交通安全指導員委嘱	継続	29
7	市民安全推進課	防犯活動支援費	防犯パトロール隊支援物資支給事業	継続	33
8	市民安全推進課	防犯カメラ設置費補助金	—	継続	37
9	市民安全推進課	防犯カメラ運営費補助金	—	継続	41
10	市民安全推進課	防犯対策推進費	客引き行為等防止業務委託等	継続	45
11	健康政策課	健康医療相談事業費	—	完了	49
12	健康政策課	健康ポイント事業費	ふなばし健康ポイント事業	継続	53
13	高齢者福祉課	日常生活用具扶助費	自動消火装置等	継続	57
			黄色い杖の支給	完了	61
14	高齢者福祉課	寝具乾燥消毒事業費	—	完了	65
15	高齢者福祉課	高齢者住宅整備資金助成事業費	—	完了	69
16	高齢者福祉課	家族介護慰労事業費	—	完了	73
17	介護保険課	介護保険訪問看護職員雇用促進事業費	—	完了	77
18	介護保険課	介護人材確保対策事業費	—	完了	81
19	介護保険課	介護職員初任者研修等費用助成事業費	—	完了	85
20	障害福祉課	障害者施設等通所交通費助成金	—	継続	89
21	障害福祉課	障害者住宅改造費補助金	—	継続	93
22	障害福祉課	共同生活援助等支援事業費	運営費・開設準備費補助金	継続	97
			家賃補助	継続	101
			スプリンクラー整備費補助金	継続	105
23	障害福祉課	障害福祉人材確保対策事業費補助金	—	継続	109
24	保育認定課	保育所運営費補助金	—	継続	113
25	保育認定課	認定こども園運営費補助金	—	継続	117
26	保育認定課	小規模保育事業費補助金	—	継続	121
27	療育支援課	障害児施設等通所交通費助成金	—	継続	125
28	資源循環課	ふれあい収集事業費	—	継続	129
29	グリーン推進課	ごみ減量活動費	グリーン船橋530の日	完了	133
30	グリーン推進課	粗大ごみ電話受付センター事業費	—	継続	137
31	商工振興課	特定退職金共済掛金補助金	—	継続	141
32	商工振興課	商業環境施設整備事業費補助金	—	継続	145
33	商工振興課	商業環境施設維持管理費補助金	—	継続	149
34	商工振興課	創業支援推進事業費	—	継続	153
35	商工振興課	共同ビジネスマッチング事業費	—	完了	157
36	農水産課	ふるさと農園整備費補助金	—	完了	161

No,	所属名	事業名1	事業名2	取組状況	ページ
37	都市整備課	自転車等街頭指導費(政策経費)	—	完了	165
38	道路計画課	老人福祉センター送迎バス活用事業費	—	継続	169
39	住宅政策課	住宅改修支援事業費	—	継続	173
40	住宅政策課	高齢者住み替え支援事業費	—	継続	177
41	住宅政策課	近居同居支援事業費	親世帯・子育て世帯近居同居支援事業	完了	181
42	警防指令課	消防団運営費交付金	—	継続	185
43	学務課	私立幼稚園運営費補助金	—	継続	189
44	保健体育課	児童・生徒防犯対策費	スクールガード関係事業	継続	193
45	総合教育センター	教育フェスティバル費	—	継続	197
46	文化課	船橋市文学賞	船橋市文学賞・文学講座	継続	201

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	危機管理課		
事業名称	自主防災組織補助金				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市自主防災組織補助金交付規則				
事業開始年月日	昭和54年4月1日	最終制度改正年月日	令和4年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	自主防災組織に対し、船橋市自主防災組織補助金を交付することにより、防災資機材を整備し、自主防災体制の確立に資することを目的とする。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	自主防災組織に対し、防災資機材購入費用の補助金を交付し、自主防災体制の確立に資する。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	自主防災組織は、日頃から地域の防災訓練等を通じ、いざというとき、一体となって地域の人々の避難支援や救出救護活動等を行うことが期待されることから、自主防災組織に対し、船橋市自主防災組織補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、防災資機材を整備し、自主防災体制の確立に資する。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月1日 交付対象に「町会・自治会に属していないマンション管理組合」を追加。 ・平成28年4月1日 交付対象となる防災資機材の明確化。 ・平成31年4月1日 結成補助金の交付年度の制限撤廃。防災訓練の定義を、自主防災組織が自主的に行った訓練も対象に改正。 ・令和4年4月1日 自主防災組織補助金交付規則に、「理由の提示」、「財産の処分の制限」、「関係書類の整備」に関する規定を明記。第3号様式「仕入控除税額報告書」の追加及びそれに伴う「消費税仕入控除税額に係る取扱い」に関する規定を明記。 				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	自主防災組織	結成補助金 70,000円 活動補助金 世帯数に応じた上限額あり 下記上限額か、購入金額の3分の2の低い額。 100世帯以下 20,000円 101～300世帯 35,000円 301～500世帯 50,000円 501～700世帯 65,000円 701～1,000世帯 80,000円 1,001～2,000世帯 95,000円 2,001～3,000世帯 110,000円 3,001世帯以上 125,000円			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	11,166	11,590	11,590	11,150
	うち一般財源	11,166	11,590	11,590	11,150
	決算(見込)額	9,133	8,291	7,963	-
対象者数・ 交付件数など	活動補助金申請数	249	223	210	-
	結成補助金申請数	4	4	4	-

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	12月～5月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	毎日				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.3 人工	1.0 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	2 人	1 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	危機管理課
事業名称	自主防災組織補助金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	自主防災組織の結成率の向上	近年、地域住民の町会・自治会への加入率が低く、自主防災組織結成率の向上が難しい。	自主防災組織結成促進のリーフレットや、市防災訓練のポスター等を各町会・自治会に配布し、回覧や掲示板への掲載を依頼することで地域住民の防災意識啓発を図る。
2	結成後の活動促進	—	—
3	活動内容の把握	—	—
4	事業の継続性・持続可能性	—	—

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	自主防災組織の結成率の向上	・活動が活発でない小規模町会・自治会ほど組織結成率が低くなっている。 ・なお、本市は、小規模な町会・自治会が多い傾向がある。	市内には、小規模町会・自治会であっても組織結成率の高い地域もあるため、どのような町会が結成しているかを分析し、効果的な結成率向上策を検討する。
2	結成後の活動促進	結成時に資機材を購入するのみで、以後、継続的な活動が見られない組織がある。	結成率向上だけでなく、結成された自主防災組織の維持及び活動の活性化も重要であるため、好事例の研究と横展開など、自主防災組織の活動活性化策を検討する。
3	活動内容の把握	補助金申請以外に活動状況を把握する体制が構築されておらず、申請のない組織の活動状況が把握できていない。また、申請組織であっても2年目以降は計画の提出を求めている。	自主防災組織の活動内容の把握及び継続的な確認を行える仕組みを構築し、合わせて、活動継続に課題を抱える自主防災組織への対応策についても検討する。
4	事業の継続性・持続可能性	自主防災組織は町会・自治会を結成単位としており、町会自治会の小規模化や役員の高齢化・担い手不足といった課題が事業の継続性に直結する。	自主防災組織をはじめ、町会自治会と関連の深い市の事業における同様の課題を把握し、整理を行う。

取組結果

所属名	危機管理課
事業名称	自主防災組織補助金

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 自主防災組織の結成率の向上	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織結成促進のリーフレットや、市防災訓練のポスター等を各町会・自治会に配布し、回覧や掲示板への掲載を依頼することで地域住民の防災意識啓発を図った。 ・小規模町会・自治会であっても組織結成率の高い地域の分析結果を、自主防災組織の結成につながるようまちづくり出前講座で啓発した。 	-	-
2 結成後の活動促進	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・結成率向上だけでなく、結成された自主防災組織の維持及び活動の活性化も重要であるため、好事例を広報等で啓発し、自主防災組織の活動活性化を図った。 	-	-
3 活動内容の把握	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練参加率や防災指導申請率等を算出するなど自主防災組織の活動内容の把握を実施した。 	-	-
4 事業の継続性・持続可能性	完了	<ul style="list-style-type: none"> ・自治振興課と情報共有し、定期的な会議の開催と、自治振興課と危機管理課で実施している事業間で連携して、町会・自治会への加入促進、自主防災組織の新規結成の啓発を実施した。 	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	市民の声を聞く課		
事業名称	市政モニター費				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市市政モニターに関する規則、船橋市市政モニター実施要領				
事業開始年月日	昭和42年度	最終制度改正年月日	平成29年3月31日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	市政に関する意見、要望等を広く公正に聴取し、市政の効率的な運営に資するため、船橋市市政モニター(委嘱、任期は4月から翌年3月までの1年間)を置く。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	選出された300人の市政モニターに対し、年3回のアンケート調査及び施設見学会を行い、市民の意見を聴取し、今後の市政運営の基礎資料として活用しようとするもの。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	<ul style="list-style-type: none"> ・市政モニター制度は、当初「広報モニター制度」として発足し、翌年4月から「市政モニター」へ名称を改め、広く市政全般についての意見を聞いてきた。 ・当初は意見交換型であったが、現在はアンケート調査(年3回)と施設見学会を実施。 ・現在は、広く市民の方々の意識を把握するため、モニターの方々にアンケート調査等をおこない、今後の市政運営の基礎資料として活用しようとするもの。 				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> ・市政モニター制度は、昭和43年1月に「広報モニター制度」として発足し、翌年4月から「市政モニター」へ名称を改めた。 ・当初は、意見交換型の運営であったが、現在はアンケート調査(年3回)と施設見学会を行っている。 ・市政モニターの定数は30人で開始され、昭和49年に40人、昭和61年度から現在の定数である300人に増員した。 ・平成29年度より、対象年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げた。 				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	市政モニターとして300人を委嘱	住民基本台帳から性別・年齢・地域等を考慮して抽出した18歳以上の市民2,000人に案内を送付し、応募した先着300人を委嘱。			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	780	792	789	811
	うち一般財源	780	792	789	811
	決算(見込)額	742	643	536	-
対象者数・ 交付件数など	モニター案内数	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人
	モニター委嘱数	300人	300人	300人	300人

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	5月～翌年2月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	週3～5回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.0 人工	0.9 人工	0.2 人工	0.0 人工
	従事者数	1 人	1 人	1 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	市民の声を聞く課
事業名称	市政モニター費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	インターネット回答率の向上	調査回数を増すごとにネット回答は増加傾向にあるが、40代以上のネット回答率を高める必要がある。	・現在の郵便・ネット回答の併用方法から、他市のようにネット回答のみに特化した方法を構築する。 ・ネット回答のみとする場合は、募集・登録案内時にネット環境でのアンケートであることを明示する。
2	対象者・対象要件	市政モニター定数300人の回答が妥当・有効であるか。	一定の有効性を担保するために他市を参考にネット回答も視野に定数を検討する。
3	結果反映、活用	市民の意見等がどのように反映されたか等が分かるような仕組みが必要である。	市民の意見等の活用状況については、原課や他課が共有可能な取り纏め方法を構築する。
4	事業の目的・意義	目的は異なるものの、市政モニターと市民意識調査の内容に似通った部分が見受けられる。	市政モニターアンケートの位置付けを明確にし、意識調査と差別化を図る。

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	インターネット回答率の向上	—	—
2	対象者・対象要件	—	—
3	結果反映、活用	アンケート調査を行うことが目的のひとつになっており、調査結果の活用が十分に図られていない。	調査募集の段階で、調査結果を施策・事業へ活用してもらうことを前提として、調査事項や内容について調整し、決定する。
4	事業の目的・意義	—	事業開始から55年経過しており、モニターを活用することの目的や意義を改めて整理し、その上で意識調査との統合を検討する。統合が適当でないと判断する場合は、内容の差別化を図ることやより良い（効果的な）調査手法について検討する。

取組結果

所属名	市民の声を聞く課
事業名称	市政モニター費

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 インターネット 回答率の向上	継続	他市状況の把握やポイント付与等の検討を行った。 ネット回答に特化したeモニターの導入に向け、令和6年度にeモニターを試行的に実施することとした。	-	-
2 対象者・対象 要件	継続	他市状況の調査とともに、回答の信頼性を確保できる人数の検討を行った。ネット回答に特化したeモニターの導入に向け、令和6年度にeモニターを試行的に実施することとした。	-	-
3 結果反映、活 用	継続	活用状況の市ホームページ公表や庁内職員向けポータルサイトへの掲載等により、活用を促進した。	-	-
4 事業の目的・ 意義	継続	他市状況の調査を行った。 ネット回答に特化したeモニターの導入に向け、令和6年度にeモニターを試行的に実施することとした。	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	市民の声を聞く課		
事業名称	市民意識調査費				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	なし				
事業開始年月日	昭和47年度	最終制度改正年月日			
事業目的 (実現・達成したいこと)	住みよさや定住意識、愛着心、市政の各分野における市民ニーズの基本動向を把握分析するとともに、これまで実施してきた市民意識調査結果との時系列分析を行うことにより、今後の施策展開に資することを目的とする。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	広く市民の意識を把握し、市政に反映させるため、郵送方法による年1回のアンケートを行う。 対象:市内在住18歳以上の男女(住民基本台帳から性別・年齢・地域等を考慮し無作為抽出した)3,000人				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	市民意識調査は、広く市民の意識を把握し、計画的・効率的な行政を進めていくための資料として活用するために昭和47年度から実施。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	昭和47年度は、市内在住20歳以上の男女2,341人を選挙人名簿より無作為抽出、郵送方法。 昭和48年度は、市内在住20歳以上の男女1,000人を選挙人名簿より無作為抽出、郵送方法。 昭和49～52年度は、市内在住20歳以上の男女2,000人を選挙人名簿より無作為抽出、郵送方法。 昭和53～54年度は、市内在住20歳以上の男女2,000人を住民基本台帳より無作為抽出、郵送方法。 昭和55年度からは、市内在住20歳以上の男女3,000人を住民基本台帳より無作為抽出、郵送方法。 平成28年度からは、市内在住18歳以上の男女3,000人を住民基本台帳より無作為抽出、郵送方法。 ※選挙年齢の引き下げに併せて、20歳以上を18歳以上に引き下げた。				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	3,000人	住民基本台帳から性別等考慮して無作為抽出した市内在住満18歳以上の男女に対して郵送方法によりアンケートを実施。			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	2,725	2,589	2,711	2,711
	うち一般財源	2,725	2,589	2,711	2,711
	決算(見込)額	2,545	2,326	2,270	-
対象者数・ 交付件数など	配布数	3,000人	3,000人	3,000人	3,000人
	有効回収数	1,425人	1,697人	1,485人	未定
	有効回収率	47.5%	56.6%	49.5%	未定

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	6月～翌年2月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	週3～5回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.5 人工	0.1 人工	0.8 人工	0.0 人工
	従事者数	2 人	1 人	1 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	市民の声を聞く課
事業名称	市民意識調査費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	インターネット回答の導入	・前回調査時の自由意見に「Web回答」があり、ネットと併用した回答方法の導入の検討が必要。 ・ただし、ネット回答を併用した場合は、コスト増や高齢者の回答方法等の課題がある。	ネット回答を併用した場合の課題の解消に向けた検証を行う。
2	実施主体	市政モニターは広聴部門が実施主体となっている例が多いが、他市では意識調査は市政全般を掌握する点で経営・企画・政策部門が実施主体であることが多く、各調査の実施主体の検討が必要。	意識調査の位置付けを明確にし、市政モニターと差別化を図る。また、両調査の実施主体について検討する。
3	結果反映、活用	市民の意見等がどのように反映されたかが分かるような仕組みが必要。	原課や他課が共有可能な取り纏め方法を構築し、市民の意見等の活用状況を公表する。
4	事業の目的・意義	—	—

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	インターネット回答の導入	—	—
2	実施主体	実施主体の検討にあたっては、本市の意識調査の目的が計画等への政策反映であるのか、関係部署との整理が必要。	調査の目的や活用方法を整理した上で、適切な実施主体のあり方を検討する。
3	結果反映、活用	アンケート調査を行うことが目的のひとつになっており、調査結果の活用が図られていない。	調査募集の段階で、調査結果を施策・事業へ活用してもらうことを前提として、調査事項や内容について調整し・決定する。
4	事業の目的・意義	目的は異なるものの、市政モニターと市民意識調査の内容に似通った部分が見受けられる。	事業開始から50年経過しており、本事業の目的や意義を改めて整理し、その上で市政モニターとの統合を検討する。統合が適当でないと判断する場合は、内容の差別化を図ることやより良い（効果的な）調査手法について検討する。

取組結果

所属名	市民の声を聞く課
事業名称	市民意識調査費

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 インターネット 回答の導入	継続	委託費用やシステム導入費用を含めた調査実施状況について、他市調査を行い、結果を参考に検討を行った。	-	-
2 実施主体	継続	実施主体を含めた調査実施状況について、他市調査を行い、結果を参考に検討を行った。	-	-
3 結果反映、活用	継続	活用状況の市ホームページでの公表や庁内職員向けポータルサイトへの掲載により、活用を促進した。	-	-
4 事業の目的・意義	継続	市政モニター制度を含めた調査実施状況について、他市調査を行い、結果を参考に検討を行った。	-	-

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	通年				
業務頻度 (年1回・月1回など)	月3、4回の支払い事務、不定期の現地調査				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	2.0 人工	1.0 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	2 人	2 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	自治振興課
事業名称	防犯施設設置費補助金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会から防犯灯の管理が事務的にも財政的にも負担となっており、市での管理を希望する声もある。 ・また、実際に管理を市で行い、業務委託している市もある。 ・しかし、地域の実情を把握している町会・自治会が防犯灯の設置を行うことにより、市民の自主防犯意識の向上などにつながっていることから、市で防犯灯を管理することで、地域の自主防犯組織力が低下し、町会・自治会加入率の低下をさらに招くリスクもある。 ・なお、防犯灯の市への移管及びリース化等の業務委託化を行う場合、費用は現状より増加する可能性が高い。 	<p>令和5年度末に防犯灯のLED化がおおよそ完了する見込みのため、今後、町会・自治会が所有する防犯灯の管理方法について、他市等の事例も参考にしつつ、方向性を検討する。</p> <p>その際、自連協の意見を適切なタイミングで確認する。</p>
2		
3		
4		

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も町会・自治会の役員・運営の担い手不足が進む中で、防犯灯を管理することができない町会・自治会が増加する可能性がある。 ・防犯灯のLED化がおおよそ完了する令和5年度末を目途に市管理への移行も含め検討を行うこととしているが、現状ではそれぞれの防犯灯の規格が異なり、市管理へ移行する場合にも、その時期の設定が難しい。 	<p>町会・自治会が所有している防犯灯の管理方法について、令和6年度までに必要な課題や管理方法を検討し、方向性を決める。</p>
2		
3		
4		

取組結果

所属名	自治振興課
事業名称	防犯施設設置費補助金

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 管理方法	継続	<p>中核市照会や近隣市へのヒアリング、訪問など他市の取り組みについて調査を行い、防犯灯の管理方法の検討を行った。</p> <p>中核市では船橋市と同様に市が補助金を交付する方法が多かったものの、近隣市では「市による管理」が増加しつつある状況を確認した。</p>	-	-
2 -	-	-	-	-
3 -	-	-	-	-
4 -	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	市民協働課
事業名称	市民公益活動公募型支援金		
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市市民公益活動公募型支援事業実施要綱		
事業開始年月日	平成22年1月8日	最終制度改正年月日	令和3年9月1日
事業目的 (実現・達成したいこと)	市民活動団体から提案を受けた事業のうち、公益的な活動に対し支援金を交付し、市民活動団体の活動を促進することにより、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。		
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	公益的な事業を実施する団体に対し、事業を実施する上で必要となる報償費や印刷費などの経費の一部を支援金として支給する。		
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成20年に、当時の企画部が安定的な行財政運営の実現を目的として補助金制度の見直しに着手し、同年には第三者委員会である「補助金制度検討委員会」を設立、翌年に提言書が提出された。同提言書では、当時存在していた89の補助金制度を整理するとともに、多様化する市民ニーズへの対応の必要性の高まりから、当該需要に沿った適切な行財政運営の実現を目指し、新たな公共サービスの創出と市民協働の担い手の育成を目的として当該補助金制度が設立された。		
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>※以下のいずれも年度は事業実施年度</p> <p>1.平成22～30年 <事業立上型> <事業提案型></p> <p><対象者> 5名以上の団体(設立後3年以内) 5名以上の団体</p> <p><要件(年限)> 新たな公益的な活動(1年) 公益的な活動(3年)</p> <p><限度額(補助率)> 20万円(80%) 100万円(50%)</p> <p>【見直し①】設立団体数の減少に伴い立上型の申請数が伸び悩んでいたことや、単発のイベントは認めらず団体にとって事業計画の策定が困難だったことから、以下に見直し。</p> <p>2.令和元～3年 <Ⅰ型> <Ⅱ型></p> <p><対象者> 5名以上の団体 5名以上の団体</p> <p><要件> 1つの公益的なイベント(3年) 年間を通じ複数の公益的な活動(3年)</p> <p><限度額> 10万円(80%) 100万円(50%)</p> <p>【見直し②】引き続き申請数が伸び悩んでいたことや、運営資金の負担が重い活動初期の支援を厚くすることで団体にとってのメリットを訴求し、申請数の増加を図る目的で、補助率を以下のとおり変更した。(対象者や要件は不変)</p> <p>3.令和4年～ <Ⅰ型> <Ⅱ型></p> <p><補助率> 1年目 90% 60%</p> <p>2年目 80% 50%</p> <p>3年目 70% 40%</p>		
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)	
	市内で公益的な活動を行う5名以上の団体	<p>市民活動支援審査会で公益性・必要性などが認められ採択されることを前提として、以下の内容で団体活動に必要な経費の一部を支援金(補助金)として交付する。</p> <p>1.Ⅰ型 対象:1つの公益的なイベント(3年を上限) 上限額(補助率):10万円(①90%・②80%・③70%) 対象経費:報償費、印刷・製本費、消耗品費など</p> <p>2.Ⅱ型 対象:年間を通じ複数の公益的な活動 上限額(補助率):100万円(①60%②50%③40%) 対象経費:上記の他、事業に必要なと認められる経費</p>	

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	1,771	731	1,032	1,088
	うち一般財源	1,771	731	1,032	1,088
	決算(見込)額	574	477	605	-
対象者数・ 交付件数など	交付件数	3	3	6	8

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	毎年9月～12月 (9～10月:募集期間、11～12月:審査期間)				
業務頻度 (年1回・月1回など)	年1回 ※ただし上記募集期間中には応募団体向けの個別説明会、申込書作成指導、審査期間には計3回の審査会を実施。				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	2.0 人工	2.0 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	2 人	2 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	市民協働課
事業名称	市民公益活動公募型支援金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 担い手不足	<ul style="list-style-type: none"> ・初期の目的や必要性は現在も変わらず存在しているものの、制度の対象となる団体側において、高齢化や新たな担い手の確保が課題。 ・潜在的な受け皿（市民活動への意欲のある市民や行政側が把握していない団体など）に対し、広報活動をさらに行う必要や余地があると考え。 	この制度だけでなく、市民活動サポートセンターでの支援（相談など）や、市民活動フェア、夏のボランティア体験など、他の市民活動・市民協働推進のための様々な施策や事業を通じて、潜在的な活動層へアプローチしていくことで、市民活動の裾野を広げるとともに、当該制度にチャレンジする団体を増やしていく。
2 事業実績	—	—
3		
4		

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 担い手不足	—	—
2 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・交付件数が少なく、伸び悩んでいる。 ・申込受付時期が早い（前年度の9月頃）ので、申込みのハードルが高い。 ・申請時に提出する書類が非常に多い。（申込書、団体概要書、実施計画書、収支予算書、団体の定款等・収支決算書等） ・この事業が市民活動の活性化に対しどのような効果があるのか不明瞭。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時期の柔軟な設定や申請手続きの簡素化により、団体が使いやすい制度への移行を図る。 ・また、この事業が市民活動の活性化に対しどのような効果があるのか検証を行いつつ、事業のあり方についても検討を行う。
3		
4		

取組結果

所属名	市民協働課
事業名称	市民公益活動公募型支援金

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 担い手不足	完了	<p>当事業の募集期間における団体への周知や個別相談会に加えて、サポートセンター運営協議会との協働により実施した団体支援を目的とした講座や相談事業で関わった団体への個別周知を実施した。また、サポートセンター運営協議会のSNSアカウントを取得し、当事業を含め市民活動に関する広報のためのチャンネルの多角化を実現した。</p> <p>以上の取組の結果、令和5年度の募集では計20件の申込があり、審査を経て17団体が採択され、令和6年度交付予定となるなど、当該制度にチャレンジする団体の増加をはかった。</p>	-	-
2 事業実績	完了	<p>今年度は、4年ぶりに前年度事業を実施した団体の事業報告と振り返りを目的とした公開報告会を実施した。この報告会では、当事業が団体の立ち上げ初期の支援となっていることや、既存団体の安定的な運営に寄与していることを、実施団体の感想などを通じて確認することが出来た。</p> <p>一方事業設計については、審査を伴う助成事業であるという点で、スケジュールの変更や申請書類の省略は難しいが、継続申請団体への前年度申請様式の提供などにより、手続きの負担軽減を図った。</p>	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	市民安全推進課		
事業名称	交通安全推進費(各季節交通安全運動)				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	交通安全県民運動基本方針 船橋市交通安全基本条例				
事業開始年月日	平成9年以前	最終制度改正年月日			
事業目的 (実現・達成したいこと)	交通事故のない、安全で安心して暮らせる船橋市				
事業概要 (誰に、何を、どうするか)	春夏秋冬の交通安全運動にあわせて、市民に交通安全の啓発を行う。春と秋の全国交通安全運動の際には、警察と協力し、イベントを行っている。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	内閣府のホームページによると、戦時中に減少した自動車事故量・交通事故量に増加の兆しが見えたことから、昭和23年に「全国交通安全週間」(12月10日～12月16日)が国家地方警察本部(現在の警察庁)決定による全国交通安全週間実施要綱に基づき実施されたとのこと。その後、昭和27年からは春季・秋季2回の開催となった(全国交通安全運動)。 夏季と冬季の県の交通安全運動については千葉県での取組みとして開催。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成9年度、春は御滝公園で交通安全野外ふれあいコンサート・秋は交通安全高齢者スポーツ大会を開催していた。 平成10年度は船橋アリーナでお年寄りといよ子の交通安全の集いを実施。 平成11年度から春は船橋東警察署と新京成線北習志野駅商店街を歩行者天国にする交通安全フェスティバル・秋は船橋警察署と行田公園で交通安全フェスティバルの開催が開始した。 平成15年度より秋は船橋駅前イベントを行うようになり、現在まで続いている。 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2・3年度のイベント開催は中止。				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	市民等	イベントの際は反射材(単価:約63円)を配布(計2,500個)			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	1,090	1,073	1,073	1,073
	うち一般財源	1,090	1,073	1,073	1,073
	決算(見込)額	909	0	0	-
対象者数・ 交付件数など	イベント参加者	2500人	0	0	未定

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	1～3月・6～9月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	年2回(イベント)・年4回(各季節交通安全運動)								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	1.5	人工	0.4	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	3	人	4	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	市民安全推進課
事業名称	交通安全推進費（各季節交通安全運動）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	実施方法・実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市のうち千葉市、柏市、市川市以外の市町村では、大規模なイベントは開催していない。 ・イベントの実施は、市、船橋警察署、船橋東警察署が主催となっているものの、経費や事務等の業務分担が明確でない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの規模、事務のあり方について、警察や関係団体と検討を行う。 ・イベント実施方法や規模、内容等について検討を行う。
2	事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・現在では、四季を通じた各種交通安全運動を実施しており、春・秋に大規模イベントを開催する必要性は薄れてきている。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2・3年度のイベントの開催は中止しており、恒例行事化していたイベント自体の意義や規模、内容等について検討を図るタイミングとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、業務委託（イベント運営、会場設営等）の必要性の検討も行う。
3			
4			

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	実施方法・実施主体	—	—
2	事業の必要性	—	—
3			
4			

取組結果

所属名	市民安全推進課
事業名称	交通安全推進費（各季節交通安全運動）

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 実施方法・実施主体	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの規模、事務のあり方、内容等について、両警察署と協議を行った。 ・春と秋の交通安全運動期間に開催していたイベントのあり方など、状況に応じた効果的な活動について、相互に協力することを方針とした。 	-	-
2 事業の必要性	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの規模、事務のあり方、内容等について、両警察署と協議を行った。 ・春と秋の交通安全運動期間に開催していたイベントのあり方など、状況に応じた効果的な活動について、相互に協力することを方針とした。 	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	市民安全推進課		
事業名称	交通安全推進費(老人クラブ交通安全指導員委嘱)				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市交通安全基本条例 船橋市老人クラブ交通安全指導員設置要綱				
事業開始年月日	平成10年7月15日	最終制度改正年月日	平成24年10月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	安全で住み良い高齢社会				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	市内の老人クラブから選出された方に交通安全指導員(以下、シルバーリーダー)の委嘱を行い、地域における交通安全教育の推進者とする。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成8年度から平成12年度を計画期間とする第6次千葉県交通安全計画内に「シルバーリーダーの養成・老人クラブにおける交通安全指導員の設置促進」という項目があり、それを元に作成した船橋市交通安全計画(平成8年度～平成12年度)の中にも同様に「シルバーリーダーの養成・老人クラブにおける交通安全指導員の設置促進」が記載されていることから、交通安全計画の推進の中で始まった取組みと考えられる。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	【委嘱者数】 令和元年度:217人 令和2年度:194人 令和3年度:196人				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	老人クラブ加入者	シルバーリーダーを委嘱し、年に一度研修会を行う(資料・啓発品を配布)			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	71	42	39	61
	うち一般財源	71	42	39	61
	決算(見込)額	18	19	30	-
対象者数・ 交付件数など	シルバーリーダー人数	217	194	196	未定

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	8～10月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	年1回(委嘱は2年に1回)								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	0.6	人工	0.2	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	2	人	1	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	市民安全推進課
事業名称	交通安全推進費（老人クラブ交通安全指導員委嘱）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	他市比較	シルバーリーダー事業については、近隣市では未実施であり、県内においても約2割の自治体のみが事業を実施している。	シルバーリーダーの活動状況に関するアンケートを行うなど、活動の把握に努め、必要性や有効性などを検証していく。
2	活動実態	<ul style="list-style-type: none"> 老人クラブの休会や解散により、年々シルバーリーダーも減少している。 委嘱した各個々のシルバーリーダーの活動詳細を把握できていない。 	
3			
4			

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	他市比較	—	—
2	活動実態	—	—
3			
4			

取組結果

所属名	市民安全推進課
事業名称	交通安全推進費（老人クラブ交通安全指導員委嘱）

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 他市比較	継続	<p>・シルバーリーダーの委嘱に当たり、選出や届出等に関する事項を整理するため、船橋市老人クラブ交通安全指導員設置要綱を一部改正した。</p> <p>・シルバーリーダーの活動状況等を把握するためのアンケート調査を実施した。</p> <p>・各シルバーリーダーは、老人クラブ及び地域における交通安全教育の推進者として、交通安全意識の高揚に努めており、その活動に負担を感じている割合は比較的少ない。</p> <p>加えて、シルバーリーダーの多くがその活動について地域の交通安全に有効であると捉えていることから、効果的な事業であると考えられる。</p>	-	-
2 活動実態	継続	<p>・シルバーリーダーの委嘱に当たり、選出や届出等に関する事項を整理するため、船橋市老人クラブ交通安全指導員設置要綱を一部改正した。</p> <p>・シルバーリーダーの活動状況等を把握するためのアンケート調査を実施した。</p> <p>・各シルバーリーダーは、老人クラブ及び地域における交通安全教育の推進者として、交通安全意識の高揚に努めており、その活動に負担を感じている割合は比較的少ない。</p> <p>加えて、シルバーリーダーの多くがその活動について地域の交通安全に有効であると捉えていることから、効果的な事業であると考えられる。</p>	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	市民安全推進課		
事業名称	防犯活動支援費(防犯パトロール隊支援物資支給事業)				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市防犯パトロール隊支援物資の支給に関する要綱				
事業開始年月日	平成17年4月8日	最終制度改正年月日	平成29年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	犯罪のないまちづくりの推進				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	防犯パトロール活動を実施する町会、自治会等に対し防犯パトロールに必要な物資(以下「支援物資」という。)を支給することで地域における自主防犯活動を促進し、犯罪のないまちづくりを推進する。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	経緯等が残っていないため、事業を実施することになった背景について正確なことは不明だが、平成15年に船橋市内の刑法犯認知件数が17,793件と過去最高となったこと、平成16年に「県民、自治会等及び事業者による犯罪防止のための自主的な活動」と「犯罪の機会を減少させるための環境整備」を基本理念とした「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」が施行されたことが背景にあるのではないかと考えます。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>平成26年4月1日 支給対象団体を5人以上の団体とする要件を追加 支給品目及び世帯数による限度額を明文化</p> <p>平成27年4月1日 支援物資の単価を毎年度別で定めるものと改正</p> <p>平成29年4月1日 対象団体に特別団体(町会・自治会以外の団体)を追加 支援物資の種類を毎年度別で定めるものと改正</p>				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	町会・自治会	【限度額】1000世帯以下:20,000円 1001世帯以上2000世帯以下:25,000円 2001世帯以上:30,000円			
	特別団体	要綱内別表第2で定める物資のほか予算の範囲内で支給する支援物資の種類及び数量を別に定める			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	3,970	3,970	3,870	4,200
	うち一般財源	3,720	3,720	3,620	3,950
	決算(見込)額	3,678	3,662	3,235	-
対象者数・ 交付件数など	防犯パトロール隊結成数	470	477	483	未定
	交付団体数	245	249	232	未定

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	千葉県地域の防犯力アップ事業補助金 市町村が防犯団体へ別表1の資機材・装備品(ドライブレコーダーを除く)を整備する際に負担する経費の2分の1以内(上限は25万円とする。)
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	4～8月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	年1回								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	1.2	人工	0.4	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	3	人	2	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	市民安全推進課
事業名称	防犯活動支援費（防犯パトロール隊支援物資支給事業）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	担い手不足	防犯パトロール隊の高齢化。	町会・自治会の高齢化による防犯パトロール隊の高齢化という問題はあるが、防犯パトロールの活動による地域住民の目は犯罪防止に必要なものであることから、事業を継続できる間は継続していく。
2	補助水準	千葉市（限度額10,000円）、市川市（限度額1,000世帯未満10,000円）に対し、船橋は限度額が高い。	支給限度額については、他市に比べて船橋の方が高いが、現状は他市よりも申請団体も多く活動が活発であることから減額は考えていない。
3			
4			

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	担い手不足	町会自治会の高齢化への対応	犯罪のないまちづくりを推進していくにあたり、地域住民の目が犯罪防止に必要なものであると考え、担い手確保の方策について検討する。
2	補助水準	—	団体ごとの申請頻度や申請内容、支給物資の活用状況などから、適切な補助水準について検討する。
3			
4			

取組結果

所属名	市民安全推進課
事業名称	防犯活動支援費（防犯パトロール隊支援物資支給事業）

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 担い手不足	継続	令和5年度は、240団体に対し支援物資を支給した。また、支給会場に、警察OBを配置し、パトロール活動に関する不安や疑問を気軽に相談できるようにした。次年度は、8月下旬の実施時期について猛暑が懸念されるため、利用のしやすさを考え9月上旬へ変更することとした。	-	-
2 補助水準	継続	防犯物資の価格が高騰している状況であり、予算も限られていることから、今後、物資の選定、支給物資総額の上限額の根拠としている世帯数の区分の見直しを含めて、町会・自治会等に寄り添いながら方向性を定めて行く。	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	市民安全推進課		
事業名称	防犯カメラ設置費補助金				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市防犯カメラ設置費補助金の交付に関する要綱				
事業開始年月日	平成22年4月1日	最終制度改正年月日	令和4年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	犯罪のないまちづくりを推進するため。				
事業概要 (誰に、何を、どうするか)	自主防犯活動の補完として防犯カメラを設置した地域団体に、購入費・工事費等に対する補助金を交付する。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	船橋市犯罪のないまちづくり条例の「犯罪のないまちづくりは、自らの安全は自ら守る」という基本理念に基づき、主防犯活動の補完として防犯カメラを設置した地域団体に対し、設置費の補助を行うこととなった。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>・平成25年4月1日 申請団体につき200万円上限から、対象となるカメラ1台あたり20万円上限。(県の同様の補助事業の規定及び実績より上記上限を設定)</p>				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	防犯カメラ設置団体	補助率1/2(1,000円未満切り捨て)。上限20万円/台			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	8,820	5,863	7,390	5,967
	うち一般財源	8,820	5,863	3,995	3,284
	決算(見込)額	7,694	5,031	6,590	-
対象者数・ 交付件数など	補助団体	14	10	11	10
	補助台数	39	29	34	25

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	千葉県市町村防犯カメラ等設置事業補助金
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	3月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	月1回程度								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	0.7	人工	0.3	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	1	人	2	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	市民安全推進課
事業名称	防犯カメラ設置費補助金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	管理方法	特になし	特になし
2			
3			
4			

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	管理方法	今のところ、防犯カメラについては担い手不足などの声は挙がっていないが、将来的には防犯灯のように、地域団体による管理が困難となることが予想される。	（防犯灯のように）将来的には地域団体による管理が困難となることが予想されることから、他市事例を研究し、適切な管理方法の検討を進める。
2			
3			
4			

取組結果

所属名	市民安全推進課
事業名称	防犯カメラ設置費補助金

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 管理方法	継続	令和5年度においては、防犯カメラの設置団体が制度や設置についてより分かりやすく配布資料の見直しを行った。 また、申請にあたっては、事前協議の期限を延ばすなど、地域団体が管理を行いやすいよう要綱改正を行った。	-	-
2	-	-	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	市民安全推進課		
事業名称	防犯カメラ運営費補助金				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市防犯カメラ維持管理費補助金の交付に関する要綱				
事業開始年月日	平成18年4月1日	最終制度改正年月日	令和4年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	犯罪のないまちづくりを推進するため。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	自主防犯活動の補完として防犯カメラを設置した地域団体に、保守管理費、電気料金、消耗品、簡易な修繕費等に対する補助金を交付する。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	船橋市犯罪のないまちづくり条例の「犯罪のないまちづくりは、自らの安全は自ら守る」という基本理念に基づき、主防犯活動の補完として防犯カメラを設置した地域団体に対し、維持管理費の補助を行うこととなった。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>・平成25年4月1日 申請団体につき100万円上限から、新たに補助対象経費を明確にし、修繕費については、主にカメラ装置等の電子機器を対象とし、機器の実績・相場価格より10万円を経費の上限とする。</p> <p>・平成29年4月1日 ①補助の交付対象及び期間の改正 寄附によるカメラを補助対象にするほか、防犯カメラを設置した日から5年間という制限を廃止。 ②補助金の額の改正 経費ごとに上限を設定。また電気料金の内訳が不明なものについての補助額を設定。</p>				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	防犯カメラ設置団体	<ul style="list-style-type: none"> 通常維持費 保守管理費、電気料金、消耗品等 補助率1/2。上限15,000円×台数 修繕費 補助率1/2。上限50,000円 			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	2,295	2,216	1,500	1,500
	うち一般財源	2,295	2,216	1,500	1,500
	決算(見込)額	1,300	1,452	1,527	-
対象者数・ 交付件数など	補助団体	30	39	43	53(予定)
	補助台数	219	255	287	323(予定)

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	4月～5月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	年1回								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	0.7	人工	0.3	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	1	人	2	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	市民安全推進課
事業名称	防犯カメラ運営費補助金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事務負担	町会・自治会及び市の事務負担が大きい。 ※毎月分の電気料金等の領収証やその内訳書を提出し、審査をしなければならないため。	毎月分の領収証等を審査するのではなく、1月分のみを精査し、それを年間費に換算する等により事務負担の軽減を図る。
2 管理方法	—	—
3		
4		

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事務負担	・年々、補助台数が増えている。 ・毎月分の領収証チェックの事務負担が大きい、一律の金額で12か月分を支払うことについては、実際の負担に応じた補助とならないため、制度設計が難しい。 ・ただし、肥大化している業務量の抑制を行わなければ、現在の人工では対応できなくなる。	年々、補助台数が増加し、肥大化している業務量に対しては、申請のデジタル化や簡素化による効率化を検討する。
2 管理方法	今のところ、防犯カメラについては担い手不足などの声は挙がっていないが、将来的には防犯灯のように、地域団体による管理が困難となることが予想される。	（防犯灯のように）将来的には地域団体による管理が困難となることが予想されることから、他市事例を研究し、適切な管理方法の検討を進める。
3		
4		

取組結果

所属名	市民安全推進課
事業名称	防犯カメラ運営費補助金

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 事務負担	継続	<p>地域団体と市の双方の事務負担を軽減するため、提出書類の見直し等による要綱改正を行った。</p> <p>また、地域団体の会員が高齢化していることを考慮し、申請書類の文字を大きくしたり、チェックシートを作成するなど、配布資料の見直しを行った。</p> <p>申請方法について、他市の類似事業について調査研究を行った。</p> <p>なお、電気料金の補助対象経費の算定方法については、次年度以降も引き続き検討していく。</p> <p>また、申請のデジタル化については、地域団体の高齢化等もあるため、今年度は実施しないこととした。</p>	-	-
2 管理方法	継続	<p>防犯カメラを設置する団体に対して、継続的な防犯パトロールの必要性や重要性、将来的な防犯カメラの維持管理や費用負担についての説明を行った。</p> <p>また、管理方法について、他市の類似事例の調査研究を行った。</p>	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	市民安全推進課		
事業名称	防犯対策推進費(客引き行為等防止業務委託等)				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市客引き行為等防止条例				
事業開始年月日	平成31年4月1日	最終制度改正年月日			
事業目的 (実現・達成したいこと)	客引き行為等を防止することにより、市民等の安全かつ平穩な通行及び快適な生活環境の確保を図り、もって安全で安心なまちづくりの実現に資することを目的とする。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	警備業法に基づく事業者への業務委託。内容は①船橋市客引き行為等防止条例(以下「条例」という。)の周知・啓発、②条例第7条「客引き行為等の禁止」違反行為者(店舗含む。)に対する指導、③その他社会通念上の迷惑行為の抑止・啓発				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成30年4月より警察OB4名を客引き指導員として採用しているが、遅い時間帯や対応が不十分な場所では、依然として客引き行為が行われている。このため、専門員を委託し、遅い時間帯や対応が出来ていない区域に対応ができるようにした。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年12月 条例全面施行 ・平成30年4月 警察OBの採用 ・平成31年4月 業務委託を開始 ・令和2年4月 委託指導員を6名から8名へ増員 				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	警備業法に基づく事業者	内容は①船橋市客引き行為等防止条例(以下「条例」という。)の周知・啓発、②条例第7条「客引き行為等の禁止」違反行為者(店舗含む。)に対する指導、③その他社会通念上の迷惑行為の抑止・啓発			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	27,087	34,556	34,637	34,227
	うち一般財源	27,087	34,556	34,637	34,227
	決算(見込)額	26,801	34,328	34,622	-
対象者数・ 交付件数など					

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	1月～3月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	予算査定後からの約2か月間				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.9 人工	0.1 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	2 人	8 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	市民安全推進課
事業名称	防犯対策推進費（客引き行為等防止業務委託等）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 実施体制	指導員がいない時間帯への苦情が一定数ある。	委託業者の履行日、勤務体制、人数を見直すことによる配置日の増加による実施体制の強化。
2		
3		
4		

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、現役警察官による指導の強化や、業務委託の拡充により、一定の客引き行為等の抑制が図られてきている。 ・今後、現役警察官の採用、警備会社への業務委託をどこまで継続していくのか目標設定ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・書面指導、勧告、公表・過料の強化などにより、客引き行為等の抑制が図られてきている過程にあることから、これらの取組を継続することにより、客引き行為等の状況に注視する。 ・合わせて、各月の客引き平均人数をカウントするなど、適切な手法による目標設定と効果測定が行えるよう検討する。 ・現役警察官の採用及び警備業者への業務委託については、財政負担も大きいと、悪質な客引き行為者への指導等を徹底し、客引きしづらい環境を整備した上で、最適な客引き行為等防止体制に移行できるよう検討する。
2		
3		
4		

取組結果

所属名	市民安全推進課
事業名称	防犯対策推進費（客引き行為等防止業務委託等）

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 実施体制	継続	<p>指導の状況を分析したところ、通行量のピークを過ぎる午後8時頃までの客待ち行為者は明らかに減少したほか、同期間における意見要望数も激減した。条例に関する意見要望数の減少は効果指標の1つとなっているが、引き続き客引きの状況を見極めるよう柔軟に効果指標を検討し対応していく。</p> <p>また、警察と連携した客引き取締り及び指導を実施し、悪質な客引き行為者を検挙した場合は、くらしの安全・安心情報メールを発信する制度を確立した。一方で、依然として残る客引き行為者は、組織的に活動し、指導から逃れるための対策を行うなど、手口が巧妙化しており、高い現場執行力を持つ指導員の配置は必要不可欠であるため、今後は警察OB等による専属指導員を育成し、警備委託の縮小を図っていく。</p>	-	-
2	-	-	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	健康政策課
事業名称	健康医療相談事業費		
実施根拠 (条例・規則・要綱等)			
事業開始年月日	平成23年6月1日	最終制度改正年月日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	24時間体制で健康医療電話相談サービス事業を行い、電話による急病対応の医療機関案内(医療情報案内を含む)及び健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスに関する相談及び指導を行うことにより、市民の生命を守り、健康保持・増進を図ることを目的とする。		
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	市民等に対し、24時間年中無休、フリーダイヤルで、救急受診の必要性に迷った際の案内、医療機関情報の案内、健康・メンタルヘルス相談、育児・介護相談を実施する。		
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	<p>・本事業開始前は、休日・夜間の医療機関案内は録音データによる音声案内であったところ、利便性の向上を図るため、県内で先行していた市川市等を参考に健康医療相談事業を平成23年6月より開始した。</p> <p>・医療機関案内のほか、市民の健康に関する相談や育児・介護・メンタルヘルス相談を新たに行うことで、①市民の健康保持・増進効果 ②医師不足・病院支援対策 ③救急医療体制の補強 ④行政による相談業務量の軽減 ⑤出産・育児支援による少子化対策 ⑥速やかな医療機関情報の提供 ⑦市民の安心感 といった効果を見込めるとして、実施に至った。</p>		
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>・平成23年6月1日より、市民並びに市内就業者及び市内滞在者等緊急を要するために問い合わせをする方からの電話相談に対して、医師・保健師・看護師・心理カウンセラーなどの専門家が24時間年中無休体制で対応している。</p> <p>・平成27年4月1日より、日曜・祝休日・年末年始における休日当番薬局案内を開始した。</p> <p>・平成30年6月1日より、仕様書上これまで「2回線以上」としていた回線数を「3回線以上」に増やすことで、応答率の向上を図った。</p>		
事業内容	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)	
	市民並びに市内就業者及び市内滞在者等	①健康相談、②医療相談、③介護相談、④育児相談、⑤メンタルヘルス相談、⑥医療機関案内	

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	30,520	30,800	33,734	32,120
	うち一般財源	30,520	30,800	33,734	32,120
	決算(見込)額	30,520	30,800	31,901	-
対象者数・交付件数など	相談件数(件)	87,490	78,074	59,270	
	平均通話時間	7分50秒	9分8秒	8分49秒	
	入電件数(件)	27,561	25,217	20,747	

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	契約時期				
業務頻度 (年1回・月1回など)	月1回の支払い業務、3年に1回の契約事務				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1 人工	0.0 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	1 人	0 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	健康政策課
事業名称	健康医療相談事業費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の効果検証	<ul style="list-style-type: none"> 同様のレベルで実施しているのは県内では市川、浦安、市原しかなく、当たり前のサービスではない。 事業の性質上、効果検証が難しい。 相談件数が減少傾向だが、その評価が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用状況の分析等により、今後の事業範囲（相談内容、時間帯等）の再検討を行う。 事業の効果、必要性を検証する必要がある。 件数の減少要因を分析し、必要に応じて周知方法を見直す。
2 他事業との類似重複	—	—
3 事業の利便性	—	—
4 事業の目的・意義	—	—

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の効果検証	事業開始後10年が経過しているが、インターネットの普及など時代の変化を踏まえたコールセンターの必要性等の事業検証がこれまで行われていない。	スマートフォンの一般化などにより市民ニーズも変化している可能性があるため、利用者の属性、傾向等の変化を分析の上、事業範囲を精査する。
2 他事業との類似重複	本事業開始後、千葉県が実施する電話相談の時間帯が拡充され、現在、内容が重複している。	県事業との重複の検証を行い、時間帯や受電対象の棲み分けが可能かなど、事業範囲を精査する。
3 事業の利便性	救急受診が必要か迷っている際の利用を案内しているにもかかわらず、電話が時間帯によっては混雑しており繋がりにくいことがある。	相談内容による受電窓口の分散や周知方法の改善など、即時性の必要な相談に的確に対応できる方法がないか検討する。
4 事業の目的・意義	急な病気やケガに対する医療機関案内や健康に関する相談を、市民誰もが必要な時にできることを主の目的としているが、相談件数の2割を占めるメンタルヘルス相談では頻回や長時間の利用者がいることで、電話が繋がりにくい要因の一つとなっており、事業が想定している状況と実態に一定程度乖離が生じている。	事業目的と実態を踏まえ、想定した状況となっているかどうか検証し、目的に即した状況となっていない場合には、周知方法の工夫、他のサービスによる棲み分けなどの改善を検討する。

取組結果

所属名		健康政策課			
事業名称		健康医療相談事業費			
項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況	
1	事業の効果検証	完了 相談件数を確認したところ、令和2年度の8万弱件から、令和3年度に6万弱に減少したが、令和4年度は再度7万件を超えた。令和5年12月末時点の件数は7万件弱であり、昨年の同月時点と比較した際、1万3件強増えていた。これは、新型コロナウイルス感染症の区分変更により、都道府県の発熱相談コールセンターの終了等相談希望者がシフトされたことなどが要因として考えられる。 相談内容の傾向等を分析したところ、全体を占める割合・傾向は一定しており、「気になる身体の症状」が相談件数として一番多かった。症状を聞き取り、119番し医療機関を受診するように勧奨することも少なくなかった。(月約30件) 必要な情報を入手するまでに猶予がないこと等緊急性の観点からコールセンター形式が望ましいと判断した。 相談時間も万遍なく受電していることから、市民が健康に不安を感じた際、いつでも連絡できる場所は引き続き必要であると考え、当面は現在の手法を継続する。	-	-	
2	他事業との類似重複	完了 千葉県救急安心電話相談事業との比較・分析を行った。県救急安心電話相談事業は、令和5年11月に相談対応時間が2時間延長されたが、相談対応内容は拡充されなかった。医療機関案内は重複するものの、その他内容は重複しなかった。 また、市が実施する医療安全支援事業について所管部署と協議したところ、医療安全支援事業は患者からの個別具体的な相談であり、事業目的及び対象が異なるため、連携は困難であると判断した。 以上のことから、当面は現在の手法を継続することが望ましいと判断した。	-	-	
3	事業の利便性	完了 電話がつながりにくい要因について精査した。相談内容の傾向等を分析したところ、全体を占める割合・傾向は一定しており、「ストレス・メンタルヘルス」が相談件数として2番目に多かった。事業者と協議したところ、電話相談依存者が一定数存在すると思われた。他の相談機関に繋ぎ、受診を勧めた方が良いと思われるケースも確認できた。他の相談機関へ繋ぐことや、利用を控えていただく案内を行うケース等ルール化し、試行した上で、改善を図る。	-	-	
4	事業の目的・意義	完了 ストレスや不安などの対処法についてアドバイスするメンタルヘルス相談も事業目的の1つである。相談件数として2番目に多く、対応にかかる時間も他の相談に比べ長かった。事業者と協議したところ、電話相談依存者が一定数存在すると思われた。他の相談機関に繋ぎ、受診を勧めた方が良いと思われるケースも確認できた。他の相談機関へ繋ぐことや、利用を控えていただく案内を行うケース等ルール化し、試行した上で、改善を図る。 なお、インターネットやオンライン等による相談も検討したが、事業の効果検証で回答したとおり本事業は緊急性が高いため、電話相談で実施することが望ましいと判断した。	-	-	

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	健康政策課		
事業名称	健康ポイント事業費(ふなばし健康ポイント事業)				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)					
事業開始年月日	平成30年10月1日	最終制度改正年月日			
事業目的 (実現・達成したいこと)	健康寿命の延伸を目標に、健康に関心のある人だけでなく、健康に無関心な人や運動習慣のない人も健康づくりに取り組むきっかけづくりを目的とする。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	市内在住・在勤の18歳以上の方を対象に、活動量計やスマホアプリ、ポイントカードを媒体として、ウォーキングや体操等の活動に対してポイントが加算され、様々な特典が得られる健康ポイント事業を実施する。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	船橋市の健康増進計画「ふなばし健やかプラン21(第2次)」で、「主観的健康感の向上」「生活満足度の向上」「健康寿命の延伸」を大目標としており、健康に関心のある人だけでなく、無関心な人や関心があるが取り組むきっかけがない人にも健康づくりに取り組んでもらうため。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>参加対象者については事業開始当初から令和3年度までは20歳以上としていたが、令和4年4月1日から民法上の成人年齢が18歳になることを機に、令和4年度からは18歳以上とした。</p> <p>健康ポイントシステムについては大きな改修は行っていないが、健康スポット(活動量計やスマートフォンをかざして、歩数を送信するとポイントが獲得できる端末を設置している場所)を毎年増設してる。</p> <p>また、令和2年度からは登録した店舗で食事をするポイント獲得できる食の応援店や、令和3年度からは健康スポットのキーワードを集めてポイントを獲得するキーワードラリーを実施している。</p>				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	市内在住・在勤の18歳以上の方	活動量計やスマホアプリ、ポイントカードを媒体として、ウォーキングや体操等の活動に対してポイントが加算され、様々な特典が得られる			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	13,863	8,646	9,745	8,306
	うち一般財源	13,863	8,646	9,745	8,306
	決算(見込)額	11,958	8,470	9,570	-
対象者数・ 交付件数など	参加登録者数	2,367人	3,775人	5,188人	
	健康スポット数	21カ所	24カ所	28カ所	

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	2月～5月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	年1回								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	1.0	人工	1.0	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	2	人	1	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	健康政策課
事業名称	健康ポイント事業費（ふなばし健康ポイント事業）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	スマホアプリへの集約、事務負担改善	・アプリへの集約による事務効率化が課としての意向だが、具体的なロードマップが作成できていない。 ・参加者増が予想され、媒体が多岐にわたっている中、職員の業務負担の増加が懸念される。	活動量計参加者のスマホアプリへの切替え件数の目標や、スマホアプリへの完全移行時期等、今後のロードマップを作成する。
2	事業の目的・意義	—	—
3	若年層参加者の取り込み	参加者の年齢層に偏りがあり、若年層の取り込みが課題	若年層の参加者を増やすために、子育て世代向けの周知活動を検討する。
4	事業コスト	事業コストの適正化・参加者の増加に伴う、インセンティブにかかるコストの増加	インセンティブの内容を工夫しコストの適正化を図っていく。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	スマホアプリへの集約、事務負担改善	紙媒体を併用していることからアナログ処理が残存しており、業務負担となっている。	・スマホアプリのダウンロード数や継続数等、データ分析を行う。 ・数年先を見据え、参加者の獲得やスマホアプリへの集約に向けたロードマップを作成する。
2	事業の目的・意義	事業の大局的な目的はあるものの、具体的な目的や具体的なターゲット層が明確でなく、取組みがぼやけている。	具体的な目的や目標、その達成に向けたターゲット層を設定する。
3	若年層参加者の取り込み	・健康無関心層や運動習慣のない人へのアプローチが不足しており、取り込みが行えていない。 ・若年層の新規参加や継続につながっていない。	他市の同様の事業の実施状況などを調査し、若年層の参加が多い自治体の取組みも参考に、子育て世代向けの事業等との連携やより若年層が興味関心を抱くような取組を検討する。
4	事業コスト	アクティブな参加者は登録者のうちの約60%であるため、ノンアクティブユーザーへの働きかけが課題となっている。	事業の効果検証を行い、より費用対効果の高い取組を検討する。

取組結果

所属名		地域保健課			
事業名称		健康ポイント事業費（ふなばし健康ポイント事業）			
項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況	
1	スマホアプリへの集約、事務負担改善	継続 参加登録者数の推移や平均歩数の推移、継続率などのデータ分析を行った。 この結果を基に今後はロードマップの作成をしていく。	-	-	
2	事業の目的・意義	完了 20代、30代の参加登録者の増加を目標としていたが、その割合は伸びていない。他市への実施状況調査を行った結果、事業所単位での登録受付が参加者増加につながったとの回答があったので、スマホアプリの既存のグループ機能を活用しながら事業所単位の登録促進を強化していく。	-	-	
3	若年層参加者の取り込み	完了 若年層や健康無関心層など、広く健康ポイント事業を周知できるよう、包括連携協定を締結している事業所へのチラシ配布、ポスター掲示や、庁内他課の送付文書内での事業紹介など、さまざまな方法で事業周知を行った。また、民間提案制度（課題設定型）にて提案を募集した。若年層の参加登録者の割合は伸びていないので、今後もさまざまな周知方法を検討していく。	-	-	
4	事業コスト	継続 景品にデジタルギフトを加えたことで郵送費を削減することができ、景品に係る予算はそのまま、前年度より100名多い参加者へ景品を送付することができた。 アクティブ率の変化については今後検証し、ノンアクティブユーザーへの良い働きかけとなるものを検討していく。	-	-	

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	高齢者福祉課		
事業名称	日常生活用具扶助費(自動消火装置等)				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市高齢者日常生活用具の貸与等に関する規則				
事業開始年月日	昭和53年4月1日	最終制度改正年月日	平成28年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	在宅の日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、防火等の配慮が必要な方には自動消火装置や電磁調理器を、歩行が困難な方にはシルバーカーを給付するなど、日常生活用具を給付することで、虚弱な高齢者が自立した生活を送れるよう支援することにより、高齢者福祉の増進に資することを目的とする。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	心身機能低下が伴っているひとり暮らしや高齢者のみ世帯等の高齢者に、安全で快適な生活が送れるよう日常生活用具を給付する。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	詳細は不明だが、国の「老人日常生活用具給付等事業」により補助対象事業として実施。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和53年4月1日施行 ・平成12年4月1日一部改正 (内容: 年齢要件をおおむね65歳以上から65歳以上に) ・平成24年8月20日一部改正 (内容: 年少扶養・特定扶養控除の廃止に伴う影響への対応) ・平成28年4月1日一部改正 (内容: 行政不服審査法の施行に伴う規定の整備、文言の整理) 				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみで暮らしていて、所得税非課税世帯の者	自動消火装置を給付する。			
	65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみで暮らしていて所得税非課税世帯であり、心身機能低下に伴い防火等の配慮が必要な者	電磁調理器を給付する。 ・給付品目 IH調理器・片手鍋・両手鍋・フライパン (上記品目に加え、やかんもしくは、てんぷらなべを選択可能)			
	65歳以上の高齢者のうち、所得税非課税世帯であり歩行の困難な者	シルバーカーを給付する。 (軽量タイプ・座れるタイプから選択)			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	3,497	4,445	5,455	4,678
	うち一般財源	3,497	4,445	5,455	4,678
	決算(見込)額	4,657	3,738	3,706	-
対象者数・ 交付件数など	自動消火装置給付台数	23台	18台	18台	-
	電磁調理器給付台数	68台	56台	56台	-
	シルバーカー給付台数	152台	121台	135台	-

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期					
業務頻度 (年1回・月1回など)	月平均申請数 約15件				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1 人工	0.3 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	1 人	1 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	高齢者福祉課
事業名称	日常生活用具扶助費（自動消火装置等）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 給付品目の見直し	昭和53年から給付品目の変更がないため、時代の変化を踏まえた見直しが必要。	対象者のニーズを分析し、時代に即した品目の検討を行う。
2 事業の継続性・持続可能性	—	—
3 対象者・対象要件	—	—
4		

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 給付品目の見直し	支給品目は、ごく一般的に普及しているものもあり、昭和53年当時から状況が大きく変化している可能性がある。	品目の見直しにおいては、対象者のニーズだけでなく、市が支給する品目としての妥当性についても検討する。
2 事業の継続性・持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年に国が旧制度（在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について）を廃止した以降も現状品目の給付事業を継続している。 同様の事業を実施している近隣市は見られるものの、中核市においては事業廃止した市も見られる。 R3支給件数は、シルバーカーは135件であるが、電磁調理器は56件、自動消火装置は18件にとどまっている。 	目的に対して支給件数が限定的であり、昭和53年から長年大きな見直しがなく実施されていることから、あらためて事業の内容について精査する。
3 対象者・対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 要件は65歳以上だが、すべての用具において、申請者の大半が80歳以上である。 申請者の半数以上は、介護保険サービス利用者である。 	年齢要件や対象要件が適切であるか検証する。
4		

取組結果

所属名	高齢者福祉課
事業名称	日常生活用具扶助費（自動消火装置等）

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 給付品目の見直し	継続	<p>近隣市の状況もふまえ、品目の検討を行った。シルバーカーについては、一定の需要があり、給付の必要性が見込まれるため、当面は事業を継続する。</p> <p>電磁調理器は本体の必要性は見込まれるが、その他付属品に関しては見直しの必要があると考えられるため検討を行っていく。</p> <p>自動消火装置については、他事業への統合を含め検討を行っていく。</p>	-	-
2 事業の継続性・持続可能性	継続	<p>長期にわたって見直しを行っていなかったため、改めて品目の検討を行い、シルバーカーは当面は変更不要との結論に至った。</p> <p>電磁調理器については、給付品の精査を行い、事業のスリム化の検討を行っていく。</p> <p>自動消火装置については、他事業への統合を含め代替案の検討を行っていく。</p>	-	-
3 対象者・対象要件	継続	<p>年齢要件については、80歳以上の申請が多いが、65歳～70歳代の申請も一定数あり、身体状況は一概に年齢だけで図ることはできないため当面は現状維持とする。</p> <p>また、他市の所得要件は住民税を基準としているところが多数であることが分かったため、要件変更の検討を行っていく。</p>	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	高齢者福祉課		
事業名称	日常生活用具扶助費(黄色い杖の支給)				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市黄色い杖支給に関する要綱				
事業開始年月日	昭和62年4月1日	最終制度改正年月日	平成26年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	65歳以上で、在宅で生活しており、現に歩行の困難な者に対して、安全のために杖を支給する。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	申請書收受後、職員が自宅を訪問して、身体状況を調査したうえで杖を支給する。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	昭和44年9月より、高齢者用として毎年20本程度、社団法人船橋市交通安全協会から寄付の申し出があり、対象者に支給していたが、希望者が増加したことから昭和49年度より予算計上し、支給制度が始まった。(要綱の整備は昭和62年4月)				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>○昭和62年4月1日施行 ○平成16年12月1日一部改正 申請書式変更 ○平成17年4月1日一部改正 申請書式変更 ○平成26年4月1日一部改正</p> <p>「平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障害の身体障害者手帳交付者」、 「既に支給を受けているとき」及び「黄色い杖の使用では、歩行ができない又は著しく危険が伴う状態であるとき」は対象外の旨を明記等、申請書式変更</p> <p>※平成15年より障害者手帳所持者を対象外するとともに、保健師等による訪問調査による支給へと支給方法の変更を行った。 また、平成15年より介護認定者も対象外としていたが、認知症による認定者もいることなどから、平成26年度より介護認定者を一律に支給対象外とはせず、訪問調査時に身体状況を確認し、当該杖の使用が危険でないかを判断して支給するものとした。</p>				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	65歳以上で、在宅で生活しており、日常生活において杖がないと歩行が困難な者	次の者は対象外 ①以前に支給を受けた者 ②現在入院中の者 ③平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障害の障害者手帳所持者			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	840	1,153	759	766
	うち一般財源	840	1,153	759	766
	決算(見込)額	840	596	759	-
対象者数・ 交付件数など	支給本数	605本	571本	623本	-
					-
					-

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期					
業務頻度 (年1回・月1回など)	月平均申請数 約50件(本庁舎、フェイス、各出張所窓口及び郵送にて受付。)週に1回程度の頻度で1日かけて自宅訪問し、身体状況を確認し給付。				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.2 人工	0.2 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	2 人	1 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	高齢者福祉課
事業名称	日常生活用具扶助費（黄色い杖の支給）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事務負担	従来は、各保健センターの保健師等が対象者宅へ直接訪問し、身体・生活状況等を把握したうえで支給していたが、新型コロナウイルス感染症の影響による保健師の人員不足等により高齢者福祉課の事務職員が訪問することとなった。郵送や包括支援センターの職員が訪問することも協議したが、現状のままとなっている。	窓口給付等も含め、支給方法について検討していく。
2	給付審査の見直し	—	—
3	対象者・対象要件	他自治体や本市の他事業においても所得要件を設けている事業が多い	所得要件の必要性についても併せて検討していく。
4	事業の必要性	—	—

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事務負担	—	—
2	給付審査の見直し	従来は保健師が訪問していたが、事務職員が市民宅を訪問し、聞き取り等により状況把握したうえで杖の支給を行っている。	事務職員が対象者の身体・生活状況を判断することが、給付審査として適切であるのか検証を行う。
3	対象者・対象要件	現在では、さまざまな店舗で安価に同様の杖を購入することができることから、市が現在の内容で本事業を実施する必要性が低下している。	真に必要な対象者への支援となるよう、要件等を検討する。
4	事業の必要性	申請者は現に杖を必要としている方であり、即時性が求められるが、申請から支給まで1か月程度を要している。	支給までに1か月弱を要していることの原因を分析し、改善策を講じる。

取組結果

所属名	高齢者福祉課
事業名称	日常生活用具扶助費（黄色い杖の支給）

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 事務負担	完了	窓口交付の実施について一部試行するなど検討を行ったが、障害者手帳所持状況を確認する等の課題が多いため、当面は現状維持とし、事業を継続する。	-	-
2 給付審査の見直し	完了	事務職による訪問ではあるが、利用者の状況を確認したうえで支給することは適切であると判断した。	-	-
3 対象者・対象要件	完了	関東中核市を調査したところ、類似事業を行っている自治体は10市中3市あり、その3市とも自己負担があるもの本市同様に所得要件を設けていなかった。今後の他市の動向に注視しながら、当面は現在の手法を継続していく。	-	-
4 事業の必要性	完了	申請者の希望する日程で訪問できるよう、係内において複数人に対応するなどの体制づくりは必要であるため、改善策を検討しつつ、事業を継続していく。	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	高齢者福祉課
事業名称	寝具乾燥消毒事業費		
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市ねたきり高齢者又はひとり暮らし高齢者の寝具乾燥消毒に関する規則		
事業開始年月日	昭和54年4月1日	最終制度改正年月日	平成元年4月1日
事業目的 (実現・達成したいこと)	ねたきり又はひとり暮らしの高齢者の寝具を、日照や人手などの理由で自然乾燥が困難な場合に、月1回寝具乾燥消毒車を自宅に派遣し乾燥消毒を行うことにより、寝具を清潔に保ち快適な日常生活をおくってもらう。		
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	65歳以上で、寝具の自然乾燥を行うことが困難な、ねたきり又はひとり暮らしの者が、日照や人手などの理由で自然乾燥が困難な場合に、寝具乾燥消毒車を自宅に派遣し乾燥消毒を行う		
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	詳細は不明だが、平成16年度までは国庫補助事業だった。		
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	○昭和54年4月1日施行 ○平成元年4月1日一部改正 ・実施回数を「2カ月に1回」から「月1回」へと拡大		
事業内容	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)	
	65歳以上で、寝具の自然乾燥を行うことが困難な、ねたきり又はひとり暮らしの者 ※ねたきりとは、在宅にておおむね6カ月以上常に臥床し、入浴、食事、排便等日常生活のほとんどに介護を要する者 ※申請にあたってはサービスの必要性について民生委員が確認し署名してもらっている	寝具乾燥消毒車を自宅に派遣し乾燥消毒を行う [実施回数] 月1回 [実施布団乾燥枚数] 1回3枚まで	

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	5,013	5,668	4,952	4,605
	うち一般財源	5,013	5,668	4,952	4,605
	決算(見込)額	4,380	4,295	4,188	-
対象者数・交付件数など	利用者数	158人	158人	139人	
	年度末登録者数	179人	183人	165人	
	派遣回数	1,402回	1,362回	1,328回	

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	3～4月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	月2・3回								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	0.1	人工	0.3	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	1	人	1	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	高齢者福祉課
事業名称	寝具乾燥消毒事業費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	対象者・対象要件	健康な1人暮らし高齢者は事業を利用できるが、介護者が同居している場合、寝たきりの審査基準が厳しいため、寝たきりの要件を満たさない要介護の老々世帯は利用できないといった課題がある。	対象者を1人暮らしもしくは介護認定を持つ高齢者と同居している者とするなど、要介護の老々世帯を利用対象とできるかどうかについて検討していく。
2	事業の継続性・持続可能性	現在の金額で実施できる業者が限られているため、今後の業者選定が不安定な状況にある。	—
3			
4			

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	対象者・対象要件	事業のニーズ等の実態把握が必要。	本事業のニーズを精査し、真に必要としている方が利用できるよう、事業検証を行う。
2	事業の継続性・持続可能性	—	事業実施可能業者が限定的であることから、他の代替策の検討のほか、対象者の精査も含め、事業を継続的に実施できるよう検討する。
3			
4			

取組結果

所属名	高齢者福祉課
事業名称	寝具乾燥消毒事業費

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 対象者・対象要件	完了	<p>本事業のニーズを調査したところ、現在是对象外である要介護の老々世帯からの利用希望があった。しかし、事業の対象を拡大した場合、担い手が不足する等、現在の利用者も含めた現行水準のサービス提供が難しくなることが想定されるため、令和6年度は現行通り継続することとした。</p>	-	-
2 事業の継続性・持続可能性	完了	<p>事業実施可能業者が限定的ではあるものの、令和6年度については事業を委託できる見込みであることから、事業は継続していく。 また、代替策など他の方法についても検討していく。</p>	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	高齢者福祉課		
事業名称	高齢者住宅整備資金助成事業費				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市重度障害者等住宅改造費の助成に関する規則 船橋市重度障害者等住宅改造費の助成に関する要綱				
事業開始年月日	平成10年4月1日	最終制度改正年月日	令和3年7月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	重度要援護高齢者若しくは軽度要援護高齢者又はそれらの者のために住宅の改造をしようとする者に対し、当該住宅の改造をするのに要する費用を助成することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	介護保険の住宅改修費支給とは別に、要支援・要介護の認定を受けている高齢者のために住宅の改造をしようとする世帯に、その資金を助成する。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	詳細は残されていないが、市民等から要望があり先行している他市を参考に事業を開始。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年4月15日 寝たきり高齢者から介護保険認定者へ、所得税非課税世帯から生計中心者の住民税額20万円以下の世帯へ改正。 平成16年4月1日 要支援・要介護1、2以下の者は総工事費150万円までの工事を対象とする上限設定。 平成19年4月1日 税制改正の対応として、同じ所得水準の方が引き続き助成の対象となるよう、所得要件を「生計中心者の年間住民税の額が20万円以下の世帯」から「32万円以下の世帯」に緩和。 平成26年4月1日 消費税率引き上げに伴い、平成26年4月1日前に助成の決定を受けた者で、同日後に住宅の改造が完了したものに係る助成については、助成するものとする助成の制限の特例を追加。 平成28年4月1日 行政不服審査法の施行に伴う規定の整備。 				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	重度障害者等のために住宅の改造をしようとする者	①市内に1年以上居住していること ②生計中心者の市民税・県民税の額が32万円以下の世帯 ③要支援1～2・要介護1～5の認定を受けていること ※ただし、要支援1～2・要介護1～2の認定者にあつては、申請する改造の総工事費が150万円以下であること 助成上限額：50万(補助率 市民税・県民税課税世帯 50% 非課税世帯 100%)			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	36,195	36,360	34,500	39,250
	うち一般財源	36,195	36,360	34,500	39,250
	決算(見込)額	42,257	31,424	38,329	-
対象者数・ 交付件数など	助成件数	150件	98件	127件	

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	あり	原則として、住宅改修費支給制度(介護保険課、上限20万円)の利用が優先となっており、その制度を使い切った者または使い切るような総額の場合に、上乗せとして当該事業(上限50万円)を利用できる

業務量

繁忙期					
業務頻度 (年1回・月1回など)	申請の月平均 12件程度(令和3年度)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.5 人工	0.0 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	3 人	0 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	高齢者福祉課
事業名称	高齢者住宅整備資金助成事業費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事務負担	申請数が増加した場合、現職員数で対応できるのかという課題はある。	一定のルールに基づき書類審査のみで支給できるケースがないか検討していく。
2 所得要件の見直し	—	—
3 事業の継続性・持続可能性	—	—
4		

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事務負担	—	—
2 所得要件の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援や要介護の認定要件はあるものの、住民税32万円以下の世帯が助成対象となっており、所得要件が緩やかとなっている。 ・対象となる工事及び経費が限定されているものの、介護保険の住宅改修費支給に上乗せで、さらに上限額50万円の補助となっており、補助率も課税世帯が1/2、非課税世帯は2/2と水準が高い。 	本事業の助成要件及び助成水準が適切かどうか精査を行う。
3 事業の継続性・持続可能性	今後高齢者の更なる増加が見込まれるため、本事業の継続性を検討する必要がある。	所得要件や事務負担を検証し、事業の継続性について検証を行う。
4		

取組結果

所属名	高齢者福祉課
事業名称	高齢者住宅整備資金助成事業費

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 事務負担	完了	事務負担については、令和元年より一部軽減を図っている。現地調査は負担が大きいが、工事施工前の確認等、審査において欠かせないものであるため、当面は現状維持とする。	-	-
2 所得要件の見直し	完了	所得要件について県内他市の状況を調査したところ、概ね平均的であったことから、当面は現状維持とする。	-	-
3 事業の継続性・持続可能性	完了	事務の負担について、現地調査は負担が大きいが、工事施工前の確認等、審査において欠かせないものであるため、当面は現状維持とする。 また、所得要件について、県内他市と比較しても概ね平均的であるため、当面は現状維持とする。	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	高齢者福祉課		
事業名称	家族介護慰労事業費				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市家族介護慰労金の支給に関する要綱				
事業開始年月日	平成13年6月1日	最終制度改正年月日	平成21年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	介護保険法第18条第1号に規定する介護給付を受けない在宅の重度要介護高齢者の家族介護者に対し、家族介護慰労金を支給することにより、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	重度の要介護者を居宅で介護している家族に慰労金を支給する。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	介護保険制度施行にあたり、自分たちの手で介護をしたいという家族を支援するため、国から示された事業。平成13年度より国庫補助を活用して事業を開始。 ※平成12年度以前は「船橋市ねたきり老人及び重度痴呆性老人介護手当」として支給。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成13年6月1日施行 ○平成18年度より国庫補助の再編に伴い一般財源化。 ○平成21年4月1日一部改正 内容:要綱第5条に「申請は第3条に掲げる支給要件を満たした日の翌日から1年以内に行わなければならない。」の1項を加えた。				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	次の各号のすべてに該当する高齢者を居宅で介護する家族 ①要介護4・5の認定を受けて1年以上経過していること。 ②市民税非課税の世帯に属すること ③過去1年間介護保険サービス(年間7日間のショートステイ利用は除く)を受けていないこと ④過去1年間通算して90日を超える入院をしていないこと ⑤生活保護の受給者でないこと	年度150,000円を支給する。			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	750	900	900	750
	うち一般財源	750	900	900	750
	決算(見込)額	750	450	450	-
対象者数・ 交付件数など	支給人数	5人	3人	3人	

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期									
業務頻度 (年1回・月1回など)	年4～5回								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	0.1	人工	0.0	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	1	人	0	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	高齢者福祉課
事業名称	家族介護慰労事業費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 現金給付の必要性	在宅の重度要介護者を対象としており、慰労金の支給が介護保険サービス利用の抑制につながっていないか、要介護者及びその介護者にとって適切なものか把握する必要がある。	申請受付時に介護の状況を確認し必要に応じて介護保険サービスの利用に繋げていく。まずは、実態を把握した上で、必要に応じて、今後の事業展開を検討していく。
2 適切な介護保険サービス利用の促進	—	—
3		
4		

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 現金給付の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の開始から二十余年が経ち、介護保険が一般化してきており、現金給付の必要性が低下している。 ・国の社会保障審議会においても、現金給付が介護保険サービス利用を抑制し、家族の社会活動の制限となっているとの指摘があり、現金給付の必要性について検証する必要がある。 ・支給人数が年間3人程度と、ごく限定的であり、ニーズが高いとはいえない。 	介護を受ける側及び介護を行う側の両面への影響を研究し、どういった理由から介護サービスを利用しないのかなど実態を把握の上、国の動向等も踏まえて、事業継続の必要性について検証を行う。
2 適切な介護保険サービス利用の促進	対象者は重度要介護者であるにもかかわらず、介護保険サービス未利用で専門的な介護が不十分な状態が継続している可能性がある。	要介護認定を受けたにもかかわらず一定期間介護保険サービスを受けていない者に対し、適切な介護保険サービスにつなげられるような取組を、健康・高齢部において検討する。
3		
4		

取組結果

所属名	高齢者福祉課
事業名称	家族介護慰労事業費

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 現金給付の必要性	完了	介護者からの実態を把握したところ、いずれも事情があり介護保険サービスを利用できないケースがほとんどであった。当面は引き続き、現制度は必要と考えられることから、他市や国の動向も注視しつつ、事業を継続していく。	-	-
2 適切な介護保険サービス利用の促進	完了	各ケースにおいて申請者にヒアリングする際、困りごとなどを伺い、必要に応じて介護保険・高齢者福祉ガイドを郵送し、介護保険等のサービスや地域包括支援センターなどの相談先の案内をする。	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	介護保険課
事業名称	介護保険訪問看護職員雇用促進事業費		
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付要綱		
事業開始年月日	平成24年4月1日	最終制度改正年月日	令和4年4月1日
事業目的 (実現・達成したいこと)	市内で訪問看護、介護予防訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)を提供する事業所に対し、補助金を交付することにより、本市における訪問看護職員の雇用確保及び介護保険サービスの安定供給に資することを目的とする。		
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	市内で訪問看護、介護予防訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)を提供する事業所に対し、運営費(①訪問看護職員の賃金改善に充当するための経費及び②訪問看護職員の募集に係る宣伝広告を実施するための経費)の補助を行う。		
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	【事業開始(平成24年度～)の背景】 高齢者人口の増加に伴い、今後訪問看護サービスの需要が高まることが予想されたことから、この事業における参入促進と訪問看護の現場で働き続けられるための取組みの構築を目的に、平成24年度より事業を開始した。		
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	事業開始当初から、制度に大きな変更はない。		
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)	
	次に掲げる要件のいずれにも該当する市内事業所 ① 訪問看護、介護予防訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)の指定を受けていること ② 船橋市税に滞納が無いこと ③ ①に掲げる介護サービスを船橋市の被保険者である要介護(支援)認定者に対し提供すること ④ 賃金改善に係る補助金額の総額を、看護職員の賃金に充て、各看護職員には常勤換算数に基づき配分すること ⑤ 当該事業所の職員に対して雇用促進事業の内容について周知を行い、それを証する書類を提出していること ⑥ 宣伝広告に係る補助金額の総額を、看護職員の雇用促進を図る宣伝広告費に充てること	①訪問看護職員の賃金改善に充当するための経費 訪問看護職員の常勤換算数×15,000円=賃金改善月額 これを全看護職員分合算した額を当該事業所の補助金額の月額とする。 ただし、1事業所ごとに合算した額が15万円を超える場合、15万円を超える部分はこれを補助せず、事業者の負担により賃金改善を実施しなければならない。 ②訪問看護職員の募集に係る宣伝広告を実施するための経費 宣伝広告1回に要した費用の2分の1を補助。補助する金額の上限は21,000円。 1事業所につき年度で2回まで。	

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	9,866	13,092	16,064	15,942
	うち一般財源	9,866	13,092	16,064	15,942
	決算(見込)額	11,143	14,738	18,664	-
対象者数・ 交付件数など	対象事業所数	40	43	48	56
	交付件数(賃金改善)	15	19	21	-
	交付件数(宣伝広告)	6	7	3	-

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	3~4月(年度初めの事業周知、出納整理期間の支払事務)				
業務頻度 (年1回・月1回など)	月1~2回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.4 人工	0.1 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	3 人	2 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	介護保険課
事業名称	介護保険訪問看護職員雇用促進事業費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の効果検証	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始当初から、制度に大きな変更がなく、見直しが図られていないことから、改めて事業の効果検証を行う。 ・市内訪問看護職員の不足感、処遇等についての実態を把握する必要がある。 	事業の効果検証、市内訪問看護職員の不足感、処遇等についての実態を把握し、より効果的な事業の実施について研究を行う。
2 事業の継続性・持続可能性	—	—
3 対象者・対象要件	—	—
4 目的・意義	—	—

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の効果検証	—	—
2 事業の継続性・持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・市域をまたがり複数事業所を運営する法人や他の介護保険サービスを提供する法人においては、法人内で同一職種に対する賃金の整合を図る必要が生じるため利用が限定的である。（全対象事業所の4割程度の利用となっている。） ・本補助金によらず、独自に賃金改善を行っている法人もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を利用せずに運営されている事業所も多い実態を踏まえ、同様の事業を実施していない他市の事業所の給与水準や職員の定着率などと比較するなどし、事業目的を達成するための手法としての妥当性を精査する。 ・事業目標の達成までのロードマップを作成するとともに、目標達成後の本事業のあり方を検討する。
3 対象者・対象要件	様々な介護保険サービスのうち、訪問看護事業所の職員のみを対象としており、他の介護職員の賃金改善・処遇改善との不整合が生じている。	制度開始当初との背景の変化を踏まえて、あらためて事業の目的や必要性を整理し、事業の目標を明確にする。また、目標達成までのロードマップを作成し、目標達成後の本事業のあり方についてもあらかじめ検討する。
4 目的・意義	<ul style="list-style-type: none"> ・1人当たり認定者数は減少傾向にあり、事業開始当初の目的である「市内への新規参入促進」は達成されつつある（ただし全国と比べ依然高水準）。 ・現在は、主な事業目的が「雇用確保及びサービスの安定供給」となっており、事業開始当初の「新規参入促進」から大きく変化している。 	

取組結果

所属名		介護保険課			
事業名称		介護保険訪問看護職員雇用促進事業費			
項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況	
1	事業の効果検証	完了 市内事業者への調査により、市内訪問看護職員が不足する実態を把握した。 本事業を活用した事業者が、職員の確保・定着に効果を感じていることから、継続した事業実施により、引き続き就業促進を図る。	-	-	
2	事業の継続性・持続可能性	完了 本市の訪問看護にかかる給付費は、千葉県や近隣市と比較しても著しく伸びており、訪問看護職員の確保に向けて、引き続き市独自の取組が必要な状況である。 本事業を活用して賃金改善に取り組む事業者が、高い給与水準を維持し、職員の確保・定着にも効果を感じていることから、事業目的の達成に効果的な取組であると考えます。	-	-	
3	対象者・対象要件	完了 今後、高齢者人口の増加に伴い、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・訪問介護看護等の看護職員の需要が高まると予想され、引き続き市内への新規参入が必要である。 本事業を活用した事業者が、市内で対象サービスを開始する契機になったと感じていることから、継続した事業実施により、引き続き事業者の新規参入促進を図る。 以上を踏まえて、今後も事業目標の達成に向けて、市内事業所の充足状況や訪問看護職員の不足状況等を注視して、事業の実施について判断を行っていく。	-	-	
4	目的・意義	完了 今後、高齢者人口の増加に伴い、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・訪問介護看護等の看護職員の需要が高まると予想され、引き続き市内への新規参入が必要である。 訪問看護においては、事業開始当初より市内事業所数は増加するものの、職員は不足する状況にあり、引き続き雇用確保が必要な状況である。 以上を踏まえて、今後も事業目標の達成に向けて、市内事業所の充足状況や訪問看護職員の不足状況等を注視して、事業の実施について判断を行っていく。	-	-	

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	介護保険課
事業名称	介護人材確保対策事業費 ①介護・福祉の合同就職説明会実施事業 ②EPA介護福祉士候補者受入りに係る費用助成事業		
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	①なし ②船橋市EPA介護福祉士候補者受入事業費補助金交付要綱		
事業開始年月日	①平成28年度 ②平成29年5月1日	最終制度改正年月日	①- ②令和4年4月1日
事業目的 (実現・達成したいこと)	介護人材の雇用確保によって、介護保険サービスを安定的に供給することを目的とする。		
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	①介護・福祉の合同就職説明会実施事業 市内の事業者(出展法人)とともに、介護・福祉の仕事へ就業を希望する・興味のある方(一般求職者・学生等)に対し、仕事の内容を紹介するための合同就職説明会を開催することで、市内の介護・福祉サービス事業者の人材不足の解消を図る。 ②EPA介護福祉士候補者受入りに係る費用助成事業 フィリピン、インドネシア及びベトナムよりEPA(経済連携協定)に基づく介護福祉士候補者の受入れを行う施設に対し、初期費用の1/2を助成する。		
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	①介護・福祉の合同就職説明会実施事業 従来、事業者主体で実施していた合同就職説明会について、より多くの方の参加を図り、介護職員の雇用促進を進めるため、平成28年度より市の主催にて実施することになった。 ②EPA介護福祉士候補者受入りに係る費用助成事業 EPA介護福祉士候補者の受入りに係る初期費用の一部を助成することで、市内介護施設によるEPA介護福祉士候補者の受入れを促し、介護職員の量と質を充実させるとともに、研修体制の強化等、将来的に他制度により外国人人材の採用を行う際の体制整備を促進するために、平成29年度より実施した。		
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	①介護・福祉の合同就職説明会実施事業 平成28年度から平成30年度までは、出展法人と求職者が会場に集合する形式で実施していたが、令和元年度および令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止。令和3年度は、WEB会議ツールを使用し、求職者と出展法人をオンラインで繋ぐ形で実施した。 ②EPA介護福祉士候補者受入りに係る費用助成事業 事業開始当初から、制度に大きな変更はない。		

事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)
	①介護・福祉の合同就職説明会実施事業 ・市内介護保険サービス事業所 ・介護・福祉の仕事へ就業を希望する・興味のある方(一般求職者・学生等)	市主催で、市内の介護保険サービス事業所・障害福祉サービス事業所と合同で就職説明会を開催する。
②EPA介護福祉士候補者受入に係る費用助成事業 ・市内でEPAによる介護福祉士候補者受入れ機関の施設要件を満たす施設(特養、養護老人ホーム、特定施設、老健)を運営する法人	・対象経費 受入れに係る初期費用 (求人申込手数料、現地合同説明会参加費の一部負担金、あっせん手数料、滞在管理費(1年目に限る)、送り出し調整機関への支払金、訪日後の日本語研修及び介護導入研修に係る経費等) ・補助率 1/2 1施設につき2名まで(1法人につき1施設に限る。)	

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	2,794	2,197	2,292	2,000
	うち一般財源	2,044	1,658	1,542	1,400
	決算(見込)額	1,478	403	1,346	-
対象者数・ 交付件数など	①介護・福祉の合同就職説明会実施事業 出展法人、来場者数	開催中止	開催中止	32法人、56名	-
	②EPA介護福祉士候補者受入に係る費用助成事業 交付件数	2法人、 マッチング1名、 受入れ3名	1法人、 マッチング2名	2法人、 マッチング4名、 受入れ2名	-

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	千葉県介護人材確保対策事業費補助金 ※①介護・福祉の合同就職説明会についてのみ 補助率3/4
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	①介護・福祉の合同就職説明会実施事業 説明会開催前 ②EPA介護福祉士候補者受入に係る費用助成事業 3~4月(年度初めの事業周知、出納整理期間の支払事務)				
業務頻度 (年1回・月1回など)	①介護・福祉の合同就職説明会実施事業 年1回 ②EPA介護福祉士候補者受入に係る費用助成事業 随時交付申請受付、事業完了後補助金支払い				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.4 人工	0.1 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	4 人	2 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	介護保険課
事業名称	介護人材確保対策事業費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	実施方法	①介護・福祉の合同就職説明会実施事業 来場者数ひいては就労人数の増加に向け、より効果的な事業の実施方法について研究が必要であると考えられる。	①介護・福祉の合同就職説明会実施事業 市内法人のニーズを適切に把握し、それに見合った事業の実施方法の検討を行う。
2	対象者・対象要件	②EPA介護福祉士候補者受入れに係る費用助成事業 当初制度設計時から大きな変更がなく、申請法人が固定化され、限定的なものとなっており、見直しが必要ではないかと考えられる。	②EPA介護福祉士候補者受入れに係る費用助成事業 法人の外国人受入れのニーズについて把握し、EPA、在留資格「介護」、技能実習「介護」、特定技能1号（介護）の4つの外国人介護職受入れ制度について内容を整理し、EPA制度に限定した現行の補助が適切であるのか検討を行う。
3	事業の効果検証	—	—
4			

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	実施方法	—	①介護・福祉の合同就職説明会実施事業 法人のニーズを適切に把握し、それに見合う会場の選定や開催方法の検討を行う。加えて、来場者数の増加のため周知方法について検討する。
2	対象者・対象要件	—	②EPA介護福祉士候補者受入れに係る費用助成事業 (1)の方向性にあたっては、申請法人の固定化の要因が、周知やPRの不足に起因するものなのか、ニーズが限定的であることに起因するものなのか等を検証する。
3	事業の効果検証	②EPA介護福祉士候補者受入れに係る費用助成事業 介護人材の確保と安定的な介護サービスの提供という目的に対して効果が限定的である。	②EPA介護福祉士候補者受入れに係る費用助成事業 目的を達成するための事業として、効果的な運用が図られているのか検証し、事業のあり方を整理する。
4			

取組結果

所属名	介護保険課
事業名称	介護人材確保対策事業費

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 実施方法	完了	<p>昨年度のイベント開催時に実施したアンケート調査により、市内法人のニーズを適切に把握し、今年度の同イベント開催にあたって反映させることができた。</p> <p>また今後のイベント開催に向けては、他の会場の選定や来場者数の増加のための新たな周知方法について、市内法人から意見の聞き取りを行う場を設けるなどして内容を見直し、開催回数を増やすよう検討を行った。</p>	-	-
2 対象者・対象要件	完了	<p>おおむね事業自体は認知されているものの、EPAを対象とした補助事業のニーズが限定的となっており、利用が伸びていない状況であった。</p> <p>外国人の受け入れにあたっては、費用負担が課題のひとつとなっており、また市内ではEPA以外の制度による外国人採用が多く、更なる外国人介護人材の確保のため、補助対象の見直しに向けて検討を行った。</p>	-	-
3 事業の効果検証	完了	<p>市内ではEPA以外の制度による外国人採用が多く、EPAのみを対象とした本事業は、介護人材の確保と安定的な介護サービスの提供という目的に対して効果が限定的であった。これを踏まえて、広く外国人の受入支援を行うことが必要と考え、事業の拡大に向けて見直しを行った。</p>	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	介護保険課
事業名称	介護職員初任者研修等費用助成事業費		
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付要綱		
事業開始年月日	初任者研修:平成21年10月1日 実務者研修:平成29年4月1日	最終制度改正年月日	令和3年4月1日
事業目的 (実現・達成したいこと)	介護職員初任者研修または実務者研修を修了し、市内の介護保険サービス事業所に3か月以上継続して就業する者に対し、研修費用を助成することにより、本市における介護保険サービスに係る雇用確保及び従業者の資質の向上並びに介護保険サービスの安定供給に資することを目的とする。		
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	研修の修了後、市内の介護保険サービス事業所に3か月以上就業した方に対し、初任者研修について10万円を上限に、実務者研修について15万円を上限に研修費用の助成を行う。		
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成21年度に、少子高齢化社会への対応として、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、船橋市民でホームヘルパー2級研修(現在の介護職員初任者研修)を修了し、市内の介護保険サービス事業所に就業された方を対象に、一人当たり10万円を上限に資格取得に係る研修費用の助成を開始した。		
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成29年度より、実務者研修に係る費用の助成を開始した。 さらに、補助対象者の範囲を拡大し、市外居住者、前年度修了者も対象とした。 また、補助要件に3か月の就業を追加した。		
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)	
	次に掲げる要件のいずれにも該当する者【市外居住者も対象】 ① 申請日において初任者研修または実務者研修を修了しており、かつ、その修了日が、申請日の属する年度の前年度の4月1日以降であること ② 介護職員として、船橋市内の介護保険サービス事業所(※)に、修了日以降3か月以上継続して就業していること ③ 就業先である介護保険サービス事業所の運営法人等に直接雇用されていること ④ 市税に滞納がないこと ⑤ 他の公的な助成を受けていないこと ※ 「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「居宅介護支援」、「介護予防訪問看護」、「介護予防訪問リハビリテーション」、「介護予防居宅療養管理指導」、「介護予防福祉用具貸与」、「介護予防特定福祉用具販売」及び「介護予防支援」を除く。	研修に係る受講料及び教材費について、初任者研修10万円、実務者研修15万円を上限に助成する。	

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	16,666	16,680	16,684	16,538
	うち一般財源	9,166	10,493	9,078	10,407
	決算(見込)額	15,848	13,707	20,423	-
対象者数・ 交付件数など	支給決定(人)	186	161	241	-
	うち初任者	61	44	77	
	うち実務者	125	117	164	

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	千葉県介護人材確保対策事業費補助金 補助率3/4
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	あり	県の補助を受けたうえで、市として上乗せして助成を行っている。

業務量

繁忙期	5～6月(申請のてびき作成・事業周知)、2～3月(事業終了時の支払事務)								
業務頻度 (年1回・月1回など)	月2～3回								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	0.6	人工	0.1	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	3	人	2	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	介護保険課
事業名称	介護職員初任者研修等費用助成事業費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 財源	本事業は県の補助金を受けただけで、本市としても上乗せの助成を行っているため、今後申請者数が増加した場合に、安定的に財源を確保して同じ制度を維持し続けることができるかは分からない。	本事業によって、本市における介護保険サービスに係る雇用確保及び従業者の資質の向上並びに介護保険サービスの安定供給に資する目的は達成されていると考えるものの、市上乗せ分の助成について、適切な水準なのか、アンケート等による検証を行う。
2 事業の目的・意義、事業の効果検証	—	—
3 対象者・対象要件	—	—
4		

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 財源	—	市上乗せ分の水準の検証にあたっては、上乗せの目的が果たされているのかどうかを他市の実績などと比較分析の上、客観的に検証する。
2 事業の目的・意義、事業の効果検証	他市では県補助の範囲で実施している中で、本市は県補助よりも高い上限額を設定しているが、事業目的である市の介護サービス事業所の雇用確保や資質向上にどの程度、寄与するのか、その意義について検証が必要である。	本市独自の補助水準が、本市の事業所への就労理由となったのか、あるいは、別な理由で本市の事業所へ就労した従業者が結果的に本市から助成を受けたのかなどについて、アンケート等により正確に分析を行い、事業の意義と効果を検証する。
3 対象者・対象要件	現在、研修終了後に3か月以上就業することを条件としているが、市内事業所の定着率向上を促進するための期間としては、不十分となっている可能性がある。	研修費用助成事業については、3か月以上の就業を条件としているが、補助金を活用した職員の定着状況を考慮した上で、市内事業所の意見も踏まえ、最適な期間の設定を検討する。
4		

取組結果

所属名	介護保険課
事業名称	介護職員初任者研修等費用助成事業費

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 財源	完了	<p>昨年度申請者を対象に効果検証のためのアンケート調査を実施した結果から、市上乗せ分の助成が、申請者の研修受講を促す結果となっていることを確認した。</p> <p>また他市との比較によっても、本市独自の上乗せが事業の利用実績を伸ばす要因であると推測できる状況であった。したがって、事業の目的に照らして、適切な水準であると考え。</p>	-	-
2 事業の目的・意義、事業の効果検証	完了	<p>昨年度申請者を対象に効果検証のためのアンケート調査を実施した結果から、市上乗せ分の助成により、申請者の市内就労に一定の効果があることを確認した。</p> <p>また他市との比較によっても、本市独自の上乗せが事業の利用実績を伸ばす要因であると推測できる状況であった。したがって、本事業による新規参入の効果があるものと考え。</p>	-	-
3 対象者・対象要件	完了	<p>昨年度申請者のうち約8割が、今年度においても継続して就業しており、定着率の向上を促していることを確認した。</p> <p>また市内事業者への調査結果では、人材確保の問題点として、資格取得者の応募がなく採用が困難であることがあげられ、離職率の高さよりも深刻な状況となっている。</p> <p>市内事業者のニーズも踏まえ、資格取得のために利用しやすく、定着効果も高い、現在の期間が最適と考える。</p>	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	障害福祉課		
事業名称	障害者施設等通所交通費助成金				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市障害者施設等通所交通費の助成に関する規則				
事業開始年月日	平成4年4月1日	最終制度改正年月日	令和3年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	障害者等が障害者施設等に通所する際の交通費の助成を行い経済的な負担を軽減することで利用促進を図る。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	障害者等が障害者施設等に通所する場合、またその介護者が付き添って通所する場合に、その費用の一部を1か月5,000円を上限として助成する。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	障害者等が障害者施設等に通所する場合、またその介護者が付き添って通所している場合に、その費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減し、利用促進を図る目的で実施。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>H24年4月：18歳未満の障害児への助成を療育支援課へ移管</p> <p>H26年4月：消費税増税(5%→8%)に伴い自家用車の単価を改正</p> <p>R1年10月：消費税増税(8%→10%)に伴い自家用車の単価を改正</p>				
事業内容	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	対象施設に通所する障害者等とその介護者	通所方法・・・①公共交通機関、②自家用車、③障害者施設等が行う送迎			
		①1か月の運賃の1/2 ②自宅から施設までの距離(単価)×日数 ③送迎にかかる費用の1/2			
	助成限度額は5,000円、片道2キロ未満は対象外				

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	33,609	35,295	30,219	32,559
	うち一般財源	33,609	35,295	30,219	32,559
	決算(見込)額	32,090	29,275	32,317	-
対象者数・交付件数など	心身障害者	932人	908人	1,010人	844人
	介護者	115人	93人	109人	13人

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	3～5月、9～11月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	年2回								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	0.7	人工	1.0	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	2	人	1	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	障害福祉課
事業名称	障害者施設等通所交通費助成金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	他市比較	近隣市においても同様の制度が設けられており、補助額等についても同等の水準と考える。	制度の継続については、近隣市、中核市の実施状況も参考にしながら、現行制度の枠組の中で制度運営に努めていく。
2	事業の継続性・持続可能性	—	—
3	事務負担	—	—
4			

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	他市比較	近隣市でも同様の制度を実施しているが、本市独自に介護者を対象者に追加し、施設の送迎費用に対する助成を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> 本市独自に対象者として追加している介護者、施設の送迎費用に対する助成を行っている部分について、必要性の検証を行う。 また、年々、対象者の増加に伴い事業費も増加しているため、引き続き障害者とその保護者を助成対象とする場合でも、対象者となるべき要件などを精査し、持続可能な制度となるよう検討を行う。
2	事業の継続性・持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> そもそも実施背景が不明であり、なぜ始めたのかが分からない。 年々、対象者と事業費が増加しており、将来的にも徐々に増加していくものと考えられている。 	
3	事務負担	<ul style="list-style-type: none"> 業務量が非常に多く、常勤0.7人工、会計年度1人工（本来は2人工）で対応している。 業務量が多い理由は、施設から報告のある通所実績と申請内容を突き合わせるのに時間を要し、そもそも申請者数が多いことにある。 	業務量が非常に多く、事務が煩雑となっているため、デジタル化や簡素化による効率化を検討する。
4			

取組結果

所属名	障害福祉課
事業名称	障害者施設等通所交通費助成金

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 他市比較	継続	<p>近隣他市等の実施状況を参考にし、本制度における助成対象者の見直した結果、生活保護受給者を本制度の助成対象外とするよう規則改正を行った。</p> <p>現在対象としている介護者、施設の送迎費用については引き続き他市の動向を注視する。</p>	-	-
2 事業の継続性・持続可能性	継続	<p>助成対象者の見直しとして関係各課と調整をし、令和6年4月1日より、生活保護受給者への助成は、生活保護制度の中で一括して行うこととして、本制度の対象外となるよう規則改正を行った。対象者が行う手続きも簡素化されることになった。引き続き持続可能な制度となるよう検討する。</p>	-	-
3 事務負担	完了	<p>令和6年4月1日より、生活保護受給者を本制度の助成対象外とすることに伴い、生活保護受給者分の支給に係る計算作業等、事務負担を削減した。</p>	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	障害福祉課		
事業名称	障害者住宅改造費補助金				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市重度障害者等住宅改造費の助成に関する規則 船橋市重度障害者等住宅改造費の助成に関する要綱				
事業開始年月日	平成10年3月31日	最終制度改正年月日	平成30年12月3日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	重度障害者等のために住宅の改造をしようとする者に対し、当該住宅の改造をするのに要する費用を助成することにより、重度障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	重度心身障害者のために浴室やトイレ等住宅の改造をした場合にその費用の一部を助成する。また、1人1度限りの利用である。なお、住宅整備資金貸付事業と併給可。ただし、介護保険に該当する者は当該制度の住宅改造資金の助成制度が優先となる。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成10年4月1日より事業を開始。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成19年3月 助成要件における生計中心者の市民税額及び県民税額の合算額を「20万円」から「32万円」に変更。				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	【支給要件】 ・身体障害者手帳1, 2級または療育手帳OA～Aの2を所持 ・船橋市内に1年以上居住し住民票がある ・住民税32万円以下	【対象となる改造】 ・浴室、トイレ、玄関、台所、廊下、居室の改造(主に段差解消等のバリアフリー工事が対象) ・簡易スロープ、手すり、リフト、階段昇降機、簡易移替機、便座昇降機、風呂昇降機の設置 【助成額】 上限50万円 住民税非課税世帯: 工事費実費分 住民税32万円以下の課税世帯: 工事費の2分の1			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位: 千円)	当初予算額	2,795	2,881	2,849	2,574
	うち一般財源	2,795	2,881	2,849	2,574
	決算(見込)額	985	3,873	2,303	-
対象者数・ 交付件数など	決定件数(単位: 件)	3	9	6	-

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	無し				
業務頻度 (年1回・月1回など)	申請は2か月に1回程度。1申請につき、住宅の現場確認を要する。				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.9 人工	0.0 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	3 人	0 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	障害福祉課
事業名称	障害者住宅改造費補助金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 他市比較	千葉市、松戸市、市川市、浦安市は同様の制度を設けているが、柏市、八千代市、習志野市には制度がない。	千葉市、松戸市、市川市、浦安市の動向には特に注視する。
2 同一所属での類似・重複	—	—
3 他所属との類似・重複	—	—
4		

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 他市比較	—	—
2 同一所属での類似・重複	<ul style="list-style-type: none"> ・実施背景が不明であり、なぜ始めたのかが分からない。 ・この事業は平成10年から市単独事業（上限50万円）として開始しているが、平成18年に日常生活用具の住宅改修（上限20万円）が創設されたものの、市単独事業の見直しはされなかった。 ・コロナ禍を理由に、この事業については住宅の現場確認を写真確認に改めており、一部審査業務が簡素化されている。 	日常生活用具の住宅改修制度との手続きの違いを精査し、申請書や審査の省略化だけでなく、デジタル化や簡素化による業務の効率化を検討する。
3 他所属との類似・重複	この事業以外に、住宅改修費の支給（介護保険課）・高齢者住宅改造資金の助成（高齢者福祉課）・住宅バリアフリー化等支援事業（住宅政策課）・日常生活用具費の支給（障害福祉課）があり、高齢者や軽度障害者などに対しては、他の事業を案内しなければならないことがある。	この事業以外に、住環境整備資金の助成に関する相談・申請窓口が3か所に分かれているため、案内フローを活用しながら、それぞれの制度間で市民の混乱を生まないように工夫する。
4		

取組結果

所属名		障害福祉課			
事業名称		障害者住宅改造費補助金			
項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況	
1	他市比較	継続 引き続き他市の動向を注視する。	-	-	
2	同一所属での類似・重複	継続 類似事業との違いを抽出し簡素化が可能な事務について検討した。近隣市の事務フローを参考とするために複数の市へ調査を行い、その結果を踏まえて当市の事務フローを再確認したところ、障害福祉課で行う類似事業の住宅改修とは必要書類や支給要件が大きく異なり、申請者の状況と必要となる工事が多岐にわたることから支給審査に時間がかかる点が挙げられた。改善策として支給審査時の書類確認等をより効率化するため、工事の必要性を判断する際の統一的な基準やそれに基づいた審査システムの考案などを念頭に置いて、事務マニュアルの整備をしていく方針を決定した。	-	-	
3	他所属との類似・重複	継続 事業ごとの担当課については令和2年度に関係各課で協議のうえ作成された案内フローを活用し、一次受付をした課から適切な課を案内している。運用の見直しのため、近隣市における市民への案内方法について複数の市へ調査を行い、その結果を踏まえて現在の運用の再確認を行った。障害福祉課以外が申請窓口になる事業は、障害の有無や年齢などによって容易に担当課が判別できる場合が多く、従来の案内フローで十分対応できているため変更は不要という結論となった。一方で、障害福祉課で行う住宅改修については対象要件等に本事業と重複する部分があり、市民にとってはそれぞれの違いが分かりづらい状況と言えるため、現在市民への案内文として活用している書類を見直し、必要に応じて作り替える方針を決定した。	-	-	
4		-	-	-	

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	障害福祉課		
事業名称	共同生活援助等支援事業費(運営費・開設準備費補助金)				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市グループホーム運営費等補助金交付要綱				
事業開始年月日	平成18年4月1日	最終制度改正年月日	令和3年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	グループホーム運営の安定化を図ることにより、障害者の地域移行を促進する。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	①千葉県内に法人登記があり、県内でグループホームを運営し船橋援護者を受け入れている事業所に対し、運営に係る費用を補助する。 ②船橋市内でグループホームを開設する事業所に対し開設準備に係る費用を補助する。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	運営及び開設準備費補助は、当初千葉県が実施していた事業。 政令市・中核市は県の補助対象外であるため、中核市移行に併せて市単独事業として開始。制度内容は千葉県とほぼ同様となっている。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成15年4月1日 中核市移行に伴い、前身である船橋市知的障害者地域生活援助事業運営費補助金制度を、市単独事業として開始。 平成18年4月1日 自立支援法施行に伴い船橋市グループホーム等運営費補助金交付要綱を制定。 平成23年4月1日 補助対象事業所を社会福祉法人、NPO、医療法人に限定していたが、千葉県が制度改正を行い対象を全法人格に変更したことから船橋市も併せて改正。				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	船橋市援護者が入居する県内の定員6人以下のグループホーム(開設準備費は定員の制限なし)	補助基準額 60(千円)~215(千円)/人まで 開設準備費:補助限度額 30(千円)/人			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	63,840	68,540	76,190	76,157
	うち一般財源	63,840	68,540	76,190	76,157
	決算(見込)額	60,124	67,351	72,663	-
対象者数・ 交付件数など	運営費補助事業所数	49	56	59	104

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	年度末～出納閉鎖期間内								
業務頻度 (年1回・月1回など)	年1回								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	2.1	人工	0.0	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	3	人	0	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	障害福祉課
事業名称	共同生活援助等支援事業費（運営費・開設準備費補助金）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 国・他市比較	平成18年に法定サービスとして位置づけられてから一定期間が経過し、グループホーム（以下「GH」という。）のあり方について国においても議論されている。今後国の動向や他市の状況をみながら、当該事業のあり方について検討する必要がある。	県内においてほぼ同様の制度を行っていることから、4縣市（千葉県、千葉市、柏市、船橋市）の会議などで現行制度の申請状況、また、GHの利用状況や運用状況等について情報共有していきたい。
2 事業の継続性・持続可能性	—	—
3 事業の必要性	—	—
4		

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 国・他市比較	—	本市だけでなく、全国的にGHの利用者数が大幅に増加しており、将来的にも事業費の増加が予想されることから、他市と連携しながら、持続的な制度設計について検討を行う。
2 事業の継続性・持続可能性	・全国的にGHの設置数が増えており、市内でもGHの設置数が大幅に増加している。 ・法定給付費（国）と補助基準額（市）の差額を補助するため、審査に要する業務量が非常に多く、申請受付・支払事務が発生する年度末には、常勤2.1人工を要している。	
3 事業の必要性	開設準備費については、GHの設置促進を目的にしたものと思われるが、GHが大幅に増加している現状において、必要性が低下している。	開設準備費については、GHの設置が大幅に増加している現状において、必要性が低下していると考えられることから、必要性についての検討を併せて行う。
4		

取組結果

所属名	障害福祉課
事業名称	共同生活援助等支援事業費（運営費・開設準備費補助金）

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 国・他市比較	継続	<p>他市状況の把握のために照会を行った。</p> <p>運営費は近隣市の多くは同事業を実施しており、対象要件及び補助基準額についても同内容のところが多かった。</p> <p>開設準備費は近隣市では事業実施はされているが、対象要件や補助基準額が異なっていた。</p> <p>今後も近隣市の状況を踏まえて制度の在り方の検討をしていく。</p>	-	-
2 事業の継続性・持続可能性	継続	<p>（運営費）他市状況の把握のために照会を行った。近隣市の多くは同事業を実施しており、対象要件及び補助基準額についても同内容のところが多かった。</p> <p>今後も近隣市の動向を注視し、持続的な制度設計について検討を行う。</p>	-	-
3 事業の必要性	継続	<p>（開設準備費）他市状況の把握のために照会を行った。</p> <p>近隣市では事業実施はされているが、対象要件や補助基準額が異なっていた。</p> <p>今後も近隣市の状況を踏まえて対象要件（法人種別、対象経費等）を含めて制度の在り方の検討をしていく。</p>	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	障害福祉課		
事業名称	共同生活援助等支援事業費(家賃補助)				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市グループホーム等入居者家賃補助事業実施要綱				
事業開始年月日	平成18年4月	最終制度改正年月日	平成31年2月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	グループホーム及び生活ホームの入居者(障害者)の負担軽減及び、自立の促進を図る。				
事業概要 (誰に、何を、どうするか)	グループホーム、生活ホーム入居者のうち市町村民税非課税者に1か月分の家賃額(特定障害者特別給付費の支給対象者は当該給付費を控除した額)の1/2(上限月額20,000円)を補助。 ※特定障害者特別給付費非対象の場合は上限25,000円				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成18年度から県の単独補助として始まったが、政令市・中核市は除かれたため、本市においても平成18年度から県の制度に準じて「船橋市グループホーム等入居者家賃補助事業実施要綱」で定め、家賃補助を行った。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	特定障害者特別給付費(※)の支給に伴う制度改正 ※H23年10月1日より、障害者自立支援法に基づく特定障害者特別給付費の対象サービスに、グループホームとケアホームが加わり、家賃に対して月額10,000円(10,000円未満の場合は、家賃相当額)が支給されることとなったもの。そのため、市単独事業についても、同日より同給付費を控除した補助額とする改正を行った。				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	グループホーム、生活ホーム入居者のうち特定障害者特別給付費の支給対象者	家賃額から特定障害者特別給付費を控除した額の1/2(月額上限20,000円)			
	上記対象者のうち、特定障害者特別給付費の非対象者	1か月分の家賃額の1/2(上限月額25,000円)			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	48,236	60,156	71,928	76,157
	うち一般財源	48,236	60,156	71,928	76,157
	決算(見込)額	51,333	61,311	66,781	-
対象者数・ 交付件数など	生活ホーム	5人	4人	1人	3人
	グループホーム	321人	371人	397人	443人

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	4月、7月、10月、1月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	年4回(5月、8月、11月、2月)								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	0.6	人工	1.0	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	2	人	1	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	障害福祉課
事業名称	共同生活援助等支援事業費（家賃補助）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 他市比較	近隣市もほぼ同じ制度で事業を実施している。	近隣市の状況も参考にしながら、現行制度の枠組の中で制度運営に努めていく。
2 事業の継続性・持続可能性	—	—
3		
4		

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 他市比較	—	
2 事業の継続性・持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム（以下「GH」という。）の設置数増加に伴い、家賃補助の対象者数が大幅に増加している。 ・家賃補助については、運営費補助と異なり、全てのGHの利用者を対象としているため、事業費の伸びが著しい。 ・対象者が多いため、審査に要する業務量が非常に多く、年4回の支払時期には、常勤0.6人工、会計年度1.0人工を要している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・GHの利用者数が大幅に増加しており、将来的にも事業費の増加が予想されることから、他市と連携しながら、持続的な制度設計について検討を行う。 ・利用者数の増加に伴う業務量の増加に対しては、施設による代理受領を拡充すること等により、業務の効率化を検討する。
3		
4		

取組結果

所属名	障害福祉課
事業名称	共同生活援助等支援事業費（家賃補助）

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 他市比較	継続	引き続き持続的な制度設計について検討を行う。	-	-
2 事業の継続性・持続可能性	継続	グループホーム家賃補助は、廻りの申請が出来ない点についてご意見を頂くことがあった。その為、障害福祉サービス受給者証や障害福祉のしおり、新規申請の際の案内を見やすくする等の工夫をした結果、お問い合わせ件数減少へ繋げることが出来た。 今後は、利用者数の大幅増に伴う業務量を精査し、効率的な業務遂行をしていきたい。	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	障害福祉課		
事業名称	共同生活援助等支援事業費(スプリンクラー整備費補助金)				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金交付要綱				
事業開始年月日	平成28年4月1日	最終制度改正年月日	令和4年1月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	スプリンクラー設置費を補助することで、入所者の安全の確保を図る。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	グループホームを運営する事業所に対し、スプリンクラー設置費を補助する。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成27年度に消防法施行令が改正され、新規に開設されるグループホームについては原則としてスプリンクラーの設置等が義務付けられたことから、新規に賃貸にて開設されるグループホームについてスプリンクラー整備を実施する場合に補助を行うこととして、平成28年度にスプリンクラー設置費補助を創設した。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>グループホームを新規に開設する事業所(賃貸物件に限る)に対し、スプリンクラー設置費を補助し、グループホーム運営の安定化及び入所者の安全確保を図る。 直近2年については実績なし。</p> <p>(H28年度) 補助件数: 2件 補助額: 3,700,000円</p> <p>(H29年度) 補助件数: 3件 補助額: 9,438,000円</p> <p>(H30年度) 補助件数: 1件 補助額: 1,643,000円</p> <p>(R01年度) 補助件数: 2件 補助額: 3,828,000円</p> <p>(R02年度) 補助件数: 0件</p> <p>(R03年度) 補助件数: 0件</p>				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、株式会社等	賃貸物件で新規に開設されるグループホームに対して、要綱で定められた補助額算出方法により算出された額を比較し、最も少ない額に3/4を乗じて得た金額を補助する。			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位: 千円)	当初予算額	12,400	9,030	2,000	2,000
	うち一般財源			0	
	決算(見込)額	3,828	0	0	-
対象者数・ 交付件数など	交付件数	2	0	0	-

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	申請時期によって異なる				
業務頻度 (年1回・月1回など)	年1回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.5 人工	0.0 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	2 人	0 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	障害福祉課
事業名称	共同生活援助等支援事業費（スプリンクラー整備費補助金）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事業の継続性・持続可能性	グループホーム（以下「GH」という。）整備を実施する事業者の負担軽減のため、継続して実施する必要があると考えるが、直近2年は補助実績がない。	令和3年度障害福祉サービス事業者等集団指導において、当該補助金に関する周知を行っているが、今後も継続して周知を図る。
2			
3			
4			

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事業の継続性・持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度から令和4年度にかけてGHが100以上増えているにもかかわらず、補助件数が非常に少なく、直近2年は補助実績がない。（H28:2件、H29:3件、H30:1件、R1:2件、R2～R3:0件） ・柏市を除き、他市ではほとんどが同様の事業を実施していない。 ・スプリンクラーの設置については、法令で原則として義務付けられているため、補助をしなくても一定規模の施設は設置することが求められる。 	スプリンクラーの設置は、法令で義務付けられているもので、他市ではほとんどが同様の事業を実施していないことから、補助実績が非常に少ないことも踏まえて、制度の継続について検討を行う。
2			
3			
4			

取組結果

所属名	障害福祉課
事業名称	共同生活援助等支援事業費（スプリンクラー整備費補助金）

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 事業の継続性・持続可能性	継続	補助制度の活用を促すため、事業者に補助制度の周知を4月と6月の2回実施した。工事を施工する物件の状況により取下げとなったものの周知の実施により補助制度の申請へとつながった事例があった。来年度も補助制度の活用を促すため、今年度同様2回の周知を継続して行い、申請へとつなげていきたい。	-	-
2	-	-	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	障害福祉課
事業名称	障害福祉人材確保対策事業費補助金		
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業実施要綱(国) 船橋市障害者施設等EPA介護福祉士候補者受入事業費補助金交付要綱(市) 船橋市障害福祉サービス従事者に対する研修費用助成事業補助金交付要綱(市) 障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業交付要綱(市)		
事業開始年月日	平成30年4月1日	最終制度改正年月日	令和4年4月1日
事業目的 (実現・達成したいこと)	障害福祉分野における人材確保に取組むことにより、障害福祉サービスへの就労の促進及び職員資質の向上を図る		
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	船橋市内の障害福祉サービスを提供する事業所に対し、障害福祉人材の確保に要する費用を補助する		
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	令和3年度に市内事業所向け(日中系・居住系事業所)に障害福祉人材の実態について調査を行い回答があった事業所のうち、約40%の事業所が現在の運営状況及び今後の事業拡大において人員不足との回答であった。 過去においても同様の結果であったことから、介護保険課が行っていた①EPA介護福祉士候補者受入事業費補助金(以下、①EPA)を平成30年度より障害福祉課でも開始し、令和2年度から②障害福祉サービス従事者に対する研修費用助成事業補助金(以下、②研修費)を追加した。また、令和3年度から③障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業(以下、③ロボ)が人材確保対策事業となった(以下の経緯参照)。		
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	③ロボについては令和2年度に新型コロナ対策事業として開始したが、国の補助が人材確保対策事業として取り扱うこととなった為、令和3年度補正予算時より人材確保対策事業として予算計上した。令和4年度は当初予算で要求したが0査定となり、国から令和3年度予算の繰越分について照会が来た際に対象事業者がいれば補正予算または流用にて実施する予定。		
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)	
	①EPA:市内障害者支援施設(指定管理含む)	補助率1/2 限度額 無し(1施設2名分まで)	
	②研修:市内の障害福祉サービス事業所に3か月以上就業する者	補助率10/10 限度額 初任者研修 100千円 実務者研修150千円	
	③ロボ:障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者又は短期入所事業者	補助率10/10 限度額 入所施設2,100千円、共同生活援助1,500千円、その他1,200千円 1機器300千円(移乗介助・入浴介助のみ1,000千円)	

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	1,331	3,759	2,459	4,565
	うち一般財源	1,331	3,759	2,459	4,565
	決算(見込)額	299	1,061	7,652	-
対象者数・ 交付件数など	①EPA(助成人数)	2	4	5	4
	②研修(助成件数)	-	10	30	25
	③ロボ(助成件数)	-	-	3	0

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	総合支援事業費補助金(③ロボ)
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	①EPA:年度末②研修:6月～2月(申請受付期間) ③ロボ:申請時及び年度末								
業務頻度 (年1回・月1回など)	①EPA:年3回 ②研修:月3回程度(月3件程度の受入実績) ③ロボ:年3回								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	0.6	人工	0.0	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	2	人	0	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	障害福祉課
事業名称	障害福祉人材確保対策事業費補助金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	財源	市単独事業のため、今後利用が進んできた際に財源の問題が出てくる。	引き続き国、県等へ要望を出していく。
2	就業期間	—	—
3			
4			

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	財源	—	—
2	就業期間	現在、研修終了後に3か月以上就業することを条件としているが、市内事業所の定着率向上を促進するための期間としては、不十分となっている可能性がある。	研修費用助成事業については、3か月以上の就業を条件としているが、補助金を活用した職員の定着状況を考慮した上で、市内事業所の意見も踏まえ、最適な期間の設定を検討する。
3			
4			

取組結果

所属名	障害福祉課
事業名称	障害福祉人材確保対策事業費補助金

項目		状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1	財源	継続	国及び県へ補助金の要望を提出した。 引き続き国、県等へ要望していく。	-	-
2	就業期間	継続	当該補助金を利用した事業所及び個人に対して聞き取り調査を行った。 その結果、就業期間については約7割の事業所が適正との回答であったため、現状としては就業期間は適切なものと考えられる。 次年度以降も聞き取り調査等を行い、適切な就業期間を検討していく。	-	-
3		-	-	-	-
4		-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	保育認定課		
事業名称	保育所運営費補助金				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市私立保育所運営費補助金交付規則等				
事業開始年月日	昭和54年10月20日	最終制度改正年月日	令和4年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	私立保育所の費用負担の軽減を図り、児童福祉の増進に資する。				
事業概要 (誰に、何を、どうするか)	<p>私立保育所に以下の補助金を交付する。</p> <p>①職員の処遇向上に要する費用 ②主食給食に関する調理員の雇用に要する費用 ③延長保育事業に要する費用 ④施設の運営管理に要する費用 ⑤児童の処遇向上に要する費用 ⑥産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用 ⑦保育所地域活動事業に要する費用 ⑧予備保育士の雇用に要する費用 ⑨障害児保育に要する費用 ⑩休日保育事業に要する費用 ⑪分園推進事業に要する費用 ⑫土地の賃借に要する費用 ⑬栄養士の雇用に要する費用等</p>				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	私立保育所の費用負担の軽減を図るため、昭和54年より補助を開始した。 (⑪は平成17年、⑫は平成21年より補助を開始した。)				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成15年の中核市移行及び平成27年度の子ども・子育て支援新制度移行に伴い、大きく補助制度を改正した。 (⑪は、平成26年に分園を設置・運営する保育所1施設あたり1,200,000円から1,800,000円上限に増額した。⑫は平成27年に建物賃借料の給付化に伴い、土地賃借料のみを対象とし、1施設当たり2,000,000円を上限に補助している。)				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	保育所	「船橋市私立保育所運営費補助金交付規則」別表第1のとおり			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	3,423,779	3,581,028	3,628,164	3,567,026
	うち一般財源	3,072,018	3,203,620	3,231,408	3,195,579
	決算(見込)額	3,334,806	3,414,185	3,425,398	-
対象者数・ 交付件数など	対象施設数	85施設	92施設	94施設	97施設

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	あり	障害児保育に要する費用
国・県補助	あり	子ども・子育て支援交付金(延長保育事業)、千葉県保育士処遇改善事業費補助金
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	あり	事業概要①・③(上乘せ・横出し)

業務量

繁忙期	4月、5月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	四半期1回(①、②は年1回)								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	1.5	人工	0.9	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	2	人	3	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	保育認定課
事業名称	保育所運営費補助金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 一部対象経費の必要性低下	<ul style="list-style-type: none"> 分園推進事業に要する費用について、同規模の小規模保育事業は同種の補助がない中で普及している。 土地の賃借に要する費用について、待機児童対策のため、同様の制度として民間保育所土地賃借料補助金（子ども政策課）を実施していたが、当該補助金は待機児童の減少により役割を終えたことから新規適用を停止したところである。 	分園推進事業に要する費用および土地の賃借に要する費用への補助について、新規適用を停止する。
2 国制度との整理	—	—
3 対象経費の精査	—	—
4 実施背景の変化	—	—

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 一部対象経費の必要性低下	—	—
2 国制度との整理	産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用の補助の対象となる看護師の配置は、より金額が手厚い病児保育事業（体調不良児対応型）においても対象となる場合があり、既に移行している施設も多い。	産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用の補助対象となる施設は、概ね病児保育事業（体調不良時対応型）の要件を満たしていることが考えられるため、国・県補助（各3分の1）のある同事業との統合が可能かどうか検討する。
3 対象経費の精査	<ul style="list-style-type: none"> 施設の運営管理に要する費用（施設整備費分）については、補助額の約3割が後年度への積立に充てられており、補助金の使途を後年度に渡って追跡することが困難となっている。 児童の処遇向上に要する費用について、対象経費の範囲が広く、どのように児童の処遇向上につながったのかが不明確。 	施設の運営管理に要する費用（施設整備費分）および児童の処遇向上に要する費用の補助対象経費について妥当性の検証を行う。
4 実施背景の変化	令和元年度国通知により、すべての児童が帰宅後の時間帯は受け入れ態勢を維持しなくても良いとされたことにより、開所時間内であっても、全児童帰宅後は閉所する事例が増えているが、延長保育に要する費用については、そのようなケースにおいても、従前どおり、あらかじめ設定された開所時間分に対して行っている。	延長保育事業に要する費用への補助（延長分）について、実施背景の変化を考慮した、制度設計および運用の変更を検討する。

取組結果

所属名	保育入園課
事業名称	保育所運営費補助金

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 一部対象経費 の必要性低下	完了	分園推進事業に要する費用および土地の賃借に要する費用について、新規適用を廃止することにした。	-	-
2 国制度との整理	継続	産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用について、病児保育事業（体調不良児対応型）との統合について検討したが、両事業を統合することで看護師の雇い止めに繋がる可能性があることから、引き続き関係事業者との協議を行うこととした。	-	-
3 対象経費の精査	継続	施設の運営管理に要する費用（施設整備費分）および児童の処遇向上に要する費用の補助対象経費について妥当性の検討をしたが、国の給付費（委託費）の見える化（用途の特定）が来年度以降に実施される見込みであることから、この見える化と併せて対象経費の精査を行うこととした。	-	-
4 実施背景の変化	完了	延長保育事業に要する費用（延長分）への補助について、制度設計および運用の変更を検討し、補助対象となる時間について恒常的に利用者がいない場合は当該補助制度の対象外とすることにした。	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	保育認定課		
事業名称	認定こども園運営費補助金				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱、船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱等				
事業開始年月日	平成27年4月1日	最終制度改正年月日	令和4年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	私立認定こども園の費用負担の軽減を図り、児童福祉の増進に資する。				
事業概要 (誰に、何を、どうするか)	<p>私立認定こども園に以下の補助金を交付する。</p> <p>①職員の処遇向上に要する費用 ②主食給食に関する調理員の雇用に要する費用 ③延長保育事業に要する費用 ④施設の運営管理に要する費用 ⑤児童の処遇向上に要する費用 ⑥産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用 ⑦予備保育教諭の雇用に要する費用 ⑧障害児保育に要する費用 ⑨分園推進事業に要する費用 ⑩土地の賃借に要する費用 ⑪栄養士の雇用に要する費用等</p>				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成27年度より幼保連携型、平成28年度より地方裁量型認定こども園の補助を開始。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成27年度の子ども・子育て支援新制度移行に伴い、保育所に準じて補助制度を制定。				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	認定こども園	「船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱」及び「船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱」別表第1のとおり			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	183,296	210,151	181,776	204,856
	うち一般財源	158,955	184,233	155,972	172,595
	決算(見込)額	169,724	155,748	168,407	-
対象者数・ 交付件数など	対象施設数	7施設	8施設	8施設	9施設

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	あり	障害児保育に要する費用
国・県補助	あり	子ども・子育て支援交付金(延長保育事業)、千葉県保育士処遇改善事業費補助金
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	あり	事業概要①・③(上乘せ・横出し)

業務量

繁忙期	4月、5月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	四半期1回(⑨、⑩は年1回)								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	1.0	人工	0.1	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	2	人	3	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	保育認定課
事業名称	認定こども園運営費補助金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 一部対象経費の必要性低下	<ul style="list-style-type: none"> 分園推進事業に要する費用について、同規模の小規模保育事業は同種の補助がない中で普及している。 土地の賃借に要する費用について、待機児童対策のため、同様の制度として民間保育所土地賃借料補助金（子ども政策課）を実施していたが、当該補助金は待機児童の減少により役割を終えたことから新規適用を停止したところである。 	分園推進事業に要する費用および土地の賃借に要する費用への補助について、新規適用を停止する。
2 国制度との整理	—	—
3 対象経費の精査	—	—
4 実施背景の変化	—	—

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 一部対象経費の必要性低下	—	—
2 国制度との整理	産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用の補助の対象となる看護師の配置は、より金額が手厚い病児保育事業（体調不良児対応型）においても対象となる場合があり、既に移行している施設も多い。	産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用の補助対象となる施設は、概ね病児保育事業（体調不良時対応型）の要件を満たしていることが考えられるため、国・県補助（各3分の1）のある同事業との統合が可能かどうか検討する。
3 対象経費の精査	<ul style="list-style-type: none"> 施設の運営管理に要する費用（施設整備費分）については、補助額の約3割が後年度への積立に充てられており、補助金の使途を後年度に渡って追跡することが困難となっている。 児童の処遇向上に要する費用について、対象経費の範囲が広く、どのように児童の処遇向上につながったかが不明確。 	施設の運営管理に要する費用（施設整備費分）および児童の処遇向上に要する費用の補助対象経費について妥当性の検証を行う。
4 実施背景の変化	令和元年度国通知により、すべての児童が帰宅後の時間帯は受け入れ態勢を維持しなくても良いとされたことにより、開所時間内であっても、全児童帰宅後は閉所する事例が増えているが、延長保育に要する費用については、そのようなケースにおいても、従前どおり、あらかじめ設定された開所時間分に対して行っている。	延長保育事業に要する費用（延長分）について、実施背景の変化を考慮した、制度設計および運用の変更を検討する。

取組結果

所属名	保育入園課
事業名称	認定こども園運営費補助金

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 一部対象経費 の必要性低下	完了	分園推進事業に要する費用および土地の賃借に要する費用について、課題の状況を踏まえ、新規適用を廃止することにした。	-	-
2 国制度との整理	継続	産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用について、病児保育事業（体調不良児対応型）との統合について検討したが、両事業を統合することで看護師の雇い止めに繋がる可能性があることから、引き続き関係事業者との協議を行うこととした。	-	-
3 対象経費の精査	継続	施設の運営管理に要する費用（施設整備費分）および児童の処遇向上に要する費用の補助対象経費について妥当性の検討をしたが、国の給付費（委託費）の見える化（用途の特定）が来年度以降に実施される見込みであることから、この見える化と併せて対象経費の精査を行うこととした。	-	-
4 実施背景の変化	完了	延長保育事業に要する費用（延長分）への補助について、制度設計および運用の変更を検討し、補助対象となる時間について恒常的に利用者がいない場合は当該補助制度の対象外とすることにした。	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	保育認定課		
事業名称	小規模保育事業費補助金				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱等				
事業開始年月日	平成27年4月1日	最終制度改正年月日	令和4年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	事業所に対し、運営に係る必要な経費を補助することで、利用児童の処遇向上並びに保育環境の向上を図る。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	事業所に以下の補助金を交付する。 ①職員の処遇向上に要する費用 ②延長保育事業に要する費用 ③児童の処遇向上に要する費用 ④予備保育士の雇用に要する費用 ⑤連携経費に要する費用 ⑥施設の維持管理に要する費用等				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成27年度より補助を開始。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	私立保育所運営費補助金を参考に、事業規模等を反映した補助事業としている。				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	小規模保育事業所	「船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱」別表第1のとおり			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	207,684	240,350	281,026	260,594
	うち一般財源	176,760	204,832	241,984	243,862
	決算(見込)額	199,651	204,707	242,288	-
対象者数・ 交付件数など	対象施設数	25施設	27施設	30施設	30施設

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置		
国・県補助	あり	子ども・子育て支援交付金(延長保育事業)、千葉県保育士処遇改善事業費補助金
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	あり	事業概要①(上乘せ・横出し)

業務量

繁忙期	4月、5月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	四半期1回(⑤、⑥は年1回)								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	1.0	人工	0.1	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	2	人	3	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	保育認定課
事業名称	小規模保育事業費補助金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 補助水準の精査	国制度の変更や利用児童数の漸減の中で補助水準の多寡を検証する必要がある。	今後の対応の方向性の検討を始める。
2 連携経費の積算	—	—
3 対象経費の精査	—	—
4		

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 補助水準の精査	—	今後の方向性の検討にあたっては、今後の保育需要の予測を踏まえた検討を行う。
2 連携経費の積算	連携経費に要する費用への補助について、経費積算が実費等でなく定額の契約が多くを占めており、また、連携実態も確認していないため、効果が不透明。	補助金を交付する上で対象経費として妥当な性質の支出といえるか、連携経費の支払いだけでなく、実際の連携内容の実態についても厳格に確認を行うなど、補助制度の適正性を確保する。
3 対象経費の精査	児童の処遇向上に要する費用について、対象経費の範囲が広く、どのように児童の処遇向上につながったのかが不明確。	児童の処遇向上に要する費用への補助の補助対象経費について妥当性の検証を行う。
4		

取組結果

所属名	保育入園課
事業名称	小規模保育事業費補助金

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 補助水準の精査	継続	国制度の変更や利用児童数の漸減の中で補助水準の多寡を検証しましたが、一時預かり事業（余裕活用型）などの国制度において、小規模保育事業の収入を維持する取り組みが図る予定であり、これらの活用状況を確認しつつ、補助水準の精査を行うことにした。	-	-
2 連携経費の積算	継続	連携経費に関する費用の補助対象経費について妥当性の検討をしたが、国の給付費（委託費）の見える化（用途の特定）が来年度以降に実施される見込みであることから、この見える化と併せて対象経費の精査を行うことにした。	-	-
3 対象経費の精査	継続	児童の処遇向上に要する費用の補助対象経費について妥当性の検討をしたが、国の給付費（委託費）の見える化（用途の特定）が来年度以降に実施される見込みであることから、この見える化と併せて対象経費の精査を行うことにした。	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	療育支援課		
事業名称	障害児施設等通所交通費助成金				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市障害者施設等通所交通費の助成に関する規則				
事業開始年月日	平成4年4月1日	最終制度改正年月日	令和3年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	障害児が障害児施設等に通所する際の交通費の助成を行い経済的な負担の軽減を図る。				
事業概要 (誰に、何を、どうするか)	障害児施設等に通所している障害児及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を1か月5,000円を上限として助成する。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	障害児が障害児施設等に通所する場合、またその介護者が付き添って通所している場合に、その費用の一部を助成し、経済的な負担軽減を図る目的で実施。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>H24年4月：18歳以下の障害児への助成を障害福祉課より移管</p> <p>H26年4月：消費税増税(3%→5%)に伴い自家用車の単価を改正</p> <p>R1年10月：消費税増税(8%→10%)に伴いJR運賃に倣い金額を規定している自家用車の単価を改正</p>				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	対象施設に通所する障害児とその介護者	通所方法・・・①公共交通機関、②自家用車、③障害児施設等が行う送迎			
		①1か月の運賃の1/2 ②自宅から施設までの距離(単価)×日数 ③送迎にかかる費用の1/2			
	助成限度額は5,000円、片道2キロ未満は対象外				

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	6,300	6,300	7,742	7,324
	うち一般財源	6,300	6,300	7,742	7,324
	決算(見込)額	6,473	6,318	6,527	-
対象者数・ 交付件数など	対象件数	629件	624件	660件	

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	6月～7月・12月～1月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	年2回								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	1.0	人工	0.6	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	5	人	3	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	療育支援課
事業名称	障害児施設等通所交通費助成金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事務負担	利用者の増加に伴い、事務量の増加が見込まれる。	年2回の助成事務について、事業者からの報告書提出を電子化し、申請のチェックを一部自動化して事務の軽減をはかる。
2 事業の継続性・持続可能性	—	—
3		
4		

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事務負担	—	利用者増に応じた事務量の増に対応すべく、事務の効率化を進める。
2 事業の継続性・持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者数について約1.8倍増（H26～R1）と高い伸びとなっており、今後も伸び続ける見込みだが、詳細な見通しや、将来予測などがみられない。 ・障害者施設等通所交通費助成金と同一の規則に基づくが、近隣市と比べた場合、対象者を障害児とその保護者に拡大している点は本市独自であり、申請者数の増加に加えて市の財政負担が大きい。 	障害児サービスの利用者については近年大幅に増加しており、引き続き障害児とその保護者を助成対象とする場合でも、対象者となるべき要件などを精査し、障害者政策と連動しつつ持続可能な制度となるよう検討する。
3		
4		

取組結果

所属名	療育支援課
事業名称	障害児施設等通所交通費助成金

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 事務負担	継続	令和4年度上期分の申請（後期）よりオンライン申請を開始し、メールで修正依頼を出すことにより一部効率化を図った。 オンライン申請の不備が多い部分の改善等、更なる事務の効率化を図れるよう検討する。	-	-
2 事業の継続性・持続可能性	継続	助成対象者の見直しとして関係各課と調整をし、令和6年4月1日より、生活保護受給者への助成は、生活保護制度の中で一括して行うこととして、本制度の対象外となるよう規則改正を行った。対象者が行う手続きも簡素化されることになった。引き続き持続可能な制度となるよう検討する。	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	資源循環課		
事業名称	ふれあい収集事業費				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市ふれあい収集事業実施要綱				
事業開始年月日	平成30年10月1日	最終制度改正年月日	令和4年3月31日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	自らごみ収集ステーションにごみを出すことが困難であり、かつ、他の者からの協力を得られない高齢者等に対し、市がごみの戸別収集を行い、当該高齢者等のごみ出しに係る負担の軽減を図るとともに、希望者に対しては収集時の声掛けを行う。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	「船橋市ふれあい収集事業実施要綱」第3条に定める要件を満たす者に対し、週に1回、粗大ごみ以外のごみ(可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有価物の4種目)を戸別収集するもの。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成29年2月に策定した「船橋市一般廃棄物処理基本計画」では、本市のひとり暮らし高齢者が平成26年度の約33,000人から平成37年度には約47,000人になると予測され、高齢者等へのごみ出し支援は重要度が増すと考えられたことから、本事業の実施に至った。なお、近隣市においても、我孫子市、習志野市、松戸市、流山市、野田市が市民サービスの一環として同様の事業を実施していた。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	対象者等の要件に変更なし				
事業内容	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	自らごみ収集ステーションにごみを出すことが困難な高齢者等	週に1回、粗大ごみ以外のごみを戸別収集する。費用は無料。			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	3,429	785	909	946
	うち一般財源	3,429	785	909	946
	決算(見込)額	3,577	948	814	-
対象者数・交付件数など	年度末利用者数	214	253	306	
	新規利用者数	99	113	134	

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	あり	特別交付税:高齢者等世帯に対するごみ出し支援
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	特になし				
業務頻度 (年1回・月1回など)	週1回の利用者宅ごみ収集、年1回の利用者現況確認、月10件程度の新規申込者の現地確認・使用者承諾事務、その他電話相談等				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	9.0 人工	0.0 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	12 人	0 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	資源循環課
事業名称	ふれあい収集事業費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事業の安定性	新規利用者は、高齢化を背景に、年々増加しており、この傾向（ニーズ）は継続する見込みであり、対応する職員数が確保されないと安定的に事業を継続することができない恐れがある。	将来の利用者数を把握し、それに対応する職員数を算出した上で、人事所管部と職員配置について協議する必要がある。
2			
3			
4			

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事業の安定性	現在、直営で業務を実施しているが、職員確保の観点から、今後も直営で対応できるか不透明である。	利用者が年々増加している状況から職員配置の検討だけでなく、他の担い手の確保の可能性についても検証し、持続可能な方策を検討する。
2			
3			
4			

取組結果

所属名	資源循環課
事業名称	ふれあい収集事業費

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 事業の安定性	継続	人事所管部と技能労務職の配置について協議する際に確認すべき事項の整理が完了した。委託化している県内他市事例を調査した。	-	-
2	-	-	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	クリーン推進課
事業名称	ごみ減量活動費(クリーン船橋530の日)		
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例 船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例		
事業開始年月日	平成7年6月4日	最終制度改正年月日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	ごみ減量の普及啓発。生活環境の向上。環境にやさしいきれいなまちづくりの推進。		
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	市や船橋市自治会連合協議会等が連携し、全市民を対象に、自宅から全市立小学校までの間、道路上や植え込み等にある散乱ごみの収集活動を実施するもの。		
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成7年6月、市と廃棄物減量等推進が主催者、船橋市自治会連合協議会が協賛者となり、第1回「クリーン船橋530の日」を実施。以来、毎年1回実施してきた。 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず。		
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成7年度：第1回「クリーン船橋530の日」を開催。三田習地区の三田公民館を中央会場とし、セレモニーを開催。 ※事業は令和2年度を除いて毎年度開催。セレモニーは令和2年度及び3年度を除いて毎年度開催。		
事業内容	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)	
	全市民等	道端に散乱するごみを一掃し、ごみのない住み良い地域“環境にやさしい美しい街づくり”の啓発運動として市内一斉清掃事業を開催する。	

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	2,101	1,673	3,146	2,024
	うち一般財源	2,101	1,673	3,146	2,024
	決算(見込)額	2,280	196	1,702	-
対象者数・交付件数など	回収ごみ量	19,500kg	-	14,410kg	15,510kg
	参加者数(小学校にごみを持ってきた方)	7,666人	-	5,380人	5,222人

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	4月から5月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	年1回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.75 人工	0.1 人工	0.1 人工	0.05 人工
	従事者数	15 人	2 人	2 人	1 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	グリーン推進課
事業名称	ごみ減量活動費（グリーン船橋530の日）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	実施方法	グリーン船橋530の日、船橋をきれいにする日について、市内全体を対象とした清掃事業を2回行っているのは船橋市のみ。	船橋市自治会連合協議会と協議した結果、中央会場のセレモニーを廃止し、これまでどおり「グリーン船橋530の日」を開催する。
2	清掃事業に対する支援の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市で清掃事業に対する支援（ごみ袋等の提供）を実施していないのは、船橋市を含む2市のみ。 ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現在の廃棄物減量等推進員の活動状況等を把握できていない。 	船橋市自治会連合協議会と協議した結果、廃棄物減量等推進員の選任人数については、各コミュニティ地区の環境美化の実情及び世帯数等を考慮し選任していただくとともに、「船橋市廃棄物減量等推進員要綱」及び「活動のてびき」を改正し、船橋市廃棄物減量等推進員に担っていただきたい役割を明確化する。
3	参加者の負担感	ごみの収集委託業者や市民から負担に感じるという声が出ている。	船橋市自治会連合協議会と協議した結果、中央会場のセレモニーを廃止する。なお、本件については、ごみの収集委託業者の了承を得ている。
4			

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	実施方法	—	—
2	清掃事業に対する支援の必要性	—	—
3	参加者の負担感	—	—
4			

取組結果

所属名	クリーン推進課
事業名称	ごみ減量活動費（クリーン船橋530の日）

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 実施方法	完了	・船橋市自治会連合協議会へのアンケート調査の結果から、クリーン船橋530の日は、これまでどおり実施するものとする。ただし、セレモニーは開催しないこととした。	-	-
2 清掃事業に対する支援の必要性	完了	・令和4年度に見直しを行った「廃棄物減量等推進員の活動のてびき」を基に、計11回の研修会を実施した。研修会での意見交換を通じて廃棄物減量等推進員の活動状況や意見等を把握した結果、現状のまま継続することが適切であると判断した。	-	-
3 参加者の負担感	完了	・船橋市自治会連合協議会へのアンケート調査の結果から、クリーン船橋530の日は、これまでどおり実施するものとする。ただし、セレモニーは開催しないこととした。	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	クリーン推進課
事業名称	粗大ごみ電話受付センター事業費		
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則		
事業開始年月日	平成10年4月1日	最終制度改正年月日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	家庭から排出される粗大ごみの収集を電話・メール等により受付することにより、市民への利便性の向上を図る。		
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	家庭から排出される粗大ごみの収集を電話・メール等により受付する。		
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成10年に粗大ごみ収集方法がステーション収集から、電話申込による戸別収集方式に変更されたことに伴い、粗大ごみ受付センターが設置され、事業を開始。		
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年4月1日 粗大ごみ 戸別収集・電話受付開始に伴い粗大ごみ受付センター開設 平成14年10月1日 粗大ごみ収集の有料化を実施 平成24年3月31日 環境公社解散に伴い、粗大ごみ受付センターが市直営となる。 <p>・事務の現状 令和3年度の申込139,902件の内、133,125件(95.16%)が電話での申込だった。 市民から電話が繋がらない、申し込み方法が不便等の意見が多く出ている一方、業務効率上も対応時間が長い(電話1件につき、長いケースで10分～1時間程度)等の問題を抱えている。</p>		
事業内容	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)	
	市民(一般家庭)	概ね20リットル以上のごみが粗大ごみ扱い。 1点につき処理手数料370円～1,480円。	

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	1,644	1,628	1,858	1,828
	うち一般財源	1,644	1,628	1,858	1,828
	決算(見込)額	1,774	1,771	1,795	-
対象者数・ 交付件数など	受付件数	125,541	149,878	139,902	

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	12月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	常時								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	0.0	人工	10.5	人工	0.0	人工	2.0	人工
	従事者数	0	人	21	人	0	人	4	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	グリーン推進課
事業名称	粗大ごみ電話受付センター事業費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 システム導入の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民から電話が繋がらない、申し込み方法が不便等の意見が多く出ている一方、業務効率としても対応時間が長い。 ・近隣市は松戸市と八千代市を除きインターネット受付に対応している。 ・ちば電子申請サービスの場合、申請内容の確認事務が煩雑になる可能性があり、個別システムが必要。 	インターネット受付が可能なシステムを導入することにより、利便性の向上と事務の効率化を実現する。
2 受付体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・システム導入を行う場合、効果にあわせ船橋市に適した体制を段階的に構築する必要がある。 ・システム導入を行う場合、オペレータの事務内容の変更が大きいため、研修等移行をスムーズに進める対策が必要。 	段階的に事務体制の見直しを検討する。
3		
4		

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 システム導入の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・同規模以上の自治体では、既にインターネット申請の導入が進んでおり、本市の市民サービスが低い状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット申請は、導入の方向で具体的な検討を進める必要がある。ただし、先行自治体の大半がインターネット申請を含む、すべての受付業務を委託している状況にあるが、委託の効果やシステム導入によって生じる業務負担も整理し、様々な比較を行った上で、最適な導入方法を検討する。 ・また、処理手数料の支払いにかかる電子決済の導入についても、インターネット申請の導入と合わせて検討する。
2 受付体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、オペレータ1人あたりの受付件数が日によって大きくバラついていることが、電話が繋がりにくい状況の一因と考えられる。インターネット申請導入により、受付体制を見直す際は、電話の応答率の維持改善も図るため、より高度なシフト管理が求められる。 参考）1人あたりの受付件数（R3年度実績） 最多 78件/日： 最少27件/日 ・インターネット申請を導入する場合は、新たな研修の実施のほか、継続的な運用及び品質確保のためのマニュアル等の更新業務も考慮する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット申請導入に伴い受付センターの人員配置の見直しが必要となるが、市民サービスを維持向上しつつ、最大限効率的な受付体制を実現するために、どういった方法を取るべきかについて、実効性の高い方法を検討する。 ・システム導入を行う場合の業務設計やオペレータの再研修等のほか、導入後も継続的に実施する必要がある応対品質向上に必要な業務も想定して、導入方法の検討を行う。
3		
4		

取組結果

所属名	クリーン推進課
事業名称	粗大ごみ電話受付センター事業費

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 システム導入の必要性	継続	引き続き情報収集や検討を行い、事務効率及び市民利便性の向上に当たってはインターネット申請・電子決済を含む全ての受付業務を委託する方向性で事務を進める必要がある、と方針が決定した。 また、導入及び運用方法や予算等の検討を進めた。	-	-
2 受付体制の見直し	継続	引き続き情報収集や検討を行い、事務効率及び市民利便性の向上に当たってはインターネット申請・電子決済を含む全ての受付業務を委託する方向性で事務を進める必要がある、と方針が決定した。 また、導入及び運用方法や予算等の検討を進めた。	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	商工振興課		
事業名称	特定退職金共済掛金補助金				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市特定退職金共済掛金補助金交付規則、船橋市特定退職金共済掛金補助金交付要綱				
事業開始年月日	平成5年4月1日	最終制度改正年月日	令和4年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	特定退職金共済団体である公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター(以下、FCS)と退職金共済契約を締結している事業主(以下「加入事業主」という。)が掛金を払い込んでいる場合において当該加入事業主に対し、特定退職金共済掛金補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、加入事業主の費用負担の軽減を図り、もって雇用の安定に資することを目的とする。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	FCSが行う「特定退職金共済掛金制度」に加入し、共済掛金を支払った事業主を対象に補助を行う。特定退職金共済掛金制度とは所得税法施行令第73条に基づきFCSが運用している制度であり、事業主から毎月掛金を集め、運用を行う。利息がつくため、退職時に預けた掛金に加えて利息分が退職金として加入者に支払われる制度である。制度の根幹の運用は保険会社が行っている。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	H5年4月、国の中小企業退職金共済には加入しても退職金を受け取れない労働者(勤続1年未満の臨時職員など)に対する退職金制度を設けるべくFCSが税務署より特定退職金共済団体としての承認を得て運営を開始。それに伴い、平成5年4月より、船橋市特定退職金共済掛金補助金事業を開始。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p><事業開始から平成9年まで></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象掛金…被共済者につき加入事業者が払い込んだ退職金共済契約を締結した月を含む連続した12か月分の掛金 ・補助対象金額…1月当たり被共済者1人につき、その者につき加入事業主が払い込んだ掛金の月額1/4の額(十円未満の端数切り捨て) <p><平成9年以降現在まで></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象掛金…被共済者につき加入事業者が払い込んだ退職金共済契約を締結した月を含む連続した24か月分の掛金 ・補助対象金額…1月当たり被共済者1人につき、その者につき加入事業主が払い込んだ掛金の月額1/3の額(十円未満の端数切り捨て) 				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	加入事業主	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象掛金…被共済者につき加入事業者が払い込んだ退職金共済契約を締結した月を含む連続した24か月分の掛金 ・補助対象金額…1月当たり被共済者1人につき、その者につき加入事業主が払い込んだ掛金の月額1/3の額(十円未満の端数切り捨て) 			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	7,200	7,000	6,800	6,800
	うち一般財源	7,200	7,000	6,800	6,800
	決算(見込)額	6,271	5,153	4,447	-
対象者数・ 交付件数など	延べ申請企業数	90	91	90	
	延べ申請人数	642	610	570	

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	8～9月、2～3月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	年2回								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	1.0	人工	0.0	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	2	人	0	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	商工振興課
事業名称	特定退職金共済掛金補助金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 国の事業との類似重複	本事業の補助対象となる特退共が、国の「中小企業退職金共済掛金制度」（以下、「中退共」という。）と類似重複している。	FCSと連携し、継続的に見直しを検討していく。特退共は、中退共に比べて、最低掛金が小さいため、中退共に加入できない事業者をカバーしていることの対応を検討した上で、改廃の可能性について検討をする。
2		
3		
4		

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 国の事業との類似重複	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市は、自治体ではなく商工会議所にて特退共を実施している。 ・近隣市7市中、特退共加入事業者に対する補助を行っているのは1市のみである。 ・近隣市7市中、3市は中退共加入事業者に対する補助を行っているが、国補助への上乗せのため、本市より市の補助率は低く抑えられている。 ・近隣市7市中、4市は、中退共加入事業者に対しても補助を実施していない。 ・近隣市の中にも特退共制度を廃止した市がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・掛金ごとの加入者数など本市の特退共の現状を正確に分析の上、今後の方向性について検討する。 ・特退共の特徴である勤続1年未満の退職者に対する退職金支給の意義の検証や、中退共の最低掛金未満の低掛金の加入者への対応を検討し、中小企業支援としての必要性が低い場合は、補助制度の見直しを行う。
2		
3		
4		

取組結果

所属名	商工振興課
事業名称	特定退職金共済掛金補助金

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 国の事業との類似重複	継続	平成29年度から令和3年度までの本市の特定退職金共済制度（特退共）について把握したところ、中小企業退職金共済制度（中退共）における最低掛金未満の加入者が、特退共の加入者の約半数を占めていたことに加え、中退共より多くの退職金の支給を受けられる短期で退職した特退共の加入者が6割以上を占めていた。このことから、特退共は中退共の補完となっているため、現時点において事業の必要性を確認した。また、補助額に関して他市比較を行ったところ、上限額の設定をしている自治体が多いことから上限額の設定に向け、運営主体である財団と改定時期等について協議している。	-	-
2	-	-	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	商工振興課		
事業名称	商業環境施設整備事業費補助金				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則 船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付基準				
事業開始年月日	昭和46年度	最終制度改正年月日	令和4年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	商店街の環境整備を図るとともに、明るい魅力ある商店街環境をつくり、商店街の販売促進と消費者の利便を図る。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	商店街が行う施設整備事業に対し、その経費の一部を補助する 【対象経費】設置、改修、移設及び撤去に要する経費(土地の取得経費を除く。国県補助を受ける場合、当該補助額を控除した額。) 【補助率】1/2以内 【補助上限】街路灯:18万円/基、その他:20,000千円				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	昭和46年度に、安全で明るく楽しい買い物できる商業環境整備を目的として、補助金交付要綱制定(昭和53年度に要綱を規則化)				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成14年度 補助対象施設から「花壇」「公共歩道」を削除し、「案内板」「掲示板」を追加 ○平成30年度 補助対象施設に「防犯カメラ」を追加(従来から「その他市長が認めたもの」として交付対象としていたが、明記されていなかったため) ○平成31年度 施設を撤去する場合は、補助対象の下限額(100万円)の対象外とした(老朽化した施設が放置される恐れがあるため) ○令和4年度 包括外部監査の指摘を踏まえ、補助対象経費を税抜き価格に変更 				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	街路灯等の施設を整備する商店会	事業概要のとおり			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	4,934	5,214	9,188	7,822
	うち一般財源	4,934	5,214	9,188	7,822
	決算(見込)額	3,640	5,851	9,131	-
対象者数・ 交付件数など	交付件数	7件	5件	7件	14件

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	「千葉県地域商業活性化事業補助金(活性化実践事業)」 補助率1/3以内、補助上限:3,000千円 ※商店会への補助で市との共調補助
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	特に無し				
業務頻度 (年1回・月1回など)	商店会から申請がある都度				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.2 人工	0.0 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	2 人	0 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	商工振興課
事業名称	商業環境施設整備事業費補助金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事業の継続性・持続可能性	商店会員の高齢化・減少により、街路灯の維持管理が困難となる商店会が増える恐れがある。	一部の商店街施設としてこだわりを持って管理している商店街を除き、地域防犯のためにやむなく続けている商店街街路灯については、自治会防犯灯を含め市が一括管理する。
2	市の他事業と類似	—	—
3			
4			

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事業の継続性・持続可能性	商店街によっては、商店街の環境整備や市民の利便を目的に設置した街路灯が、現在では、町会・自治会が設置する防犯灯のように犯罪の防止等を目的として維持されている状況がみられる。	商店会が街路灯を維持することが困難となった場合の対応策として、防犯灯として維持する必要性の判断基準やその管理手法について検討する。
2	市の他事業と類似	（街路灯） 防犯灯としての役割に移行している街路灯が増えていくが、防犯灯については、設置費に対する補助を自治振興課で実施している。 （防犯カメラ） 市民安全推進課の実施している設置費に対する補助と類似している。	（街路灯） 上記と同様 （防犯カメラ） 防犯カメラ設置費補助金（市民安全推進課）との統合を検討する。
3			
4			

取組結果

所属名	商工振興課
事業名称	商業環境施設整備事業費補助金

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 事業の継続性・持続可能性	継続	令和5年度中に市内全商店会の街路灯LED化が完了となり、省エネ化に寄与した。 商店街街路灯管理のあり方については調査中の他市事例を参考として、検討を進めている。	-	-
2 市の他事業と類似	完了	令和5年度より、防犯カメラの補助については市民安全推進課所管の要綱に統合し、令和5年4月1日付けで、船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則のメニューから防犯カメラを除外する改正を行った。	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	商工振興課		
事業名称	商業環境施設維持管理費補助金				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付規則 船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付基準				
事業開始年月日	昭和46年度	最終制度改正年月日	令和4年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	商店街の環境整備を図るとともに、明るい魅力ある商店街環境をつくり、商店街の販売促進と消費者の利便を図る。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	商店街が管理する街路灯の維持管理費の一部を補助する 【対象経費】①街路灯電気料 ②電球等交換費 ③塗装補修費 【補助率】①2/3 ②10/10 ③1/2 【補助上限】①なし ②1球あたり2万円 ③2万円(塗装のみは1万円)				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	昭和46年度に、安全で明るく楽しい買い物できる商業環境整備を目的として、補助金交付要綱制定(昭和53年度に要綱を規則化)				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成21年度 省エネ電球交換費を補助対象に追加 ○平成22年度 省エネ化促進を目的とし、電気料補助率を省エネ電球の場合は2/3、水銀灯・蛍光灯の場合は1/2とする(ただし、省エネ電球の割合3/4以上の場合は補助率2/3、割合3/4未満の場合は補助率1/2とする) ○令和4年度 定期監査の指摘を踏まえ、電気料の補助率を2/3に統一 ○令和4年度 包括外部監査の指摘を踏まえ、補助対象経費を税抜き価格に変更 				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	街路灯を維持管理する商店会	事業概要のとおり			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	11,910	11,709	11,244	10,937
	うち一般財源	11,910	11,709	11,244	10,937
	決算(見込)額	10,181	8,230	10,099	-
対象者数・ 交付件数など	交付件数(電気料)	45件	45件	44件	42件
	“(電球交換)	2件	7件	6件	6件
	“(塗装補修)	0件	1件	1件	0件

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	4月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	電気料補助は年1回、その他は商店会からの申請の都度								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	0.2	人工	0.0	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	2	人	0	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	商工振興課
事業名称	商業環境施設維持管理費補助金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事業の継続性・持続可能性	商店会員の高齢化・減少により、街路灯の維持管理が困難となる商店会が増える恐れがある。	一部の商店街施設としてこだわりを持って管理している商店街を除き、地域防犯のためにやむなく続けている商店街街路灯については、自治会防犯灯を含め市が一括管理する。
2	市の他事業と類似	—	—
3			
4			

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事業の継続性・持続可能性	商店街によっては、商店街の環境整備や市民の利便を目的に設置した街路灯が、現在では、町会・自治会が設置する防犯灯のように犯罪の防止等を目的として維持されている状況がみられる。	商店会が街路灯を維持することが困難となった場合の対応策として、防犯灯として維持する必要性の判断基準やその管理手法について検討する。
2	市の他事業と類似	防犯灯としての役割に移行している街路灯が増えているが、防犯灯については、維持管理費に対する補助を自治振興課で実施している。	上記と同様
3			
4			

取組結果

所属名	商工振興課
事業名称	商業環境施設維持管理費補助金

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 事業の継続性・持続可能性	継続	街路灯電気料の補助率を4/5に引き上げたことにより、電気料高騰の影響を受ける商店会の負担軽減を図った。 商店街街路灯管理のあり方については調査中の他市事例を参考として、検討を進めている。	-	-
2 市の他事業と類似	継続	街路灯電気料の補助率を4/5に引き上げたことにより、電気料高騰の影響を受ける商店会の負担軽減を図った。 商店街街路灯管理のあり方については調査中の他市事例を参考として、検討を進めている。	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	商工振興課		
事業名称	創業支援推進事業費				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	産業競争力強化法、船橋市創業支援等事業計画、船橋市商工業戦略プラン				
事業開始年月日	平成26年10月	最終制度改正年月日	令和3年12月23日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	市内での創業者を増やし、事業者数の増加及び産業の新陳代謝を図ることで経済を活性化させる。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	<p>創業希望者に対し、近隣市や関係団体と連携しながら、相談窓口の開設や創業者向けの融資、また創業塾や起業家同士の交流会等を実施し、創業段階から創業後まで長期的に支援する施策を行っている。</p> <p>このうち、創業支援推進事業費で市が行っている事業は、創業者の掘り起しを目的とした「ふなばし起業スクールオープンセミナー」、発展的な知識取得を目的とした「ふなばし起業スクールフォローアップセミナー」を実施している。</p>				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	<p>事業所数が減少していること、他国に比べて開業率が低いことから、地域の開業率を上げ、雇用を生み出し産業の新陳代謝を図ることを目的に、平成26年1月に産業競争力強化法が施行された。その中で市区町村が民間事業者と連携しながら、創業支援等事業を行う創業支援等事業計画を策定し、国が認定する制度が設立され、船橋市においても平成26年に計画を策定し、創業支援等事業を実施している。</p>				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> ・ふなばし起業スクールオープンセミナー 女性起業家の掘り起しを目的に平成26年から「女性のための起業講座」としてスタートしたが、対象者を女性に限定せずに啓発を図るため、平成30年度に男女の垣根をなくした。平成30年度「ハッピー創業塾オープンセミナー」、令和元年度から「ふなばし起業スクールオープンセミナー」に名称変更。 ・ふなばし起業スクールフォローアップセミナー 市内創業者の更なる経営体力の強化(創業に必要な知識取得)を目的に、平成28年度から平成30年度まで「船橋創業実践塾」として実施。令和元年度からは船橋商工会議所が行っている「ふなばし起業スクール」と一貫した支援が実施できるよう実施事業者を統一し現名称とした。また、当初は複数回受講を前提として運用を行っていたが、単発講座の受講を可能とし、創業者が受講しやすいよう改善を図った。 ・創業実践塾卒業生支援補助金 創業実践塾を受講し、卒業した者が市内で創業する際の事業所等の賃料を一部補助し、市内の創業を促進する目的で平成29年度より実施。運用後、交付実績がなかったため令和2年度をもって廃止した。 				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	創業希望者	創業に関する啓発と知識取得			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	2,815	1,307	972	812
	うち一般財源	2,815	1,307	972	812
	決算(見込)額	811	837	812	-
対象者数・ 交付件数など	オープンセミナー参加者	74人	15人	53人	42人
	フォローアップセミナー参加者	57人	71人	48人	69人

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	6月、9月、1月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	年3回								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	0.2	人工	0.0	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	1	人	0	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	商工振興課
事業名称	創業支援推進事業費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業拡大の要望	コロナ禍において、多くの非正規労働者（7割が女性）が失業している現状を踏まえて、女性活躍支援の選択肢を広げていくためにも、年齢や経験に左右されない女性の創業支援に力をいれるべきという指摘がある。	創業支援等事業計画にNPO法人が実施している女性向け支援事業を組み込むことを検討する。
2 事業の効果検証	—	—
3 財源	—	—
4		

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業拡大の要望	—	—
2 事業の効果検証	他自治体では、ふなばし起業スクールオープンセミナーのような啓発事業は行っていない。（近隣市は市川市のみ）	オープンセミナーの効果について定量的な把握を行い、創業支援における啓発事業の効果的な手法のあり方について検証する。
3 財源	フォローアップセミナーについて、起業スクールを実施する商工会議所の事業として実施することができれば県補助の対象となる可能性がある。	フォローアップセミナーを商工会議所の事業として県補助の対象とすることができないか検討を行う。
4		

取組結果

所属名	商工振興課
事業名称	創業支援推進事業費

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 事業拡大の要望	継続	<p>一般社団法人(※)が実施する女性の起業支援を船橋市創業支援等事業計画に盛り込んだものの一般社団法人(※)から運営していくことは難しいとの回答があり、創業支援等事業計画から削除することとなった。</p> <p>特定創業支援等事業の受講者や大学生へのアンケート結果から、女性起業家同士の交流会を望む声があったことから、近隣市や先進事例を調査し検討を行っていく。</p> <p>(※)「二次評価における今後の方向性」におけるNPO法人が移行したもの</p>	-	-
2 事業の効果検証	完了	<p>令和5年度オープンセミナーの参加者数52名中32名(62%)が起業スクールの参加に繋がっており、オープンセミナーを受講することにより、起業スクールへの参加の可否の判断や起業に踏み出す一歩に繋がっていると考え。参加者に行ったアンケートにおいても「有意義であった」「大変参考になった」との声は多くあり、啓発事業として一定の効果はあるものと考え。</p>	-	-
3 財源	完了	<p>会議所と協議をした結果、商工会議所で実施している特定創業支援等事業で県補助の上限額まで活用している状態であり、フォローアップセミナーを商工会議所で実施することは難しいとの回答を得た。</p>	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	商工振興課		
事業名称	共同ビジネスマッチング事業費				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	共同ビジネスマッチング事業補助金交付要綱、商工業戦略プラン				
事業開始年月日	H28年4月1日	最終制度改正年月日	令和4年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	市内事業者の販路開拓を支援し、市経済の総合的な発展と改善を図る。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	船橋商工会議所に対し補助金を交付し、共同ビジネスマッチング事業を実施することで、事業の円滑な推進及び市経済の総合的な発展と改善を図っている。 船橋商工会議所は、専任コーディネーターを配置し、各事業者が有する技術、人材、機械設備、その他の情報を収集、整理・調整することで、具体的な受発注先の紹介、新規事業の創設や新製品の開発に向けての商談の設定など、市内事業者を繋いでいる。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	総人口及び労働力人口減少や高齢化の進行により、消費マーケットや生産活動の縮小が見込まれる中で、市内事業者の持続的な発展のため、事業者同士をつなぎ、新たな取引先の開拓や新商品開発を支援する共同ビジネスマッチング事業の実施に至った。また、新型コロナウイルス感染症による影響により、受注の減少や消費の自粛による売上の減少がみられ、市内事業者からは行政に望む支援策として「企業間連携・ビジネスマッチングの支援」を望む声は大きい。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成28年度 コーディネーター2名体制により事業者の情報収集を開始 平成29年度 事業者情報のデータベース化 平成30年度 ビジネスマッチングサイト公開・コーディネータ1名増員(3名体制) 令和2年度 サイト上にマッチング事例集を公開 令和3年度 コーディネータ1名削減(2名体制) 令和4年度 効果的なマッチングを図るため募集案件をサイトに掲載予定				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	市内事業者	受発注先の紹介、新商品開発に向けての商談設定			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	18,500	18,500	14,377	14,467
	うち一般財源	18,500	18,500	14,377	14,467
	決算(見込)額	18,144	17,843	13,495	-
対象者数・ 交付件数など	マッチング件数	71	141	84	

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	3月～4月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	月1回(定例会に参加)								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	0.2	人工	0.0	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	2	人	0	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	商工振興課
事業名称	共同ビジネスマッチング事業費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 相談対応体制	多くの相談案件がある中で1事業者に対し商談の場を設けられる件数は限られている。また、事業者のニーズによってはマッチングが困難な事例もある。	ビジネスマッチングサイト上に「募集案件」を掲載することで1案件に対し、多くの事業者と商談ができるよう、また、マッチングが困難な案件についても幅広くニーズ募集を行えるようサイト改修を行う。
2 事業の継続性・持続可能性	—	—
3		
4		

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 相談対応体制	—	ビジネスマッチングサイトの改修後も、船橋商工会議所と連携を図りながら、その効果等について確認の上、継続的に見直しの検討を行う。
2 事業の継続性・持続可能性	本事業は、市の100%補助事業として実施されているが、民間企業においては、マッチングを目的とする事業等が自立的に実施されている。	事業の持続可能性の観点から、自主財源を確保できる方策（バナー広告料等の徴収）についても検討する。
3		
4		

取組結果

所属名	商工振興課
事業名称	共同ビジネスマッチング事業費

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 相談対応体制	完了	<p>サイト改修を実施し、令和4年10月よりニーズ案件の掲載を実施した。これまでに7件のマッチング案件の掲載、2件のマッチングに繋がったもののニーズ案件に掲載するにはコラボレーション事業であること等の厳しい要件を設けていることやコーディネータを介してのマッチングの実現が難しいものを掲載しているため、掲載数の増加やマッチングには中々結びついていない。情報を掲載することでマッチングに結び付いた案件もあるため、ニーズ案件の掲載を継続して実施していくとともに掲載した際は船橋商工会議所と連携し情報発信を行っていく。</p>	-	-
2 事業の継続性・持続可能性	完了	<p>バナーのクリック件数を測定した結果、現状において、バナーのクリック数が少なく広告収入を取れる状況ではないと判断した。</p>	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	農水産課
事業名称	ふるさと農園整備費補助金		
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱		
事業開始年月日	昭和53年4月1日	最終制度改正年月日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	市内の遊休農地の解消と合わせ、市民の農業に対する理解を深めるため、また市民の健全なレクリエーションの場を提供すると共に農業者と消費者の交流を深め、都市農業の保全を図る。		
事業概要 (誰に、何を、どうするか)	ふるさと農園開設者(農園土地所有者)が実施するふるさと農園の整備に係る経費に対し、金銭的な補助を行う。		
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	市民の農業に対する理解を深めるため、また市民の健全なレクリエーションの場を提供すると共に農業者と消費者の交流を深めることを目的としている。 また遊休農地の解消をすすめることで都市農業の保全を図っている。		
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	開設または再整備にかかる費用に対する補助であり、特に制度の変遷は無い。		
事業内容	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)	
	ふるさと農園開設者(農園土地所有者)	ふるさと農園の新規または再整備の工事費に要する費用について、主に10aあたり15万円を補助する。	

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	2,554	3,023	584	901
	うち一般財源				
	決算(見込)額	2,208	2,550	9	-
対象者数・ 交付件数など	対象農園数	5		0	2

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	12月・1月・2月・3月・4月(利用者の更新時期)・2月・4月・8月(利用募集時期)・3月・4月(再整備時期)								
業務頻度 (年1回・月1回など)	常時(問い合わせ・利用募集の事務作業・雑草問題・利用者同士のトラブル対応・園主(地主)との折衝等々)								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	1.0	人工	0.0	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	1	人	0	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	農水産課
事業名称	ふるさと農園整備費補助金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の安定性	園主の相続人が農業経営をしていない、いわゆる非農家であった場合、現状の「ふるさと農園」方式での管理運営が困難となる恐れがあり、結果として遊休農地となってしまう可能性がある。	相続人が非農家になり、ふるさと農園としての維持が困難になった場合であっても、遊休農地化の抑制を図るため、現在の運営方式にこだわらず、その他の市民農園整備・運営策を検討する。
2 事務負担	—	—
3 実施主体	—	—
4		

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の安定性	—	—
2 事務負担	本市のふるさと農園も、園主と利用者間で手続きを行うべきだが、現状、市が一部の手続き及び市民対応を実施しており、事務の負担が大きくなっている。	地主が主体的に開設・運営できる市民農園整備・運営策について、効率的な方法を検討する。
3 実施主体	民間が市民農園を運営または開設している事例もある。	民間活力の活用を検討など地主が主体的に開設・運営できる市民農園整備・運営策についても検討する。
4		

取組結果

所属名	農水産課
事業名称	ふるさと農園整備費補助金

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 事業の安定性	完了	ふるさと農園に限定せず、農地の有効的な活用方法を広く案内するチラシを作成するなどし、遊休農地拡大防止のための取組を行った。	-	-
2 事務負担	完了	園主が主体的に運営に係わるように、園主と市の役割分担を再確認し、認識の共有を図ることや、より一層密に連絡を取り合うことにより、園主の意識の改善に努めた。また、新規開園や再開園の際の規程・協定の内容を一新し、役割分担を明記することで、園主がやるべきことを理解したうえで開設するように努めた。	-	-
3 実施主体	完了	農園の開設方法として、ふるさと農園以外にも民間事業者や個人による市民農園の開設方法も案内できる資料を作成し、民間活力の活用に努めた。	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	都市整備課		
事業名称	自転車等街頭指導費(政策経費)				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 自転車等の駐車対策に関する総合計画				
事業開始年月日	平成元年	最終制度改正年月日	-		
事業目的 (実現・達成したいこと)	自転車等放置禁止区域内における自転車等の放置の防止。				
事業概要 (誰に、何を、どうするか)	自転車等放置禁止区域内(市内25駅1停留所周辺)において、街頭指導員を配置し、自転車等を放置しようとする者に対し、直接的な啓発を行うことにより、自転車等の放置を防止している。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	昭和55年に自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律、昭和61年に船橋市自転車等の放置防止に関する条例が制定され、公共の場所に放置された自転車等の放置防止施策が必要となり、同法・同条例に基づき、放置自転車の撤去を実施してきた。しかし、同対策は一時的なものであり、撤去を実施しない日時や場所においては自転車が放置されるという状態になり、継続的に行える対策として本事業を実施することとなった。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	現地の指導員から寄せられる情報を元に対象区域内における放置状況(日時・時間帯・台数)に応じた指導員の配置を適宜行っている。				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	市民(自転車利用者)	自転車等放置禁止区域内に街頭指導員を配置し、自転車を放置しようとしている人への声掛けや、放置されている自転車に警告札を貼付するなどの方法で啓発を行っている。			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	77,083	71,571	71,810	71,179
	うち一般財源	77,083	71,571	71,810	71,179
	決算(見込)額	69,709	71,449	72,979	-
対象者数・ 交付件数など	指導員配置時間(延べ)	55,527	54,792	55,752	-
	放置自転車台数	2,914	2,036	1,496	-

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	4月(年度当初契約)、9月(予算要求)、3月(入札)				
業務頻度 (年1回・月1回など)	年252日稼働				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.4 人工	0.6 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	1 人	3 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	都市整備課
事業名称	自転車等街頭指導費（政策経費）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事業規模の縮小検討	15年前と比べ放置自転車は約10分の1に減少していることから事業規模の縮小検討が必要だが、街頭指導は、事業の性質上、効果測定が困難であり単純に規模を縮小することが難しい。	自転車等街頭指導費と一体の事業である自転車等移送費、自転車等保管場所管理費の効率的な事業運営を行い費用の縮減を検討すると共に、放置自転車所有者に適切な費用負担を求める。
2	指導体制の最適化	—	—
3			
4			

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事業規模の縮小検討	—	—
2	指導体制の最適化	最適な配置場所・日数・人数等を検討するうえで必要となる街頭指導に関する指導件数等実績の活用が図れていない。	指導件数等について集計と分析を行い、最適な指導体制の検討を行う。
3			
4			

取組結果

所属名	都市整備課
事業名称	自転車等街頭指導費（政策経費）

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 事業規模の縮小検討	完了	効率的な事業運営と費用の縮減方法を検討した結果、海神町南保管場所の廃止を実施した。 これにより大幅な費用の縮減を達成した。	-	-
2 指導体制の最適化	完了	指導件数等について集計と分析を行った結果、街頭指導業務においては、現場から提供される情報を基に配置を行うほうが効果的であることが判明した。 また、指導員を配置する事で自転車の放置を抑止する効果があることが改めて確認することができた。 今後も、現場からの声をもとに、柔軟な配置変更を実施し、効果的な指導を行っていく。	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	道路計画課
事業名称	老人福祉センター送迎バス活用事業費		
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	交通不便地域支援事業実施要綱		
事業開始年月日	平成16年7月1日	最終制度改正年月日	令和3年4月1日
事業目的 (実現・達成したいこと)	協力団体が船橋市内で運行する送迎バス路線において、高齢者等に対して送迎バスの空席や空き時間を利用し、市内の交通不便地域から最寄の公共交通機関等への移動の支援を行い、高齢者等が自由に社会参加できるまちづくりを行うことを目的とする。		
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	交通不便地域における移動について、市内在住の高齢者に最寄の公共交通機関等への支援を行う。		
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	市内には、公共交通機関の不便な地域が点在しており、その解消に向け平成13年度にコミュニティバス導入に向け検討を行ったが、公平性、費用対効果などの問題により実現できなかった。その後、各老人福祉センターが所有する送迎バスの空き時間に着目し、これを活用し高齢者を対象とし事業化した。		
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>対象者：市内在住65歳以上 要件：事前登録制 使用料：無料</p> <p>平成27年4月より東老人福祉センター送迎バスにおける医療センター受診者を対象とした医療センター輸送対策事業を追加</p>		
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)	
	市内在住65歳以上の高齢者	・原則1人で乗降できること ・無料	
	市内在住65歳未満医療センター受診者	・原則1人で乗降できること ・無料	

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	10,824	11,908	11,957	12,034
	うち一般財源	10,824	11,908	11,957	12,034
	決算(見込)額	9,963	11,035	11,378	-
対象者数・ 交付件数など	利用登録者数	7,245人	7,417人	7,630人	
	年間利用者数	29,878人	17,864人	21,964人	

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	12月～3月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	年1回:ルートの見直し、利用手引きの更新 月2回:利用登録手続き								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	0.6	人工	0.6	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	4	人	3	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	道路計画課
事業名称	老人福祉センター送迎バス活用事業費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の継続性・持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> 既存ストックの活用事業であるためコストカットは困難な一方で、受益者負担・特定財源がなく、安定的な事業継続に課題がある。 利用者（高齢者）の要望に応じて路線設定を行っているが、利用者は年々増加しており、受託事業者が対応しきれなくなっている。 	コスト、財源面及び利用者ニーズを反映出来る、将来にわたり持続可能な方策の検討が必要。
2 需要分析	—	—
3 事業の位置づけ	—	—
4		

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の継続性・持続可能性	—	—
2 需要分析	受益者負担を求めることが困難であるため、コストを抑えつつ利用者ニーズを反映する検討を行う必要がある。申請に基づき登録および抹消や更新、利用者集計に基づく分析を行っているが、道路計画課では住民基本台帳を利用することができないため、詳細な実態を把握することはできない。	高齢者人口の増加による利用者増が見込まれるため、引き続き既存ストックの活用事業として、利用状況と変化をできるだけ正確に把握し、変化する交通および地域の実情に寄り添って事業の最適化を図る。
3 事業の位置づけ	<p>公共交通施策と位置付けており、高齢者に限定せず広く市民が利用できることが望ましい。既存ストックの活用事業ではあるが、各協力団体の好意であり社会貢献の性質もあるため対象拡大が難しく、利用可能者が高齢者に限定されてしまっている。</p> <p>また、交通不便地域だけでなく、公共交通機関と同じルートも走行しているため、実態として、高齢者のための移動支援の性質が強い事業となっている。</p>	当初の事業目的や位置づけを踏まえて、現状が想定した状況と乖離していないか精査し、必要に応じて、今後のあり方を検討する。
4		

取組結果

所属名	道路計画課
事業名称	老人福祉センター送迎バス活用事業費

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 事業の継続性・持続可能性	継続	ルートや乗降場所の追加・変更を各老人福祉センターと協議し、決定した。今後も、利用者の希望、利用者の少ないルート、慢性的な遅延の対策等、利用者の要望や抱えている課題解決ため、関係者と協議しながらより効果的、効率的な運営を目指していく。	-	-
2 需要分析	継続	利用者等から要望のあった乗降場所やルートを委託事業者と試走するなど検討し、令和6年度のルートや乗降場所を決定した。	-	-
3 事業の位置づけ	継続	利用状況を引き続きモニタリングし、ルートや乗降場所について、利用者数や利用者の動向から、ルート変更や本事業の周知方法を検討し、本事業の利用者増となるよう努める。	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	住宅政策課
事業名称	住宅改修支援事業費		
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市住宅バリアフリー化等支援事業実施要綱 船橋市分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業実施要綱		
事業開始年月日	平成28年10月11日	最終制度改正年月日	令和4年4月1日
事業目的 (実現・達成したいこと)	安心して居住できる良好な住宅ストックの形成及び介護予防を図り、高齢になっても住み慣れた住宅に安心して長く居住することができるよう支援する。		
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	市民又はマンション管理組合に対し、バリアフリー化等に要する費用の一部を助成する。		
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	地域包括ケアシステム推進本部における「住まい部会」にて平成26年度に住まいに係る課題が整理され、平成27年度に策定された「船橋市住生活基本計画」の基本目標「(2)住宅ストックの適正な管理と質の向上」及び「船橋市高齢者居住安定確保計画」(平成27年度策定)の基本目標「①高齢になっても自宅に住み続けられるための「住宅の質の向上」」に対応する施策として策定委員会で提案され、平成28年度に事業を開始した。		
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>①「住宅バリアフリー化等支援事業」 平成30年度より、助成対象工事の下限を10万円から3万円に変更。 平成30年度より、助成額を工事費用の「10分の1」から「10分の3」に変更。(補助金の上限額は変更なし)</p> <p>②分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業 平成29年度より、対象工事に「椅子式階段昇降機の設置」を追加。</p>		
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)	
	①要支援・要介護等の認定を受けていない住宅所有者	対象工事費用の3/10(上限10万円) 要件:自ら居住していること等	
	②マンション管理組合	対象工事費用の1/3または住戸数に2万円を乗じた額のいずれか低い額(上限100万円) 要件:総会で決議されていること等	

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	11,000	10,400	9,887	11,340
	うち一般財源	11,000	10,400	9,887	11,340
	決算(見込)額	8,164	13,568	11,848	-
対象者数・交付件数など	住宅バリアフリー化等支援事業	76件	100件	83件	
	分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業	5件	10件	7件	

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	4月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	4月～1月/毎日				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.5 人工	0.8 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	3 人	2 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	住宅政策課
事業名称	住宅改修支援事業費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事業の目的・意義	市川市を除き、近隣市のほとんどが同様の事業を実施していない。	バリアフリー化率は4割程度と低い水準にあるため、今後も事業を推進する
2	類似事業との整理	—	—
3			
4			

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事業の目的・意義	要件等が特になくことから、事業目的に照らして効果的な対象になっていない可能性がある。	バリアフリー化率の向上や良質な住宅ストックとなるために必要な対象設定の検討を行う。
2	類似事業との整理	<ul style="list-style-type: none"> ・国において、税制優遇を行っている。 ・庁内において介護、高齢者、障害者の住宅改修補助事業がある。 	国制度の周知を行うとともに、住環境整備資金の助成に関する相談・申請窓口が4か所に分かれているため、それぞれの制度間で市民の混乱を生まないよう引き続き連携を図る。
3			
4			

取組結果

所属名	住宅政策課
事業名称	住宅改修支援事業費

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 事業の目的・意義	継続	引き続き、良質な住宅ストックとなるために必要な対象設定の検討を行う。	-	-
2 類似事業との整理	完了	引き続きホームページにて他課の住宅改修制度を案内することで連携を図るとともに、国制度の周知を行う。 また、環境部との調整のうえ省エネを促進する事業として「バリアフリー・断熱改修支援事業」に変更する予定。	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	住宅政策課		
事業名称	高齢者住み替え支援事業費				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市高齢者住み替え支援事業実施要綱				
事業開始年月日	平成28年6月1日	最終制度改正年月日	令和4年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	高齢者が可能な限り自立して住み続けられるよう支援する。				
事業概要 (誰に、何を、どうするか)	市内に居住している高齢者が、身体的、経済的な理由等により、住環境を改善するため、予算の範囲内において、市内の賃貸住宅に住み替える場合に助成を行い、高齢者が可能な限り自立して住み続けられるよう支援する。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	地域包括ケアシステム推進本部における「住まい部会」にて平成26年度に住まいに係る課題が整理され、平成27年度に策定された「船橋市住生活基本計画」の基本目標「(1)多様なニーズに応じた住まいづくりの推進」及び「船橋市高齢者居住安定確保計画」(平成27年度策定)の基本目標「③地域に住み続けられ、適切な住まいに入居できるための「居住の支援の充実」」に対応する施策として策定委員会で提案され、平成28年度に事業を開始した。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成30年度より、転居前の住まいに「持ち家」等を対象として追加した。 平成30年度より、収入要件の緩和を行った。 平成30年度より、補助金の対象費用に引越越し費用を追加した。 令和3年度より、転居前の要件を廃止した。				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	高齢者のみの世帯	1階又はエレベータのある民間賃貸住宅への転居であること等。 引越費用(半額)、仲介手数料(月額家賃の半額を上限)、礼金の合計額(上限15万円)			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	1,500	1,233	5,000	1,750
	うち一般財源	1,500	1,233	5,000	1,750
	決算(見込)額	1,356	1,506	1,096	-
対象者数・ 交付件数など	高齢者住み替え支援事業	19件	21件	18件	

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	特になし				
業務頻度 (年1回・月1回など)	(申請)月2件程度、(問い合わせ)月10件程度				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.3 人工	0.2 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	3 人	2 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	住宅政策課
事業名称	高齢者住み替え支援事業費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事業の目的・意義	近隣市では同様の事業を実施している自治体はない。	今後も事業の推進を図っていく。
2	対象者・対象要件	—	—
3			
4			

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事業の目的・意義	近隣市では、一部で住居の確保を目的とする事業は実施されているが、住環境の改善を目的とする住み替え補助事業は本市でしか実施されていない。	近隣市の動向等調査の上、本事業の目的の妥当性を検証する。
2	対象者・対象要件	事業開始当初から、要件を大幅に緩和したことで、補助対象の要件に転居前住居要件がなくなり、立ち退き要求や階段の上り下りが困難などの転居の必要性に迫られていない住み替えについても支援の対象になっているため、結果として当初から事業の目的が変化している。	事業開始当初の目的を踏まえ市として住み替えを支援すべき事由を改めて整理し、本事業の対象者・対象要件の検討を行う。
3			
4			

取組結果

所属名	住宅政策課
事業名称	高齢者住み替え支援事業費

項目		状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1	事業の目的・意義	継続	引き続き、近隣市の動向等調査を行い、本事業の目的の妥当性を検証する。	-	-
2	対象者・対象要件	継続	引き続き、対象者・対象要件の検討を行う。	-	-
3		-	-	-	-
4		-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	住宅政策課		
事業名称	近居同居支援事業費(親世帯・子育て世帯近居同居支援事業)				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市親世帯・子育て世帯近居同居支援事業実施要綱				
事業開始年月日	平成28年8月1日	最終制度改正年月日	令和4年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	多世代が地域の中で交流し、安心して暮らすことができる環境の構築				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	離れて暮らす親世帯と子育て世帯が近居又は同居するために必要な費用を助成することにより、多世代が地域の中で交流し、安心して暮らすことができるよう支援する。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	地域包括ケアシステム推進本部における「住まい部会」にて平成26年度に住まいに係る課題が整理され、平成27年度に策定された「船橋市住生活基本計画」の基本目標「(1)多様なニーズに応じた住まいづくりの推進」及び「船橋市高齢者居住安定確保計画」(平成27年度策定)の基本目標「②加齢による変化に応じ、住み替えることのできる「多様な住まいの確保」」に対応する施策として策定委員会で提案され、平成28年度に事業を開始した。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成31年度より、補助額を賃貸借契約の場合に一律5万円、住宅の建築・購入については一律10万円に変更。 平成31年度より、加算要件を新設した。(補助額最大20万円) 平成31年度より、転居する世帯の要件に最低居住面積水準を追加。 令和2年度より、「船橋市親世帯・子育て世帯近居同居支援事業」へ名称変更。 令和4年度より、対象となる期間を転居日を基準とした期間へ変更。				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	親世帯	離れて暮らす親世帯・子育て世帯が近居(直線距離で1.2km以内)、同居する。 賃貸借契約:5万円 住宅の建築・購入:10万円			
	子育て世帯	離れて暮らす親世帯・子育て世帯が近居(直線距離で1.2km以内)、同居する。 賃貸借契約:最大10万円 住宅の建築・購入:最大20万円			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	11,500	10,650	10,340	13,991
	うち一般財源	11,500	10,650	10,340	13,991
	決算(見込)額	9,450	12,050	12,450	-
対象者数・ 交付件数など	賃貸借契約	11件	26件	22件	
	建築・購入	63件	71件	81件	

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	4月、12月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	4月～12月/毎日								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	0.5	人工	0.8	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	3	人	2	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	住宅政策課
事業名称	近居同居支援事業費（親世帯・子育て世帯近居同居支援事業）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事業の目的・意義	世帯の形態は常に変化していくものである為、目的を達成したかどうかの判断が難しい。	世帯形態の変化等を踏まえ、より有効な手段がないか他市の事例を研究していく
2	事業の効果検証	—	—
3			
4			

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	事業の目的・意義	—	<p>転居前の事前申請とするなど、本事業により近居同居を促すよう、効果的な制度となるための検討を行う。また、継続的な調査を行うなど事業の効果検証を行う。</p>
2	事業の効果検証	<p>現制度は、近居同居後の補助申請を認めている。過去に実施したアンケートでは、事業の存在を「転居前に知った」が約半数であり、そのうち「近居同居の後押しとなった」との回答が約半数にとどまっており、本事業が近居同居の実現にどの程度影響を与えたのか、評価が難しい。</p>	
3			
4			

取組結果

所属名	住宅政策課
事業名称	近居同居支援事業費（親世帯・子育て世帯近居同居支援事業）

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 事業の目的・意義	完了	令和6年度からより直接的に少子化対策に寄与する事業とするため、結婚新生活支援事業を現行の近居同居支援事業と併せて実施する。	-	-
2 事業の効果検証	完了	令和6年度より事前申請とすることを原則とし、併せて一定期間の経過措置を設け、事前申請であることの周知を図る。また、必要に応じて事業を利用したことによる変化を問うアンケートを継続する。	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	警防指令課
事業名称	消防団運営費交付金		
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市消防団運営費交付金要綱		
事業開始年月日	昭和36年度	最終制度改正年月日	平成14年4月1日
事業目的 (実現・達成したいこと)	消防団に対し、交付金を交付することにより、消防組織の充実、消防団の円滑な運営及び消防団員の資質の向上を図る。		
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	消防団に一定額の交付金を交付することにより、消防団の円滑な運営を支援するもの。		
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	昭和22年に消防団令が公布され、船橋市消防団が結成された。その後、消防団組織が確立されていく中、消防団組織の充実や円滑な運営、資質の向上を目的として、昭和36年度から事業が開始された。		
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	班運営費 平成15年4月1日以前は、1ヶ班 一律220,000円を交付していたが、平成15年4月1日以降は、1ヶ班 施設運営費76,000円及び班割運営費1人×12,000円に改正され、消防団器庫の維持管理のための費用と消防団員が必要とする消耗品などの費用に分け、より実態に即したものとなった。		
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)	
	消防団員	団本部運営費 500,000円 分団本部運営費 40,000円×20分団 班運営費 76,000円×57班 70,500円×2班 12,000円×602人 女性消防部運営費 101,000円×2班 ※人数については、令和4年度実績	

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	13,559	13,739	13,715	13,199
	うち一般財源	13,559	13,739	13,715	13,199
	決算(見込)額	13,233	11,562	11,248	-
対象者数・ 交付件数など	消防団員(人)	638	620	613	

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	3月、4月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	年1回								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	1.5	人工	0.0	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	2	人	0	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	警防指令課
事業名称	消防団運営費交付金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の透明性	支出範囲について、透明性を確保することが重要	研修等により、支出範囲の周知を行い、透明性を確保していく
2		
3		
4		

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の透明性	<ul style="list-style-type: none"> ・他市と比較して、本市は予算規模が大きくなっている。 ・要綱での支出範囲は広報・資質向上・知識普及・その他運営に必要な事業とあるが、実際の支出はその他運営に必要な事業の条項にあたる消耗品費、食糧費、光熱水費が主となっている。 	他市の予算規模及び対象経費との違いを明確にしておくほか、要綱及び細則に対象経費を明記することにより、事業や予算規模の透明性の確保を図る。
2		
3		
4		

取組結果

所属名	警防指令課
事業名称	消防団運営費交付金

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 事業の透明性	継続	消防団は地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在であり、消防団の運営を活性化するため他市の状況を踏まえ、使用用途を検討してきた。今後も地域防災力を維持するために引き続き他市の状況等を参考にしながら、使用用途について研究、検討を行っていく。	-	-
2	-	-	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	学務課
事業名称	私立幼稚園運営費補助金		
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市私立幼稚園運営費補助金交付規則		
事業開始年月日	昭和54年5月1日	最終制度改正年月日	平成29年4月1日
事業目的 (実現・達成したいこと)	私立幼稚園の負担軽減を図ることで、幼児教育の振興を図る。		
事業概要 (誰に、何を、どうするか)	私立幼稚園に対して運営費補助金を交付し、私立幼稚園の負担を軽減することで、幼児教育の振興を図る。		
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	本市では、昭和30年代の高度経済成長期に人口が急増し、小中学校の建設が急務であった。そのため、公立幼稚園の建設が困難であったことから、幼児教育は私立幼稚園に担ってもらい、市は私立幼稚園運営のための補助金を交付することとした経緯がある。 (補助金等に関しては、船橋市私立幼稚園連合会とも協議している)		
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>【昭和54年5月1日 補助金費目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務に要する費用「補助単位」1学級あたり 2 教材の購入に要する費用「補助単位」園児1人あたり 3 教員の研修に要する費用「補助単位」教員1人あたり 4 障害児の指導に要する費用「補助単位」障害児1人あたり 5 施設等の整備に要する費用「補助単位①」幼稚園割、「補助単位②」1学級あたり <p>【平成24年4月1日 費目追加】東日本大震災を契機に防災用品の備蓄が必要となったため</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 災害対策に要する費用「補助単位」園児1人あたり <p>【平成26年4月1日 費目追加】私立幼稚園で義務付けられている健康保持等に関する検査を実施するため</p> <ol style="list-style-type: none"> 7 健康診断に要する費用「補助単位」園児1人あたり <p>【平成29年4月1日「補助単位」変更】 教材の購入、教員の研修に要する費用の「補助単位」に幼稚園割を追加した</p> <p>※補助単価は幼稚園の運営状況により増額している。</p>		
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)	
	私立幼稚園	「船橋市私立幼稚園運営費補助金交付規則」別表のとおり	

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	105,030	100,200	99,760	96,030
	うち一般財源	105,030	100,200	99,760	96,030
	決算(見込)額	97,935	89,055	89,368	-
対象者数・ 交付件数など	補助対象施設数	42園	41園	41園	40園

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	2月～4月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	年1回(申請受付、審査、支給、実績報告書審査、戻入処理)								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	0.6	人工	0.6	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	2	人	2	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	学務課
事業名称	私立幼稚園運営費補助金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	背景の変化	近年、私立幼稚園の在園児は大幅に減少している傾向にあり、幼稚園によっては、補助項目のうち、園児数に応じて補助額を算定するものについて、補助額が少額となるケースが生じる。	平成29年度に一部補助項目で施設単位（幼稚園割）を追加したように、今後も補助の項目や算定方法について、幼稚園の実状の変化を踏まえた見直しを検討していく。
2			
3			
4			

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	背景の変化	—	—
2			
3			
4			

取組結果

所属名	学務課
事業名称	私立幼稚園運営費補助金

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 事業の透明性	継続	私立幼稚園等からのご意見、ご要望、他市の私立幼稚園に対する補助金の状況、県（国）の経常費補助の状況の把握を行い、制度内容の見直し（改善）を行った。今後も、状況の把握、改善等の検討を実施し、事業を継続していく。	-	-
2	-	-	-	-
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	保健体育課		
事業名称	児童・生徒防犯対策費(スクールガード関係事業)				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	スクールガード・リーダー: 船橋市スクールガード・リーダー実施要綱 スクールガード: 予算				
事業開始年月日	スクールガード・リーダー: 平成17年 スクールガード: 平成18年9月1日	最終制度改正年月日	要綱最終改正: 令和4年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	児童生徒の不審者被害を減らす。				
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	スクールガード・リーダーにより、学校の防犯活動に関わる保護者及び地域住民並びに学校に対する、より効果的な防犯活動を行うための指導等を行う。また、無償ボランティアであるスクールガードにより、登下校の時間帯に児童生徒が不審者被害に遭わないよう、地域での見守り活動を行う。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	スクールガード・リーダー: 文部科学省の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」により平成17年度から実施。 スクールガード: 平成17年に全国で子供が犠牲になる悲惨な事件が相次いだため、登下校時の子供たちが犯罪に巻き込まれないよう、地域住民の目で見守り活動を行うという趣旨の下、平成18年9月から実施。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p><スクールガード・リーダー></p> <p>H17: スクールガード・リーダー1人により、七林小、八木が谷小、前原小、田喜野井小で実施。 H18: 市内55校の小学校を5人のスクールガード・リーダーで実施。 H19: 船橋市独自の事業として2人を追加し、7人体制で実施。 H21: 千葉県が事業を廃止(間接補助事業)したため、船橋市単独の事業として実施。 H22: 中核市として国の直接補助を受けて実施。(補助率1/3) H23: 8人体制で実施 H24: 11人体制で実施 H27: 対象の学校に中学校・特別支援学校を追加</p> <p><スクールガード></p> <p>登録者数 H18(当初):3,859人 R1:5,472人 R2:4,648人 R3:3,830人</p>				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	児童生徒	登下校時の見守り			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	6,099	6,061	5,973	6,040
	うち一般財源	3,188	3,797	4,086	4,330
	決算(見込)額	5,952	5,943	6,005	-
対象者数・ 交付件数など	スクールガード・リーダー報償費	5,639	5,748	5,908	-

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	スクールガード・リーダー:学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(補助率1/3 ※割落としあり)
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	4月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	スクールガード・リーダー…毎月1回(4月のみ2回) スクールガード…日々								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	0.1	人工	0.0	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	2	人	0	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	保健体育課
事業名称	児童・生徒防犯対策費（スクールガード関係事業）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の安定性	スクールガードは、ボランティアにより成り立っているため、ボランティアの確保が課題である。	・ボランティアの確保のため、スクールガードに参加しやすいよう改善を図る。（令和3年度から改善実施中） ・教育委員会から保護者に対して参加のはたらきかけを行う。
2 事業の実施方法の他市との違い	—	—
3 事業目的と実態の乖離	—	—
4		

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の安定性	地域の安全に寄与してきた既存のボランティアが高齢化し、スクールガードの担い手が不足している。	ボランティアの担い手確保が難しくなっていることから、他自治体の取組例も参考にして、個人の負担が小さい形で新たな主体がスクールガードに参加することを促し、スクールガードの裾野を広げる取組を行う。
2 事業の実施方法の他市との違い	近隣市7市中、スクールガード・リーダー事業を実施しているのは2市であり、他5市は実施していない。スクールガード・リーダーを実施している2市において、スクールガード・リーダーもボランティアが担っている事例がある。	近隣市の実施方法も調査・研究の上、より効果的に事業目的を達成する方法や報償費の適正な水準について検討を行う。
3 事業目的と実態の乖離	市は、スクールガードを不審者対策の担い手としているが、地域では、通学路の交通安全対策の担い手として一部認識されている実態がある。	スクールガードの役割や活動時の注意点をまとめた資料を作成・配付することにより、関係者が正しく認識を共有できるよう周知を徹底する。
4		

取組結果

所属名		保健体育課			
事業名称		児童・生徒防犯対策費（スクールガード関係事業）			
項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況	
1	事業の安定性	継続 令和5年度において、令和4年度と同様の取組として、小学校の保護者向けにスクールガード個人登録の案内を行い、約100名の登録者増加につながった。また、令和5年6月に包括連携協定を結んだ事業者と協議を行い、11月から営業活動等をしながら市内の児童生徒の見守りを行っていただくことで、地域住民だけでなく、保護者や企業といった多様な主体による見守りが実現できた。	-	-	
2	事業の実施方法の他市との違い	完了 本市においては、千葉市と同様に、スクールガード・リーダーを教員OBに委嘱し、専門性を生かしながら学校への助言・指導を行っている状況であり、当面は現状のとおり、有償ボランティアとして実施することが適切である。さらに、報償費の水準に関して、同様に有償ボランティアとして実施している千葉市と比較した結果、著しく高いという状況ではないことから、現状の報償費の水準を維持することとする。	-	-	
3	事業目的と実態の乖離	継続 令和5年4月にスクールガード登録リーフレットの改訂を行い、同月末までに全小学校に配付した。リーフレットには、「スクールガードには、自動車を停止させる等の権限がありません」と明記し、交通安全対策ではなく、不審者対策であることが分かるように改訂を行うことで、「スクールガード」の目的について、学校関係者に正しい認識を共有することにつながった。	-	-	
4		-	-	-	

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	総合教育センター
事業名称	教育フェスティバル費		
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市教育振興基本計画の基本方針3「学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります」における推進目標1「学習指導の改善による学力の向上」施策3「主体的な学習活動の奨励」		
事業開始年月日	平成3年度	最終制度改正年月日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	児童生徒の主体的な学習活動を発表する場を提供することにより、思考力・判断力・表現力等の育成を図る。		
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	市内の児童生徒を対象とした「社会科作品展」や「科学論文・工夫作品展」などを開催し、児童生徒の学習成果を披露させる。また、両作品展における優れた研究・作品及び別に開催される「算数・数学チャレンジふなばし」での成績優秀者等を表彰する。		
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	将来の予測が困難な複雑で不確実な状況の時代においても、既習の基礎的・基本的な知識や技能を活用し、主体的に学習に臨み、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力などを育成する必要があるため。		
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	市内の小・中学全校より作品等を募集している。教育フェスティバル当日の来館者の制限はなし。ただし、コロナ禍においては、来館者数を制限した。		
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)	
	市内小・中学生		

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	865	868	1,034	1,055
	うち一般財源	865	868	1,034	1,055
	決算(見込)額	862	667	711	-
対象者数・ 交付件数など	来館者数	4,169	中止	956	3,130

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	9月～10月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	年1回(毎年10月下旬)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	下記に記載のとおり			人工
	従事者数				人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

【別記】「業務量」について

1. 作品展に関する業務(4名)

- ・理科、社会の作品展開催の案内
- ・理科、社会の作品の回収、保管
- ・作品の点検、審査
- ・作品集の発刊

2. 「算数数学チャレンジふなばし(以下コンクール)」に関する業務

- ・コンクールの案内(4名+実行委員10名)
- ・コンクールで使う問題作成(教員による実行委員会を組織)
- ・コンクールでの審査
- ・会場設営

3. 教育フェスティバルに関する業務

- ・作品展、コンクールでの表彰準備(氏名確認、賞状)
- ・表彰式会場設営と後片付け
- ・作品の展示
- ・駐車場の管理、案内
- ・施設の安全管理(コロナ対策含む)
- ・本センターの常勤職員全員(26名)会計年度任用職員(数名)でフェスティバル当日(2日間)の運営を行っている。

評価結果

所属名	総合教育センター
事業名称	教育フェスティバル費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	作品の有効活用	生徒が作成した作品を、作品集として取りまとめて、学校等に配付しているが、有効活用がされていない。	生徒が作成した作品をインターネットで配信し、広く周知することを検討している。
2	作品集の必要性	—	—
3	有効性	—	—
4	事務負担	—	—

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	作品の有効活用	—	—
2	作品集の必要性	・近隣市7市中6市は、作品集を作成していない。 ・小学校の作品を取りまとめた作品集にもかかわらず、漢字で記載されており、作品集の配付対象などが明確でない。	紙の作品集については、その必要性、また、他の媒体での配付についても検討を行う。
3	有効性	紙で作成した作品集は、基本的に学校に保管され、活用されていない。	作品集について、その必要性や冊子以外の媒体での配付検討を行う。
4	事務負担	作品集の作成にあたり、各作品の概要を作成する業務における事務が負担となっている。	作品集について、その必要性や冊子以外の媒体での配付検討を行う。

取組結果

所属名	総合教育センター
事業名称	教育フェスティバル費

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 作品の有効活用	完了	<p>作品集の配布について、審査員用と学校配付用は、教職員向けポータルサイトに掲載し、出展者には出展記念として作品集を配付することとなったため、作成部数を減らすことができ、経費を削減することができた。</p> <p>特別賞受賞作品の周知方法については、教育フェスティバルや社会科作品特別展の開催を「広報ふなばし」や市内X（旧Twitter）やホームページ等で、開催の周知機会を多く生み出すことで、優れた作品を実際に見ていただく人数を増やすよう取り組んだ。</p>	-	-
2 作品集の必要性	継続	<p>学校職員や昨年度の審査員より意見を集約し、所内で検討した結果、学校代表である出展者には記念として冊子を配付することとした。</p> <p>しかしながら、出展者への作品集配付については、引き続き見直しや検討が必要である。</p>	-	-
3 有効性	完了	<p>学校代表である出展者用に、作品集を作成し送付した。審査員用と学校保管用については、教職員向けポータルサイトにアップロードし配布方法を改めた。</p>	-	-
4 事務負担	完了	<p>冊子の作成部数を減らすことだけでなく、冊子の内容自体を見直し、作成する紙面を減らすことで、作成する側の学校にとっても、校正・編集する側にとっても大きな業務改善となった。</p>	-	-

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	文化課
事業名称	船橋市文学賞(船橋市文学賞・文学講座)		
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	なし		
事業開始年月日	昭和63年度	最終制度改正年月日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	船橋市における文学活動の振興を図るため、また創作活動をしている市民に作品を発表する場を提供することにより、文芸活動が盛んになることを目的として実施している。		
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	小説・児童文学・詩・短歌・俳句の各部門の作品を公募し、特に優れた作品を選奨(文学賞、佳作を選考)する。3月には授賞式と懇談会を開催して選者と受賞者、応募者の交流の場を設けており、文学賞、佳作を受賞した作品からは「船橋市文学賞作品集」として編集し有償頒布をしている。文学講座は小説部門から順に1部門ごとに実施しており、講師は原則として文学賞選者となっている。		
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	市民の日常的な文学活動の活性化を通して、豊かな市民生活の創造に資することを目的とし、昭和63年に創設。		
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	制度の変遷は特になし		
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)	
	市内在住、在勤、在学、市内公民館等で文芸活動に参加している方		

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	2,808	2,783	2,762	2,762
	うち一般財源	2,808	2,783	2,762	2,762
	決算(見込)額	2,677	2,581	2,492	-
対象者数・ 交付件数など	文学賞応募者数	168件	138件	148件	141件
	文学講座応募者数※	36/30人	コロナにより中止	20/20人	30/30人
	※文学講座は例年定員を超える応募があり、定員に達して以降の応募は断っている。				

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	9・10月、1・2月								
業務頻度 (年1回・月1回など)	年1回								
人工		常勤職員		会計年度任用職員		再任用(フル)		再任用(短)	
	人工	1.0	人工	1.0	人工	0.0	人工	0.0	人工
	従事者数	1	人	1	人	0	人	0	人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	文化課
事業名称	船橋市文学賞（船橋市文学賞・文学講座）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の目的・意義	市川市を除き、近隣市のほとんどが同様の事業を実施していない。	—
2 事業の周知・活性化	対象者が固定されている懸念があり、直近10年間で応募者が200件前後で増減がない。	—
3 事務負担	冊子作成にあたり応募作品の手書き文字をデータ化する事務負担が大きい。しかし、読み取りできない文字が多くあることからAI-OCRの活用は困難。	あらかじめデジタル化された電子メール応募の推奨等、事務効率化を検討。
4		

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の目的・意義	他市においては地域活性化や市の周知という主旨から当該市特有の内容をテーマにしているケースが見受けられるが、船橋市は市ゆかりのテーマ設定がないなど、船橋市が事業を実施する目的・意義が不明確となっている。	船橋市が事業を実施する目的・意義を改めて整理し、目的・意義に則した実施方法を検討する。
2 事業の周知・活性化	・応募者の実力をみる意図で短歌俳句は30作品の提出を応募条件としているため、応募者となるハードルが高い。 ・応募者の年代に偏りがある傾向が見られる。	
3 事務負担	—	—
4		

取組結果

所属名	文化課
事業名称	船橋市文学賞（船橋市文学賞・文学講座）

項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況
1 事業の目的・意義	継続	本事業の実施目的等を整理することとしているが、今年度中に結論に至らなかったため、引き続き検討している。	-	-
2 事業の周知・活性化	継続	あらためて本事業の実施目的等を整理している段階であり、その状況に合わせて実施方法を検討している。	-	-
3 事務負担	完了	冊子作成にあたり、受賞作品については、紙媒体で応募された原稿についても、できる限りデータでの提供を求め、事務効率化を図った。	-	-
4	-	-	-	-